

第百五十四回国
参議院
総務委員会
會議録第十九号(その一)

平成十四年七月十一日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月二十五日

辞任

池口 修次君

六月二十六日

辞任

榛葉賀津也君

七月二日

辞任

森元 恒雄君

七月三日

辞任

北岡 秀二君

内藤 正光君

七月四日

辞任

谷林 正昭君

補欠選任

高橋 千秋君

補欠選任

内藤 正光君

補欠選任

北岡 秀二君

補欠選任

森元 恒雄君

補欠選任

谷林 正昭君

補欠選任

内藤 正光君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

田村 公平君

景山俊太郎君

谷川 秀善君

浅尾慶一郎君

伊藤 基隆君

岩城 光英君

小野 清子君

久世 公堯君

沓掛 哲男君

南野知恵子君

日出 英輔君

委員

衆議院議員

修正案提出者

修正案提出者

総務大臣

片山虎之助君

事務局側

常任委員会専門

員

入内島 修君

八代 英太君

榎屋 敬悟君

森元 恒雄君

山内 俊夫君

高嶋 良充君

高橋 千秋君

内藤 正光君

松井 孝治君

魚住裕一郎君

木庭健太郎君

八田ひろ子君

宮本 岳志君

松岡満壽男君

渡辺 秀央君

又市 征治君

本日の会議に付した案件

○日本郵政公社法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本郵政公社法施行法案(内閣提出、衆議院送付)

○民間事業者による信書の送達に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○民間事業者による信書の送達に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○民間事業者による信書の送達に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○民間事業者による信書の送達に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○民間事業者による信書の送達に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○民間事業者による信書の送達に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○民間事業者による信書の送達に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○民間事業者による信書の送達に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○民間事業者による信書の送達に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○民間事業者による信書の送達に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○民間事業者による信書の送達に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

民間事業者による信書の送達に関する法律案、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、以上四案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。片山総務大臣。

○国務大臣(片山虎之助君) 日本郵政公社法案、日本郵政公社法施行法案、民間事業者による信書の送達に関する法律案及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

初めに、日本郵政公社法案について申し上げます。

この法律案は、中央省庁等改革基本法第三十三条第一項の規定に基づき、郵政事業を一体的に経営する国営の新たな公社として、日本郵政公社を設立するものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、日本郵政公社は、独立採算制の下、信書及び小包の送達の役務、簡易で確実な貯蓄、送金及び債権債務の決済の手段並びに簡易に利用できる生命保険を提供する業務等を総合的かつ効果的に行うことを目的とすることとしております。

第二に、日本郵政公社に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事十六人以内及び監事三人以内を置くとともに、総裁、副総裁及び理事で組織される理事会を置くこととしております。

第三に、日本郵政公社は、郵便、郵便貯金、郵便為替、郵便振替、簡易生命保険の業務及び印刷の売りさばき、恩給その他の国庫金の支払の業務を行うほか、国債等の募集の取扱、外貨両替及び旅行小切手の売買の業務等を行うことができることとするともに、その業務を行うため郵便局

を設置しなければならないこととしております。

また、日本郵政公社は総務大臣の認可を受けて中期経営目標及び中期経営計画を定め、総務大臣は、各事業年度及び中期経営目標に係る日本郵政公社の業務の評価を行うこととしております。

第四に、日本郵政公社の会計は企業会計原則によるものとするほか、財務諸表、国庫納付金、郵便貯金資金等の運用方法等について所要の規定を設けることとしております。

第五に、日本郵政公社の役員及び職員は国家公務員とし、その報酬・給与、服務等について所要の規定を設けることとしております。

その他、日本郵政公社に対する総務大臣の経営改善命令等の監督規定を設けるとともに、財務、業務及び組織の状況その他経営内容に関する情報の公表について規定を設けることとしております。

この法律の施行期日は、平成十五年四月一日としております。

続きまして、日本郵政公社法施行法案について申し上げます。

この法律案は、日本郵政公社法を施行するため、日本郵政公社の設立の準備に関する事項等を定めるとともに、関係法律の規定の整備等を行うこととするものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、総務大臣は、日本郵政公社法の施行日前に、日本郵政公社の総裁又は監事となるべき者を指名し、及び設立委員会を命ずることとしております。

第二に、設立委員は、施行日前に、日本郵政公社の設立準備を完了し、その事務を総裁となるべき者に引き継がなければならないこととしております。

第三に、郵政事業等の職員である者は、施行日に日本郵政公社の職員になることとしております。

第四に、日本郵政公社法の施行の際現に改正前の総務省設置法に定める郵政事業に關し国が有する権利及び義務は、政令で定めるものを除き、日本郵政公社が承継することとしております。また、解散する簡易保険福祉事業団の資産及び債務は、日本郵政公社が承継することとしております。

第五に、郵便法等について、業務の実施主体を総務大臣から日本郵政公社に改める等のほか、関係法律の規定の整備等を行うこととしております。

この法律は、一部を除き、日本郵政公社法の施行の日から施行することとしております。

続きまして、民間事業者による信書の送達に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、中央省庁等改革基本法第三十三条第三項の規定による検討の結果に基づき、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を設けること等により、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ利用者の選択の機会の拡大を図る観点から提案したものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

この法律案において、信書便とは郵便に該当するものを除き他人の信書を送達することをいうこととした上で、信書便の役務を他人の需要に應ずるために提供する事業として一般信書便事業及び特定信書便事業の二つの事業類型を設けることとし、それぞれの事業を営もうとする者は総務大臣の許可を受けなければならないことを定めることとしております。また、これらの者が信書便物の送達を行う場合は、他人の信書の送達を業とすることを禁止する郵便法第五條第二項の規定は適用しないことを定めることとしております。

まず、一般信書便事業とは、その提供する信書便の役務のうち、長さ、幅、厚さがそれぞれ一定以下であり、かつ、重量二百五十グラム以下の信書便物を国内において差し出された日から原則三日以内に送達する一般信書便役務を含むものをいうこととしております。この一般信書便事業の許可に際しては、その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること、その事業の計画が全国の区域において一般信書便役務に係る信書便物を引き受け、かつ、送達する計画を含むものであること等を審査することとするほか、その業務の運営に当たっては、一般信書便役務に係る料金を事前届出制とし、約款及び信書便管理規程を認可制とすること等を定めることとしております。

次に、特定信書便事業とは、その提供する信書便の役務が特定信書便物役務のみであるものをいい、特定信書便役務とは、信書便物が差し出されたときから三時間以内に当該信書便物を送達する信書便の役務等をいうこととしております。この特定信書便事業の許可に際しては、その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること等を審査することとするほか、その業務の運営に当たっては、約款及び信書便管理規程を認可制とすること等を定めることとしております。

以上のほか、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、この法律に基づく総務省令の制定及び許可等の処分を行うに当たって、審議会に諮問することとするほか、必要な規定を整備することとしております。

この法律は、一部を除き、平成十五年四月一日から施行することとしております。

最後に、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴い、関係法律の規定の整備等を行うものとしてあります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、郵便法において、信書について定義規定を設けることとしております。

第二に、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律等、郵便の利用に関する規定が置かれていた諸法律について、民間事業者の提供する信書便の役務の利用を可能とするための所要の規定の整備を行うこととしております。

第三に、以上のほか、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴い、関係法律について所要の規定の整備を行うこととしております。この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行の日から施行することとしております。

以上が、日本郵政公社法案、日本郵政公社法施行法案、民間事業者による信書の送達に関する法律案及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(田村公平君) この際、日本郵政公社法案及び日本郵政公社法施行法案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員八代英太君から説明を聴取いたします。八代英太君。

○衆議院議員(八代英太君) おはようございます。どうぞよろしく願いいたします。

た、たいま議題となりました日本郵政公社法案及び日本郵政公社法施行法案につきまして、衆議院における修正の理由とその内容について御説明申し上げます。

まず、日本郵政公社法案に対する修正について申し上げます。

その一は、郵便局のあまねく全国における設置の明記についてであります。

政府原案におきましては、公社は、総務省令の定めるところにより、郵便局を設置しなければならないこととしておりますが、現在、約二万四千

七百の郵便局が離島や山間地を含め全国各地にあまねく設置され、この郵便局のネットワークを通じて、郵便事業のユニバーサルサービスを保証するとともに、住民生活に直結した各種の業務やひまわりサービス等の福祉施策等が実施されており、郵便局は地域社会の拠点として不可欠な存在となつております。こうした郵便局及び郵便局ネットワークの意義、機能は、公社化に際しても引き続き確保・充実させていくことが重要であり、現行の郵便局ネットワークを維持する必要があると

このため、公社は、総務省令で定めるところにより、郵便局をあまねく全国に設置しなければならないこととしたものであります。

その二は、出資に関する規定の追加についてであります。

今回の郵政事業の公社化の意義は、公社化により経営の効率化等を図り、公共性の高いサービスを全国あまねく提供することと可能とし、国民利用者の利益を増進することにあります。また、郵便事業への民間参入等を踏まえ、競争に対応しつつユニバーサルサービスの維持を図る観点から公社の経営の自由度を高めることも必要であります。

こうしたことから、公社の出資に関する規定を新たに設けることとしたものであります。

すなわち、公社は、郵便の業務の運営に特に必要のある場合には、総務大臣の認可を受けて、当該業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に投資することができることとしております。

その三は、国庫納付金についてであります。

政府原案においては、公社は、公社の経営の健全性の確保に及ぼすおそれがないと認められる範囲内で政令で定める基準により計算した額を国に納付するものとしておりますが、これを、これを、公社の経営の健全性を確保する見地から、公社は、その経営に支障が生じないよう、積立金増加額の一部を国に納付することとしたものであります。

すなわち、公社は、中期経営計画の期間の最後の事業年度に係る利益又は損失の積立金等としての整理を行った後、公社の経営の健全性を確保するため必要な額として政令で定めるところにより計算した額を超える額の積立金がある場合において、政令で定める基準により計算した額を国に納付するものとするものであります。

そのほか、これらの修正に伴う所要の規定の整備を行うこととしたものであります。

次に、日本郵政公社法施行法案に対する修正について申し上げます。

この修正は、日本郵政公社法案を修正することに伴い、所要の規定の整備を行うこととしたものであります。

以上が衆議院における修正の理由及びその内容であります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(田村公平君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

四案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時十一分散会

七月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、シベリア抑留者に対する国家補償に関する請願(第四〇九三号)

第四〇九三号 平成十四年六月二十一日受理

シベリア抑留者に対する国家補償に関する請願

請願者 横浜市泉区中田北三ノ五一ノ一〇

山口佐一 外九十九名

紹介議員 浅尾慶一郎君

この請願の趣旨は、第三二四四号と同じである。

七月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本郵政公社法案

一、日本郵政公社法施行法案

一、民間事業者による信書の送達に関する法律案

一、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

日本郵政公社法案

(本号(その二)に掲載)

日本郵政公社法施行法案

(本号(その二)に掲載)

民間事業者による信書の送達に関する法律案

(本号(その二)に掲載)

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(本号(その二)に掲載)

平成十四年七月十七日印刷

平成十四年七月十八日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

A

第百五十四回国会 参議院 総務委員会 會議録 第十九号 (その二)

(本号(その一) 参照)

(小字及び一は衆議院修正)

日本郵政公社法案
日本郵政公社法

目次

第一章 総則(第一条—第七条)
第二章 役員及び理事会並びに職員(第八条—第十八条)
第三章 業務運営
第一節 業務(第十九条—第二十二条)
第二節 中期経営目標等(第二十三条—第二十六条)
第四章 財務及び会計(第二十七条—第四十八條)
第五章 人事管理(第四十九条—第五十六条)
第六章 監督(第五十七条—第六十一条)
第七章 雑則(第六十二条—第六十八条)
第八章 罰則(第六十九条—第七十二条)
附則
第一章 総則

第一章 総則
第一条 日本郵政公社は、中央省庁等改革基本法(平成十年法律第百三十三号)第三十三条第一項に規定する国営の新たな公社として、独立採算制の下、信書及び小包の送達の役務、簡易で確実な貯蓄、送金及び債権債務の決済の手段並びに簡易に利用できる生命保険を提供する業務、当該業務を行うための施設その他の経営資源を活用して行う国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資する業務等を総合的かつ効率的

第二章 役員及び理事会並びに職員
第八条 公社に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事十六人以内及び監事三人以内を置く。
(理事会の設置及び任務)
第九条 公社に、理事会を置く。
第十条 理事会は、総裁、副総裁及び理事をもって組織する。
第十三条 理事会は、この法律の規定により総務大臣の認可(第十二条第二項及び第十五条第四項の認可を除く。)又は承認(第五十一条第三項の承認を除く。)を受けなければならない事項その他理事会が特に必要と認める重要事項を審議し、決定する。
(理事会の会議)
第十四条 理事会は、総裁が招集する。
第十五条 総裁は、理事会の議長となり、会務を総理する。
第十六条 理事会は、総裁、副総裁及び理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
第十七条 理事会の議事は、出席した総裁、副総裁及び理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
(役員職務及び権限)
第十八条 総裁は、公社を代表し、その業務を総理する。
第十九条 副総裁は、総裁の定めるところにより、公社を代表し、総裁を補佐して公社の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。
第二十条 理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公社の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。
第二十一条 監事は、公社の業務を監査する。
第二十二条 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は総務大臣に意見を提出することができる。
(役員任命)
第二十三条 総裁及び監事は、総務大臣が任命する。
第二十四条 副総裁は、総裁が総務大臣の認可を受けて任命する。
第二十五条 理事は、総裁が任命する。

第二部 総務委員会會議録第十九号(その二)

平成十四年七月十一日【参議院】

に行うことを目的とする。

(法人格)
第二条 日本郵政公社(以下「公社」という。)は、法人とする。

(事務所)
第三条 公社は、主たる事務所を東京都に置く。
公社は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。
(資本金)
第四条 公社の資本金は、別に法律で定めるところにより政府から出資があつたものとされた金額とする。
(登記)
第五条 公社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。
(名称の使用制限)
第六条 公社でない者は、日本郵政公社という名称を用いてはならない。
(民法の準用)
第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、公社について準用する。

第二章 役員及び理事会並びに職員
(役員)
第八条 公社に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事十六人以内及び監事三人以内を置く。
(理事会の設置及び任務)
第九条 公社に、理事会を置く。
第十条 理事会は、総裁、副総裁及び理事をもって組織する。
第十三条 理事会は、この法律の規定により総務大臣の認可(第十二条第二項及び第十五条第四項の認可を除く。)又は承認(第五十一条第三項の承認を除く。)を受けなければならない事項その他理事会が特に必要と認める重要事項を審議し、決定する。
(理事会の会議)
第十四条 理事会は、総裁が招集する。
第十五条 総裁は、理事会の議長となり、会務を総理する。
第十六条 理事会は、総裁、副総裁及び理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
第十七条 理事会の議事は、出席した総裁、副総裁及び理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
(役員職務及び権限)
第十八条 総裁は、公社を代表し、その業務を総理する。
第十九条 副総裁は、総裁の定めるところにより、公社を代表し、総裁を補佐して公社の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。
第二十条 理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公社の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。
第二十一条 監事は、公社の業務を監査する。
第二十二条 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は総務大臣に意見を提出することができる。
(役員任命)
第二十三条 総裁及び監事は、総務大臣が任命する。
第二十四条 副総裁は、総裁が総務大臣の認可を受けて任命する。
第二十五条 理事は、総裁が任命する。

4 理事のうち三人以上及び監事のうち一人以上は、その就任の前五年間社内者等(公社の役員若しくは職員又は政府の職員(非常勤の者を除く。))をいう。次条第二項において同じ。)でなかつた者でなければならない。
(役員任期)
第十三条 総裁及び副総裁の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員は、再任されることができる。この場合において、当該役員がその最初の就任の前五年間社内者等でなかつたときは、前条第四項の規定の適用については、その再任の前五年間社内者等でなかつたものとみなす。
(役員欠格事項)
第十四条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。
(役員解任)
第十五条 総務大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。
2 総務大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。
3 前項に規定するもののほか、総務大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く。)の職務の執行が適当でないため公社の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

する。

4 総裁は、前二項の規定により副総裁を解任しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

5 総務大臣は、副総裁又は理事が第二項又は第三項に規定する事由に該当すると認めるときは、総裁に対し、その役員の解任を命ずることができる。

(代表権の制限)

第十六条 公社と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公社を代表する。

(代理人の選任)

第十七条 総裁及び副総裁は、理事又は公社の職員のうちから、公社の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十八条 公社の職員は、総裁が任命する。

第三章 業務運営

第一節 業務

(業務の範囲)

第十九条 公社は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の規定により郵便の業務を行うこと。

二 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)の規定により郵便貯金の業務を行うこと。

三 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の規定により郵便為替の業務を行うこと。

四 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の規定により郵便振替の業務を行うこと。

五 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の規定により簡易生命保険の業務を行うこと。

六 国の委託を受けて、印紙の売りさばきを行うこと。

七 国の委託を受けて、恩給その他の国庫金の

支払を行うこと。

八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 公社は、前項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 お年玉付郵便書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)第一条第一項に規定するお年玉付郵便書等及び同法第五条第一項に規定する寄附金付郵便書等を発行すること。

二 郵便貯金法第四条第一項に規定する施設の設置及び運営を行うこと。

三 日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律(昭和六十二年法律第三十八号)第三条に規定する業務を行うこと。

四 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成二年法律第七十二号)第二条第一項の規定により委託された寄附金の処理を行うこと。

五 日本郵政公社による外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律(平成三年法律第三十七号)第一条に規定する外国通貨の両替及び旅行小切手の売買を行うこと。

六 郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律(平成八年法律第七十二号)第二条第二項の規定により委託された寄附金の処理を行うこと。

七 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第二条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業(同条第三項に規定する個人型年金に係るものに限る。)を行うこと。

八 簡易生命保険法第一百一条に規定する施設の設置及び運営を行うこと。

九 日本銀行の委託を受けて、国庫金の取扱いを行うこと。

十 国家公務員共済組合連合会の委託を受けて、国家公務員共済組合連合会が支給する年金及び一時金の支払に関する事務を行うこと。

こと。

十一 当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第六条第五項に規定する受託銀行等の再委託を受けて、当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関する事務を行うこと。

十二 国民生活金融公庫の委託を受けて、国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第十八条の二第二項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務を行うこと。

十三 沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて、沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第二十条第二項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務を行うこと。

十四 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律(平成十年法律第七十八号)第二条第一項に規定する金融機関の委託を受けて、同法第四条第一項に規定する金融機関預金受払事務を行うこと。

十五 国民年金基金連合会の委託を受けて、確定拠出年金法第六十一条第一項に規定する事務を行うこと。

十六 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第二百二十号)第二条第一項の規定に基づき取り扱う地方公共団体の事務を行うことその他委託を受けて地方公共団体の事務を行うこと。

十七 日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第六十九号)第二条第一項に規定する損害保険会社等の委託を受けて、同条第二項に規定する原動機付自転車等責任保険募集の取扱いを行うこと。

十八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 公社は、前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内

で、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)附則第五条第一項に規定する国際電信電話株式会社又は日本放送協会の委託を受けて、地域住民の利便の増進に資する業務を行うことができる。

4 公社は、前項に規定する業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

(郵便局)

第二十條 公社は、前条第一項第一号から第五号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務を行うため、総務省令で定めるところにより、郵便局を^{○あまねく全国に}設置しなければならない。

2 前項の総務省令を定めるに当たっては、地域住民の利便の確保について配慮しなければならない。

(出資)

第二十一条 公社は、第十九条第一項第一号に掲げる業務の運営に特に必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、当該業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に出資することができる。

(業務の委託)

第二十一条 公社は、次に掲げる法律の定めるところにより、その業務の一部を委託することができる。

一 郵便法

二 郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)

三 郵政窓口事務の委託に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三号)

四 郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)

五 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律

2 公社は、前項に定めるもののほか、総務大臣の認可を受けて定める基準に従って、第十九条第二項第二号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の一部を委託することがで

する。
(業務方法書)

第二十二條 公社は、業務開始の際、業務方法書を作成し、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総務省令で定める。

第二節 中期経営目標等
(中期経営目標及び中期経営計画)

第二十三條 公社は、総務省令で定めるところにより、四年ごとに、その目標を定める年の翌年の四月一日以降四年を一期とする経営に関する具体的な目標(以下「中期経営目標」という。)及び当該中期経営目標を達成するための計画(以下「中期経営計画」という。)を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 中期経営目標においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 経営の健全性の確保に関する事項
二 その他業務運営に関する重要事項
3 中期経営計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 事業計画

二 予算

三 資金計画

四 郵便貯金の預り金(郵便貯金の利子を含み、日常の払戻しに必要な資金を除く。以下「郵便貯金資金」という。)の運用計画

五 簡易生命保険業務(第十九条第一項第五号並びに同条第二項第八号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務をいう。

以下この条及び第二十九条第二項において同じ。)に係る収入のうち簡易生命保険業務に係る支出に充てられていないもの(簡易生命保険業務に係る日常の支出に必要な資金を除く。

く。以下「簡易生命保険資金」という。)の運用計画

4 前項第二号の予算においては、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 短期借入金金の限度額
二 郵便業務(第十九条第一項第一号及び第六号並びに同条第二項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務をいう。以下同じ。)に係る資金繰りに充てるための郵便貯金資金の融通の限度額

三 郵便業務に係る資金繰りに充てるための簡易生命保険資金の融通の限度額

5 第三項第四号の郵便貯金資金の運用計画は、郵便貯金業務(第十九条第一項第二号から第四号まで及び第七号並びに同条第二項第二号から第七号まで及び第九号から第十六号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務をいう。第八号及び第二十九条第二項において同じ。)を行う事業の経営の健全性の確保を目的とし、市場に及ぼす影響を少なくしつつ、確実に有利な運用となるように定めなければならない。

6 前項の規定は、第三項第五号の簡易生命保険資金の運用計画について準用する。この場合において、前項中「郵便貯金業務(第十九条第一項第二号から第四号まで及び第七号並びに同条第二項第二号から第七号まで及び第九号から第十六号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務をいう。第八号及び第二十九条第二項において同じ。）」とあるのは、「簡易生命保険業務」と読み替えるものとする。

7 中期経営計画には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該中期経営計画に係る期間の収益及び費用の見通しに関する書類
二 当該中期経営計画に係る期間の終了時における資産及び負債の見通しに関する書類
三 その他当該中期経営計画の参考となる書類

8 第三項第二号の予算、同項第三号の資金計画並びに前項第一号及び第二号に掲げる書類においては、それぞれ、郵便業務、郵便貯金業務及び簡易生命保険業務の区分ごとの内訳を明らかにしなければならない。

(年度経営計画)

第二十四條 公社は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期経営計画に基づき、総務省令で定めるところにより、その事業年度の経営に関する計画を定め、これを総務大臣に届け出なければならない。これを變更したときも、同様とする。

(各事業年度に係る業績評価)

第二十五條 総務大臣は、公社の事業年度ごとの業績について、評価を行わなければならない。

2 総務大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、公社に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

(中期経営目標に係る業績評価)

第二十六條 公社は、第二十三条第一項の認可を受けた中期経営目標に係る期間の終了後三月以内に、総務省令で定めるところにより、当該中期経営目標の達成状況に関する報告書(以下「中期経営報告書」という。)を総務大臣に提出しなければならない。

2 総務大臣は、前項の公社の中期経営目標の達成状況について、評価を行わなければならない。

3 総務大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、公社に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

第四章 財務及び会計
(事業年度)

第二十七條 公社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(企業会計原則)
第二十八條 公社の会計は、総務省令で定めるところにより、企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第二十九條 公社は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他総務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 財務諸表(貸借対照表、損益計算書その他の総務省令で定める書類に限る。)においては、郵便業務、郵便貯金業務及び簡易生命保険業務の区分ごとの内訳を明らかにしなければならない。

3 公社は、第一項の規定により財務諸表を総務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書を添え、並びに財務諸表及び事業報告書(会計に関する部分に限る。)に関する監事及び会計監査人の意見を付けなければならない。

4 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 業務の実施状況
二 郵便局の設置、移転及び廃止の状況
三 常時勤務に服することを要する職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で総務省令で定めるものを含む。)の数

四 郵便貯金資金の運用の実績
五 簡易生命保険資金の運用の実績
六 その他総務省令で定める事項

5 公社は、第一項の規定による総務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第三項の事業報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載し

た書面を、各事務所に備えて置き、総務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査等)

第三十。条 公社は、財務諸表及び事業報告書(会計に関する部分に限る。)について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

2 会計監査人は、総務大臣が選任する。

3 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての総務大臣の前条第一項の承認の時までとする。

4 総務大臣は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 会計監査人たるにふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

5 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第四条(第二項第二号を除く。)の規定は、第一項の会計監査人について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「第二号第一項」とあるのは、「日本郵政公社法第三十。条第一項」と読み替へるものとする。

第三十一。条 公社は、毎事業年度末において、その所有する有価証券その他の価格変動による損失が生じ得るものとして総務省令で定める資産(簡易生命保険資金の運用に係るものに限る。次項において「有価証券等」という。)について、総務省令で定めるところにより計算した金額を簡易生命保険価格変動準備金として積み立てなければならない。ただし、その全部又は一部の

金額について積立てをしないことについて総務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

2 前項の準備金は、有価証券等の売買等による損失(売買、評価換え及び外国為替相場の変動による損失並びに償還損をいう。)の額が有価証券等の売買等による利益(売買、評価換え及び外国為替相場の変動による利益並びに償還益をいう。)の額を超える場合においてその差額をてん補に充てる場合を除くほか、取り崩してはならない。ただし、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

(簡易生命保険責任準備金の算出方法書)

第三十二。条 公社は、業務開始の際、簡易生命保険責任準備金の算出方法書を作成し、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の算出方法書に記載すべき事項は、総務省令で定める。

(簡易生命保険責任準備金)

第三十三。条 公社は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度末において、簡易生命保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、簡易生命保険責任準備金を積み立てなければならない。

(簡易生命保険支払準備金)

第三十四。条 公社は、毎事業年度末において、保険金、年金、還付金その他の給付金(以下この条において「保険金等」という。)で、簡易生命保険契約に基づいて支払義務が発生したものその他これに準ずるものとして総務省令で定めるものがある場合において、保険金等の支出として計上してはいないものがあるときは、総務省令で定めるところにより、簡易生命保険支払準備金を積み立てなければならない。

(国庫納付金)

第三十五。条 公社は、公社の経営の健全性の確保

に支障を及ぼすおそれがないと認められる範囲内で政令で定める基準により計算した額を、政令で定めるところにより国に納付するものとする。

2 前項の政令は、公社の損益並びに資産及び債務の状況その他の公社の経営の状況その他の事情を勘案して定めるものとする。

(利益及び損失の処理)

第三十六。条 公社は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公社は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(国庫納付金)

第三十七。条 公社は、第二十四。条第一項に規定する中期経営計画に係る期間(以下この条において「中期経営計画の期間」という。)の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理(以下この条において「整理」という。)を行った後、公社の経営の健全性を確保するため必要額として政令で定めるところにより計算した額(以下この条において「基準額」という。)を超える額の積立金(前条第一項の規定による積立金をいう。以下この条において同じ。)がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について政令で定める基準により計算した額を、政令で定めるところにより国に納付するものとする。

一 当該中期経営計画の期間(以下この条において「当該期間」という。)の直前の中期経営計画の期間(次号において「前期間」という。)の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額が基準額を超えないとき又は当該期間が最初の中期経営計画の期間であるとき、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金のうち基準額を超える部分の額に相当する金額

二 前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額が基準額を超えておらず、当該期間の最後の事業年度の額が前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金のうち基準額を超える部分の額に当る当該期間の最後の事業年度においてこの条の規定により国に納付した場合にあっては、その納付した額を控除した残額を超えるとき、その超える額に相当する金額

は、その納付した額を控除した残額を超えるとき、その超える額に相当する金額

(長期借入金及び日本郵政公社債券)

第三十七。条 公社は、その施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、総務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本郵政公社債券を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、公社は、長期借入金又は日本郵政公社債券で政令で定めるものの償還に充てるため、総務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本郵政公社債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 公社は、総務大臣の認可を受けて、日本郵政公社債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

4 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十。条及び第三百十一。条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

5 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は日本郵政公社債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第三十八。条 公社は、毎事業年度、長期借入金及び日本郵政公社債券の償還計画を立てて、総務大臣の認可を受けなければならない。

(短期借入金)

第三十九。条 公社は、資金繰りのため必要があるときは、中期経営計画の第二十三。条第四項第一号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をするることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(郵便貯金資金の運用)

第四十。条 公社は、次の方法による場合を除くほか、郵便貯金資金を運用してはならない。

一 郵便貯金法第六十四条の規定による預金者に対する貸付け
二 郵便貯金法第六十九条の規定による地方公共団体に対する貸付け
三 日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律第十二条の規定による貸付け
四 次に掲げる有価証券等の売買
イ 国債（証券取引所が、定款の定めるところにより、国債について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。）
ロ 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならぬ法人の発行する債券
ハ 地方債
ニ 特別の法律により設立された法人（ロに規定する法人を除く。）で、国、ロに規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、特別の法律により債券を発行することができるものの発行する債券
ホ 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会（次号及び第六号において「金融機関」という。）の発行する債券（次条第二項及び第四項において「金融債」という。）
ヘ 社債で政令で定めるもの
ト 特定社債（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第七項に規定する特定社債をいう。次条第二項において同じ。）で政令で定めるもの
チ 政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。
テ 第四十五條第一号において同じ。）のうちロからトまでに掲げる債券に該当するもの以外のもの
リ 外国政府、外国の地方公共団体又は国際機関（ア及び次条第三項において「外国政府等」という。）の発行する債券その他の外国法人の発行する政令で定める債券（証券取引所が、定款の定めるところにより、外国政府の発行する債券について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。次条第二項及び第三項において「外国債」という。）
ル 貸付信託の受益証券
ヲ 法人が事業に必要な資金を調達するため発行する約束手形で総務省令で定めるもの
ハ 外国政府等又は外国法人の発行する証券又は証券でルに規定する約束手形の性質を有するもの
五 金融機関への預金
六 第四号に掲げる方法により取得した債券であつて政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け
七 債券オブション（当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（第四号イ及びロに規定する標準物を含む。）の売買取引を成立させることができる権利又はこれに類する権利であつて、政令で定めるものをいう。）の取得又は付与
八 先物外国為替（外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融先物取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものをいう。）を除く。）の対象となるものをいう。）の売買
九 通貨オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引（前号の政令で定める取引に該当するものを除く。）を成立させることができる権利をいう。）の取得又は

は付与
十 信託会社（信託業務を営む銀行を含む。第四十五條第二号において同じ。）への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、第四号から前号までに掲げる方法により運用するものに限る。
十一 郵便業務の用に供する施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるための資金の融通
十二 郵便業務に係る資金繰りに充てるための資金の融通
第四十一條 公社は、前条第四号ロからリまでに掲げる債券を郵便貯金資金をもつて取得するときは、次に掲げる場合を除き、応募又は買入れの方法により行わなければならない。
一 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十二条第一項の資金の調達に応じる場合
二 郵便貯金法第六十九条の規定により取得する場合
三 日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律第十八条の規定により取得する場合
四 公社が金融債、社債、特定社債、外国債又は貸付信託の受益証券（次項及び第五項において「金融債等」という。）に運用する郵便貯金資金の額は、それぞれ、郵便貯金資金の総額の百分の二十に相当する額を超えてはならない。
五 公社は、郵便貯金資金を金融債等に運用する場合においては、それぞれ、一の法人の発行する金融債等の十分の五又は一の法人の一回に発行する金融債等の十分の六を超える割合（外国政府等の発行する外国債その他政令で定める外国債に運用する場合にあつては、一の外国政府等又は外国法人の発行する外国債の十分の五を超える割合）の金融債等取得してはならない。
六 前項の場合において、簡易生命保険資金の金融債に運用する額があるときは、その額を郵便貯金資金の金融債に運用する額に合算し、その合算額につき、同項の規定を適用するものとする。
七 公社が郵便貯金資金をもつて取得する金融債等は、それぞれ、利率、担保、償還の方法、期限その他の条件において、公社以外の者の取得に係るものとその種類を同じくするものでなければならない。
八 第四十二條 公社は、第四十。条第十一号に掲げる方法により郵便貯金資金を運用しようとするときは、その金額、利率及び期間について、総務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。
九 総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る利率が国債の利回りその他の市場金利に即したものであると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
十 公社は、第四十。条第十二号に掲げる方法により郵便貯金資金を運用しようとするときは、その金額、利率及び期間について、次に掲げる要件を満たさなければならない。
一 その運用をすることによつて第四十。条第十二号に掲げる方法により運用する郵便貯金資金の額が中期経営計画の第二十三條第四項第二号の限度額を超えないものであること。
二 その利率が国債の利回りその他の市場金利に即したものであること。
三 その期間が一年を超えないものであること。
十一 公社は、第四十。条第十二号に掲げる方法により郵便貯金資金を運用したときは、総務省令で定めるところにより、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
十二 （郵便振替資金の運用）
第四十三條 公社は、次の方法による場合を除くほか、郵便振替の預り金（郵便振替の日常の払

出しに必要な資金を除く。第七十一^二条第十二号において「郵便振替資金」という。)を運用してはならない。

一 国債の売買

二 第四十^一条第五号に掲げる方法
(簡易生命保険資金の運用)

第四十四^五条 公社は、次の方法による場合を除くほか、簡易生命保険資金を運用してはならない。

一 保険契約者に対する貸付け

二 簡易生命保険法第八十八条の規定による地方公共団体に対する貸付け

三 第四十^一条第四号から第十二号までに掲げる方法

2 第四十一^二条(第一項第三号を除く。)及び第四十二^三条の規定は、簡易生命保険資金について準用する。この場合において、第四十一^二条第一項第二号中「郵便貯金法第六十九^二条」とあるのは「簡易生命保険法第八十八^二条」と、同条第四項中「簡易生命保険資金」とあるのは「郵便貯金資金」と、第四十二^三条第三項第一号中「第二十三^四条第四項第二号」とあるのは「第二十三^四条第四項第三号」と読み替えるものとする。

(余剰金の運用)

第四十五^六条 公社は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債その他総務大臣の指定する有価証券の売買

二 信託会社への金銭信託

三 第四十^一条第五号に掲げる方法
(財産の処分等の制限)

第四十六^七条 公社は、総務省令で定める重要な財産を貸し付け、譲り渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、総務省令で定める場合を除き、総務大臣の認可を受けなければならない。

(会計規程)

第四十七^八条 公社は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(総務省令への委任)

第四十八^九条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公社の財務及び会計に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第五章 人事管理
(役員及び職員的身分)

第四十九^十条 公社の役員及び職員は、国家公務員とする。

(役員報酬等)

第五十^一条 役員に対する報酬及び退職手当(以下この条において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならぬ。

2 公社は、役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間事業の役員の報酬等、公社の経営の状況その他の事情を考慮して定められなければならない。

4 総務大臣は、第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「審議会等」という。)に通知するものとする。

5 審議会等は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、総務大臣に対し、意見を申し出ることをできる。

(役員の服務)

第五十一^二条 役員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

4 役員(非常勤の者を除く。)は、離職後二年間は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(第六十九^七条第二号において「営利企業」という。)の地位で、公社又はその離職前五年間に在職していた人事院規則で定める国の機関若しくは独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。ただし、人事院規則の定めるところにより、任命権者の申出により人事院の承認を得た場合は、この限りでない。

(役員の災害補償)

第五十二^三条 役員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた役員に対する福祉事業については、職員の例による。

(職員の給与)

第五十三^四条 職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能力が考慮されるものでなければならない。

2 公社は、職員の給与の支給の基準を定め、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける国家公務員の給与、民間事業の従業員の給与、公社の経営の状況その他の事情を考慮して定められなければならない。

(職員の勤務時間等)

第五十四^五条 公社は、職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(運用職員の責務等)

第五十五^六条 郵便貯金資金又は簡易生命保険資金の運用に係る事務のうち総務省令で定めるものに従事する者として総裁が指定する職員(以下この条において「運用職員」という。)は、それぞれ、郵便貯金資金又は簡易生命保険資金の運用の重要性を認識し、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

2 運用職員は、郵便貯金資金又は簡易生命保険資金の運用に関して職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

3 運用職員が前項の規定に違反した場合においては、当該運用職員の任命権者は、当該運用職員に対し国家公務員法第八十二^三条の規定による懲戒処分をしなければならない。

(他の法律の適用除外等)

第五十六^七条 次に掲げる法律の規定は、職員(第三号に掲げる法律の規定にあつては、役員及び職員)については、適用しない。

一 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定

二 国家公務員法第十八^一条、第二十八^一条(第一項前段を除く。)、第二十九^一条から第三十二^一条まで、第六十二^一条から第七十^一条まで、第七十二^一条第二項及び第三項、第七十五^一条第二項並びに第六十六^一条の規定

三 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百

十七号)の規定

四 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の規定

五 一般職の職員の給与に関する法律の規定

六 国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十五年法律第八十号)の規定

七 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第五條第二項、第七條の二、第八條及び第十一條の規定

八 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)の規定

九 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)第七條から第九條までの規定

2 職員に関する国家公務員法の規定の適用については、同法第二條第六項中「政府」とあり、及び同法第七項中「政府又はその機関」とあるのは「日本郵政公社」と、同法第六十條第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十二條第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「日本郵政公社の総裁」と、同法第七十八條第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十條第四項中「給与準則」とあるのは「日本郵政公社法

第五十三條第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一條の二第二項各号中「人事院規則」とあるのは「日本郵政公社の総裁」と、同法第八十一條の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第九十條第二項中「所轄庁の長(退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長)の許可を要する」とあるのは「日本郵政公社の総裁の許可を要する。退職者についても、同様とする」と、同法第九十一條第一項中「政府」とあり、及び同法第九十二條中「当該官庁」とあるのは「日本郵政公社」と、同法第九十三條第三項中「所轄庁の長」とあり、及び

同法第一百四條中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「日本郵政公社の総裁」とする。

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第十七号)第五條及び第六條第三項の規定の適用については、同法第五條第一項中「俸給、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同法第二項中「人事院規則(派遣職員が檢察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける職員である場合にあっては、同法第三條第一項に規定する準則)」とあるのは「日本郵政公社法第五十三條第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六條第三項中「国」とあるのは「日本郵政公社」とする。

平成十四年七月十一日【参議院】

同法第一百四條中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「日本郵政公社の総裁」とする。

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第十七号)第五條及び第六條第三項の規定の適用については、同法第五條第一項中「俸給、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同法第二項中「人事院規則(派遣職員が檢察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける職員である場合にあっては、同法第三條第一項に規定する準則)」とあるのは「日本郵政公社法第五十三條第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六條第三項中「国」とあるのは「日本郵政公社」とする。

4 職員に関する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十二條第三項第四号及び第三十九條第七項の規定の適用については、同法第十二條第三項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三條第一項」と、同法第三十九條第七項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第二号」と、同法第三十九條第七項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第二号」とする。

5 職員に関する船員法(昭和二十二年法律第九号)第七十四條第四項の規定の適用については、

同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三條第一項」と、同法第二號第二號とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二號第二號」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二號第二號」とする。

同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三條第一項」と、同法第二號第二號とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二號第二號」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二號第二號」とする。

平成十四年七月十一日【参議院】

同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三條第一項」と、同法第二號第二號とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二號第二號」とする。

第六章 監督
(報告及び検査)

第五十七條 総務大臣は、この法律、郵便法、郵便貯金法、郵便為替法、郵便振替法、簡易生命保険法、軍事郵便貯金等特別処理法(昭和二十九年法律第八十八号)、お年玉付郵便書等に関する法律、日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律、郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律、日本郵政公社による外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律、郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律、郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(第五條の規定に限る)、日本郵政公社による自動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律、郵便切手類販売所等に関する法律、郵政窓口事務の委託に関する法律又は郵便物運送委託法を施行するため必要があると認めるときは、公社に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、公社の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二條第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三條第一項」と、同法第二號第二號とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二號第二號」とする。

平成十四年七月十一日【参議院】

ない。
(権限の委任)

第五十八條 総務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について総務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
(経営改善命令)

第五十九條 総務大臣は、第二十五條第一項又は第二十六條第二項の規定による評価の結果必要があると認めるとき、その他公社の経営の健全性を確保する上で特に必要があると認めるときは、公社に対し、中期経営目標又は中期経営計画の変更その他経営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。
(法令違反等の是正命令)

第六十條 総務大臣は、第五十七條第一項の規定により報告をさせ、若しくは検査を行った場合又は第五十八條第二項の規定による報告を受けた場合において、公社の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく処分若しくは業務方法書若しくは簡易生命保険責任準備金の算出方法書に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、公社に対し、第五十七條第一項に規定

七

する法律を施行するため必要な限度において、業務方法書の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。
(報告及び検査等に関する規定の適用)

第六十一條 公社が第十九条第二項第十七号に掲げる業務(日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律第五条第一項及び第三項の規定による届出に係る部分に限る。)を行う場合における第五十七條第一項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「総務大臣」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。この場合においては、同法第六条の規定を準用する。

第七章 雑則
(郵政監察官)

第六十二條 公社に、郵政監察官を置く。

2 郵政監察官は、郵政事業(公社の行う事業をいう。以下この項及び次項において同じ。)に関する犯罪、非違及び事故に関する調査及び処理その他郵政事業の適正かつ確実な実施の確保に係る職務に従事する公社の役員又は職員のうちから、総務大臣の定める者がその役員又は職員の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議して指名する者をもって充てる。

3 郵政監察官は、郵政事業に対する犯罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)に規定する司法警察員の職務を行う。

4 郵政監察官は、被疑者の逮捕を必要とする場合は、警察官である司法警察職員に、これを逮捕せなければならぬ。

5 警察官である司法警察職員は、前項の規定により逮捕した被疑者を、郵政監察官に引致しなければならない。

6 郵政監察官は、前項の被疑者を受け取った場合又は自ら現行犯人を逮捕した場合において、留置の必要があると思料するときは、これを最寄りの警察署に留置することができる。

7 郵政監察官は、第三項から前項までに規定する職務を行うに当たっては、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを示さなければならない。

8 郵政監察官の司法警察員としての職務は、総務大臣が監督する。
(国会への報告)

第六十三條 総務大臣は、第二十三條第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、当該認可に係る中期経営目標又は中期経営計画を添えて、その旨を国会に報告しなければならない。

2 総務大臣は、第二十九條第一項の規定による承認をしたときは、遅滞なく、当該承認に係る財務諸表並びに同条第三項の事業報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を添えて、その旨を国会に報告しなければならない。
(経営等に関する情報の公表)

第六十四條 公社は、次に掲げる場合には、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

一 第十二條第二項又は第三項の規定により副総裁又は理事が任命されたとき。

二 第十五條第一項から第三項までの規定により副総裁又は理事が解任されたとき。

三 第二十二條第一項、第二十三條第一項又は第四十二條第一項(第四十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けたとき。

四 第二十四條、第四十二條第四項(第四十四條第二項において準用する場合を含む。)、第五十條第二項、第五十三條第二項又は第五十四條の規定による届出をしたとき。

五 第二十六條第一項の規定により中期経営報告書を提出したとき。

2 公社は、前項に定めるもののほか、総務省令で定めるところにより、業務及び組織に関する状況その他経営内容に関する情報を公表しなければならない。
(審議会等への諮問)

第六十五條 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等に諮問しなければならない。

一 第十九條第四項、第二十一條第二項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第三十二條第一項、第三十七條第一項若しくは第二項、第三十八條、第四十二條第一項(第四十四條第二項において準用する場合を含む。)

二 第二十條第一項又は第二十八條の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 第二十五條第一項又は第二十六條第二項の規定による評価を行うおととするとき。

四 第二十九條第一項の規定による承認をしようとするとき。

五 第五十九條第一項の規定による命令をしようとするとき。

第六十六條 総務大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十三條第一項、第三十七條第一項から第三項まで、第三十八條、第四十二條第一項(第四十四條第二項において準用する場合を含む。)

をしようとするとき。

二 第四十五條第一号の規定による指定をしようとするとき。
(他の法令の準用)

第六十七條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公社を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。
(経過措置)

第六十八條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八章 罰則

第六十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第五十一條第四項の規定に違反して営利企業の地位に就いた者

第七十條 第五十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公社の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十一條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律の規定により総務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、

その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により総務大臣に届出をしなければならぬ場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第五十条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

四 第十九条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。

五 第二十六条第一項の規定による中期経営報告書の提出をせず、又は中期経営報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして中期経営報告書を提出したとき。

六 第二十九条第五項の規定に違反して財務諸表、事業報告書若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面を備えて置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

七 第三十一条第一項又は第二項の規定に違反して簡易生命保険価格変動準備金を積み立てず、又はこれを取り崩したとき。

八 第三十三条の規定に違反して簡易生命保険責任準備金を積み立てなかったとき。

九 第三十四条の規定に違反して簡易生命保険支払準備金を積み立てなかったとき。

十 第三十九条第一項の規定に違反して短期借入金をしたとき。

十一 第四十条の規定に違反して郵便貯金資金を運用したとき。

十二 第四十三条の規定に違反して郵便振替資金を運用したとき。

十三 第四十四条第一項の規定に違反して簡易生命保険資金を運用したとき。

十四 第四十五条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十五 第五十九条第一項又は第六十条第一項

の規定による命令に違反したとき。

十六 第六十四条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第七十二条 第六十条の規定に違反して日本郵政公社という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(公社の成立)

第二条 公社は、この法律の施行の時に成立する。

(小字及び一は衆議院修正)

日本郵政公社法施行法

第一章 日本郵政公社法の施行のための措置

目次

第一節 日本郵政公社の設立の準備 (第一条―第三条)

第二節 職員の身分引継ぎ等 (第四条―第十条)

第三節 その他の日本郵政公社法の施行のための措置 (第十一条―第二十三条)

第二章 日本郵政公社法の施行に伴う関係法律の整備等

第一節 法律の廃止 (第二十四条)

第二節 内閣府関係 (第二十五条―第三十四条)

第三節 総務省関係 (第三十五条―第八十九条)

第四節 法務省関係 (第九十条―第九十八条)

第五節 財務省関係 (第九十九条―第一百三十六条)

第六節 文部科学省関係 (第一百三十七条―第一百三十九条)

第七節 厚生労働省関係 (第一百四十条―第一百四十二条)

第八節 農林水産省関係 (第一百四十三条―第一百四十五条)

百六十六条

第九節 経済産業省関係 (第一百六十七条―第一百六十九条)

第十節 国土交通省関係 (第一百七十条―第一百八十条)

附則

第一章 日本郵政公社法の施行のための措置

置

第一節 日本郵政公社の設立の準備

(総裁等となるべき者の指名等)

第一条 総務大臣は、日本郵政公社法(平成十四年法律第 号。以下「公社法」という)の施行の日(以下この章、別表第三及び別表第四において「施行日」という)前に日本郵政公社(以下「公社」という)の総裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された総裁となるべき者は、施行日前に公社法第十二条第二項の規定の例により公社の副総裁となるべき者を指名する。

3 第一項の規定により指名された総裁となるべき者は、施行日前に公社の理事となるべき者を指名する。

4 前三項の規定により指名された総裁、副総裁、理事又は監事となるべき者は、施行日において、公社法の規定により、それぞれ総裁、副総裁、理事又は監事に任命されたものとする。

(設立委員等)

第二条 総務大臣は、設立委員会を命じて、公社の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、施行日前に、別表第一の上欄に掲げるものを作成し、又は定め、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 設立委員は、公社の業務運営上必要があると認めるときは、別表第二の上欄に掲げる基準を定め、総務大臣の認可を受けることができる。

4 設立委員は、別表第三の上欄に掲げる場合には、総務大臣の認可を受けることができる。

5 総務大臣は、前三項の規定による認可をしようとするときは、郵政審議会に諮問しなければならない。

ならない。

6 総務大臣は、第二項(別表第一の二の項、八の項及び九の項に係る部分に限る。)又は第四項(別表第三の二の項及び三の項に係る部分に限る。)の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

7 総務大臣は、第二項(別表第一の六の項に係る部分に限る。)の規定による認可をしようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣に協議しなければならない。

8 内閣総理大臣は、前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

9 総務大臣は、第二項(別表第一の二の項に係る部分に限る。)の規定による認可をしたときは、遅滞なく、当該認可に係る中期経営目標及び中期経営計画を添えて、その旨を国会に報告しなければならない。

10 第二項から第四項までの規定によりした総務大臣の認可は、施行日において、それぞれ別表第一から別表第三までの下欄に掲げる規定によりした総務大臣の認可とみなす。

11 設立委員は、施行日前に、別表第四の上欄に掲げるものを定め、総務大臣に届け出なければならない。

12 前項の規定により総務大臣に届け出られたものは、施行日において、それぞれ別表第四の下欄に掲げる規定により総務大臣に届け出られたものとみなす。

13 設立委員は、施行日前に、公社の設立の準備を完了し、その旨を総務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

(郵政審議会への諮問)

第三条 総務大臣は、施行日前において、次に掲げる総務省令を制定しようとするときは、郵政審議会に諮問しなければならない。

一 公社法第二十条第一項又は第二十八

務省令

二 第四十一条の規定による改正後の郵便法(昭和二十二年法律第六十五号。附則、別表第一、別表第二及び別表第四において「新郵便法」という。)第七十五条の二第二項第三号又は第七十五条の六第二項第二号から第四号までの総務省令

三 第四十条の規定による改正後の郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号。以下この章、附則、別表第一及び別表第四において「新郵便貯金法」という。)第六十九条の総務省令

四 第四十八条の規定による改正後の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号。以下この章、附則及び別表第一において「新保険法」という。)第八十八条の総務省令

第二節 職員的身分引継ぎ等

(職員の身分引継ぎ)

第四条 公社法の施行の際現に郵政事業庁の職員である者及び沖縄総合通信事務所の職員であつて第八十九条の規定による改正前の総務省設置法(平成十一年法律第九十一号。以下この章において「旧総務省設置法」という。)第二十八条第二項に定める事務に従事するものである者は、別に辞令を発せられない限り、施行日において公社の職員となるものとする。

(権利義務の承継)

第五条 公社法の施行の際現に旧総務省設置法第四十七条第九号に掲げる事務に関し国が有する権利及び義務(郵政事業特別会計、郵便貯金特別会計及び簡易生命保険特別会計がそれぞれ国の他の会計及び資金(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十四条に規定する資金をいう。)に対して有する権利及び義務を含む。)は、附則第二条第二項に規定するものその他政令で定めるものを除き、その時において公社が承継する。

(簡易保険福祉事業団の解散等)

第六条 簡易保険福祉事業団(以下「事業団」という。)は、公社法の施行の時において解散するものとし、その資産及び債務は、その時において公社が承継する。

2 事業団の平成十四年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書の作成等については、公社が従前の例により行うものとする。

3 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。(公社への出資)

第七条 第五条及び前条第一項の規定により公社が国の有する権利及び義務並びに事業団の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、承継される資産(政令で定める物品を除く。)の価額の合計額から承継される負債の価額及び公社が施行日において有することとなる総務省令で定める引当金の額に相当する金額の合計額を控除した額に相当する金額は、政府から公社に對し出資されたものとする。

2 前項に規定する資産及び負債(次項において「承継財産」という。)の価額は、評価委員が評価した価額とする。

3 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、施行日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価にすることが適当でないとき認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。

4 前二項に定めるもののほか、評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第八条 公社は、総務省令で定めるところにより、その成立の時における貸借対照表を作成し、総務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

三十三

2 前項の貸借対照表については、公社法第二十九條第二項の規定を準用する。(非課税)

第九条 第五条又は第六条第一項の規定により公社が国の有する権利又は事業団の資産を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 公社が第五条又は第六条第一項の規定による国の有する権利又は事業団の資産の承継により取得し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において国又は事業団が当該土地を取得した日以後十年を経過したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

(不動産に関する登記)

第十条 公社が第五条及び第六条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手續については、政令で特例を設けることができる。

第三節 その他の日本郵政公社法の施行のための措置

(郵政事業庁長官等がした行為等に関する経過措置)

第十一条 施行日前に郵政事業庁長官その他の郵政事業庁の機関がした行為は、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、総務省令で定めるところにより、公社がした行為とみなす。

2 公社法の施行の際現に郵政事業庁長官その他の郵政事業庁の機関に對してなされて行はれて行はる行為は、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、総務省令で定めるところにより、公社に對してなされた行為とみなす。

三十三

3 施行日前に郵政事業庁長官その他の郵政事業庁の機関に對し届出その他の手續がなされておらず、当該郵便貯金預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続き財政融資資金に預託することができる。

省令で定めるところにより、これを、公社に對して届出その他の手續をすることとされた事項についてその手續がなされていないものとみなす。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第十二条 公社法の施行の際現に日本郵政公社という名称を使用している者については、公社法第六條の規定は、公社法の施行後六月間は、適用しない。

(会計監査人に関する経過措置)

第十三条 商法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)の施行の日が施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における公社法第三十條第五項の規定の適用については、同項中「第二條第一項」とあるのは、「第二條」とする。

(郵便貯金資金に関する経過措置)

第十四条 施行日から郵便貯金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十八号。以下この章において「郵便貯金法等一部改正法」という。)第二條の規定による改正前の郵便貯金特別会計法(昭和二十六年法律第九十三号)第十二條の二第二項の規定による借入金(「」とする)までの間における公社法第二十三條第三項第四號の規定の適用については、同号中「を除く。」とあるのは、「を除く。」及び郵便貯金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十八号)第二條の規定による改正前の郵便貯金特別会計法(昭和二十六年法律第九十三号)第十二條の二第二項の規定による借入金(「」とする)。

第十五条 公社は、公社法の施行の際現に郵便貯金法等一部改正法附則第二條第一項の規定により財政融資資金に預託されている資金(以下この条において「郵便貯金預託金」という。)については、公社法第四十條の規定にかかわらず、当該郵便貯金預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続き財政融資資金に預託することができる。

2 総務大臣は、公社の郵便貯金預託金の払戻金の運用が財政融資資金の郵便貯金法等一部改正法の施行の日前の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮したものになるようにするため、公社が当該払戻金を運用する場合における財政融資資金債（財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一十号）第十一條第一項又は第十二條の規定により発行される公債をいう。）の引受けの方法による運用についての指針を定めなければならない。

3 総務大臣は、前項の指針を定めるに当たっては、公社法第二十三條第三項第四号に規定する郵便貯金資金の資金繰りに配慮しなければならない。

4 公社は、郵便貯金預託金の払戻金を運用する場合においては、第二項の指針に従って行わなければならない。

5 第一項に規定する預託期間が満了するまでの間における公社法第五十七條第一項の規定の適用については、同項中「この法律」とあるのは、「この法律、日本郵政公社法施行法（第十五條の規定に限る。）とする。」とする。

（郵便振替資金に関する経過措置）
第十六條 公社は、公社法の施行の際現に郵便貯金法等一部改正法附則第六條第一項の規定により財政融資資金に預託されている資金（以下この条において「郵便振替預託金」という。）については、公社法第四十三條の規定にかかわらず、当該郵便振替預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続き財政融資資金に預託することができる。

2 前条第二項から第五項までの規定は、郵便振替預託金について準用する。この場合において、同条第三項中「公社法第二十三條第三項第四号に規定する郵便貯金資金」とあるのは、「公社法第四十三條に規定する郵便振替資金」と読み

替えるものとする。

（簡易生命保険資金に関する経過措置）
第十七條 公社は、公社法の施行の際現に第二十四條の規定による廃止前の簡易生命保険特別会計法（昭和十九年法律第十二号）以下この章及び附則第三十三條第一項において「旧簡易生命保険特別会計法」という。）附則第十五條及び郵便貯金法等一部改正法附則第八條の規定により保有のために運用されている資産については、公社法第四十四條第一項の規定にかかわらず、公社法第二十三條第三項第五号に規定する簡易生命保険資金を当該資産の保有のために運用することができる。

（従前の余剰金に関する経過措置）
第十八條 公社は、公社法の施行の際現に旧簡易生命保険特別会計法第八條、第二十四條の規定による廃止前の郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第九号）第二十條又は第二十四條の規定による廃止前の郵便貯金特別会計法（次条第一項及び附則第三十三條第一項において「旧郵便貯金特別会計法」という。）第十七條の規定により財政融資資金に預託されている資金（以下この条において「余剰金預託金」という。）については、公社法第四十四條第一項又は第四十五條の規定にかかわらず、当該余剰金預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続き財政融資資金に預託することができる。

（従前の貸付けに係る条件変更等に関する経過措置）
第十九條 旧郵便貯金特別会計法第五條の二第一項に規定する郵便貯金資金又は旧簡易生命保険特別会計法第七條第一項に規定する積立金の貸付けを受けた者が、災害その他特殊の事由により、元利金の支払が著しく困難となつたときは、総務大臣は、公共の利益のため必要があると認める場合に限り、公社に対し、その貸付条件の変更又は延滞元利金の支払方法の変更を命ずる

ことができる。

2 総務大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、新郵便貯金法第七十四條又は新保険法第五十五條に規定する審議会等に諮問しなければならない。

3 第一項に規定する貸付けを受けた者が当該貸付けに係る貸付金を償還するまでの間における公社法第五十七條第一項の規定の適用については、同項中「この法律」とあるのは、「この法律、日本郵政公社法施行法（第十九條の規定に限る。）とする。」とする。

（郵政監察官の指名に関する経過措置）
第二十條 公社法の施行の際現に旧総務省設置法第二十八條第七項の規定により沖繩総合通信事務所に置かれる郵政監察官である者又は第二十四條の規定による廃止前の郵政事業庁設置法（平成十一年法律第九十二号）第十三條第一項の規定により郵政事業庁に置かれる郵政監察官である者が、第四條の規定により施行日において公社法第六十二條第二項に規定する職務に従事する職員となつたときは、その者については、施行日において同項の規定により郵政監察官として指名されたものとみなす。

（恩給負担金の取扱い）
第二十一條 施行日前に給与事由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で従前の郵政事業特別会計が引き続き存続するものとした場合において郵政事業特別会計において負担すべきこととなるものについては、公社が郵政事業特別会計として存続するものとみなし、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに関する法律（昭和六年法律第八号）の規定を準用する。

（国の利害に係る訴訟に関する経過措置）
第二十二條 公社法の施行の際現に係属している旧総務省設置法第四條第七十九号に掲げる事務に関する訴訟事件又は非訟事件であつて公社が受け継ぐものについては、政令で定めるところ

により、公社を国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）に規定する国又は行政庁とみなし、同法の規定を適用する。

（市町村交付金の不交付）
第二十三條 国は、第七條第一項の規定により公社に出資した地方税法第三百四十一條第一号に規定する固定資産のうち、公社が平成十六年度において固定資産税を課されるべきものについては、第六十三條の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）第二條第一項の規定にかかわらず、平成十六年度分の同項に規定する国有資産等所在市町村交付金を交付しない。

第二章 日本郵政公社法の施行に伴う関係法律の整備等
第一節 法律の廃止
第二十四條 次に掲げる法律は、廃止する。
一 簡易生命保険特別会計法
二 郵政事業特別会計法
三 郵便貯金特別会計法
四 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）
五 国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律（昭和三十三年法律第八十九号）
六 簡易生命保険福祉事業団法（昭和三十七年法律第六十四号）
七 郵便貯金資金の運用及び簡易生命保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律（平成元年法律第六十二号）
八 郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易生命保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律（平成三年法律第五十号）
九 郵政事業庁設置法
第二節 内閣府関係
（災害対策基本法の一部改正）
第二十五條 災害対策基本法（昭和三十六年法律

により、公社を国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）に規定する国又は行政庁とみなし、同法の規定を適用する。

第二百二十三号)の一部を次のように改正する。
第二条第五号中「をいう。」の下に、「日本郵政公社」を加える。

第二十九条第一項中「特定独立行政法人」の下に「及び日本郵政公社」を加える。

第二百二条第二項中「資金事情」を「国又は日本郵政公社が、それぞれの資金事情」に改め、「国が」を削り、「郵便貯金特別会計の郵便貯金資金又は簡易生命保険特別会計の積立金」を「又は日本郵政公社法(平成十四年法律第

号)第二十三条第三項第四号に規定する郵便貯金資金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資金」に改める。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正

第二十六条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項中「資金事情」を「国又は日本郵政公社が、それぞれの資金事情」に改め、「国が」を削り、「郵便貯金特別会計の郵便貯金資金又は簡易生命保険特別会計の積立金」を「又は日本郵政公社法(平成十四年法律

第 号)第二十三条第三項第四号に規定する郵便貯金資金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資金」に改め、「この条」に改め、「その金額を」を削る。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第二十七条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「郵政事業庁長官」及び「総務省」を「日本郵政公社」に改める。

第二十九条第二項中「総務省」を「日本郵政公社」に改める。

(活動火山対策特別措置法の一部改正)

第二十八条 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正

する。

第七条第二項中「資金事情」を「国又は日本郵政公社が、それぞれの資金事情」に改め、「国が」を削り、「郵便貯金特別会計の郵便貯金資金又は簡易生命保険特別会計の積立金」を「又は日本郵政公社法(平成十四年法律第

号)第二十三条第三項第四号に規定する郵便貯金資金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険資金」に改める。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第二十九条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第一百十条中「郵便貯金特別会計の郵便貯金資金又は簡易生命保険特別会計の積立金」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する地方債については、日本郵政公社は、資金事情が許す限り日本郵政公社

法(平成十四年法律第 号)第二十三条第三項第四号に規定する郵便貯金資金又は同項第五号に規定する簡易生命保険資金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

(道路交通法の一部改正)

第三十条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「次の各号に掲げる額の合算額」を「第百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に係る収入額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額(附則第十八条第一項及び附則第二十一条において「通告書送付費支出金相当額」という。)に改め、同項各号を削る。

附則第十八条第一項の表中「当該年度に係る郵政取扱手数料相当額の二分の一に相当する額との合算額」を削る。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第三十一条 防衛庁の職員の給与等に関する法律

(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第五項中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第三十二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十条第二項中「若しくは独立行政法人通則法」を「独立行政法人通則法」に改め、「という。」の職の下に「若しくは日本郵政公社(次項及び第六十三条において「公社」という。)の職」を加え、同条第三項中「若しくは特定独立行政法人の職」を「特定独立行政法人の職若しくは公社の職」に改める。

第六十三条中「特定独立行政法人」の下に、「公社」を加える。

(社債等の振替に関する法律の一部改正)

第三十三条 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項第十三号を次のように改める。

十三 日本郵政公社

(金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部改正)

第三十四条 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(平成十四年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三十七号中「同法」を「社債等の振替に関する法律」に改め、「前各号」の下に「及び次号」を加え、「及び郵政事業庁長官」を削り、同条第三十九号を同条第四十号とし、同条第三十八号を同条第三十九号とし、同条第三十七号の次に次の一号を加える。

三十八 日本郵政公社

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条から第十三条までを一条ずつ繰り上げる。

第十四条第一項第十三号中「第二条第三十八号」を「第二条第三十九号」に改め、同条を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 第二条第三十八号に掲げる金融機関等 総務大臣

第十四条第四項中「第十条」を「第九条」に改め、同条第六項中「第八条から第十条まで」を「第七条から第九条まで」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条中「第十条」を「第九条」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条第一号中「第八条」を「第七条」に改め、同条第二号中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条中「(第七条において準用する場合を含む。)」を削り、同条を第十六条とする。

第十八条第一号中「第十五条」を「第十四条」に改め、同条第二号中「第十六条」を「第十五条」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条中「第十四条第四項各号」を「第十三条第四項各号」に、「第十七条」を「第十六条」に改め、同条を第十八条とする。

第三節 総務省関係

(恩給法の一部改正)

第三十五条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「通信官署ノ公証」を「日本郵政公社ニ依ル証明」に改める。

第八十二条ノ三を次のように改める。

第八十二条ノ三 国庫ノ支弁ニ係ル恩給ノ支払ノ事務ハ日本郵政公社ニ於テ取扱フモノトス

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第三十六条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第五項第六号中「国営企業及び特

定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第三十七條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第百五十六條第五項中「、地方郵政監察局及び地区郵政監察室、地方郵政局、事務センター、郵便局及びこれらの出張所」を削る。

(国家公務員法の一部改正)

第三十八條 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項に次の一号を加える。

十八 日本郵政公社の役員

第八十二條第一項第一号及び第八十四條の二中「及び同条第四項」を「並びに同条第四項及び第六項」に改める。

第百三條第二項及び第九項中「又は特定独立行政法人」を「特定独立行政法人又は日本郵政公社」に改める。

第百八條の六第三項中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に改める。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第三十九條 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十七條第一項中「同じ。」の下に「若しくは日本郵政公社」を加え、同条第二項中「特定独立行政法人」の下に「若しくは日本郵政公社」を加える。

(郵便貯金法の一部改正)

第四十條 郵便貯金法の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 業務に関する通則(第七条—第三十

一条の三)

第三章 通常郵便貯金(第三十二條—第四十條)

第四章 積立郵便貯金(第四十五條—第五十一條の二)

第五章 定額郵便貯金(第五十二條—第五十七條)

第六章 定期郵便貯金(第五十八條—第五十九條)

第七章 住宅積立郵便貯金(第六十條—第六十三條)

第八章 教育積立郵便貯金(第六十三條の二—第六十三條の四)

第九章 預金者及び地方公共団体に対する貸付け等(第六十四條—第六十九條)

第十章 雑則(第七十條—第七十五條)

第十一章 罰則(第七十六條)

附則

第二條を次のように改める。

第二條(郵便貯金の実施) 郵便貯金の業務は、この法律の定めるところにより、日本郵政公社(以下「公社」という。)が行う。

第三條の見出しを「(政府保証)」に改め、同条中「国は」を「政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず」に、「払戻し」を「払戻し」に改め、「支払」の下に「に係る公社の債務」を加える。

第四條第一項中「総務大臣」を「公社」に改める。

第七條第二項中「すえ置期間」を「据置期間」に、「政令で」を「政令で定め」に、「総務省令で」を「公社が」に改める。

第八條の見出しを「(団体取扱)」に改め、同条第一項中「郵政事業庁」を「公社」に、「団体取扱」を「団体取扱」に改め、同条第二項中「団体取扱」を「団体取扱」に、「総務省令」を「公社」に、「取まとめ人」を「取りまとめ人」に改める。

第十條第一項ただし書中「法人その他の団体」の下に「のうちの主たる事務所が一般の金融機関(預金又は貯金の受入れを業とする者をいう。)がない市町村の区域として総務大臣が告示する区域に所在するもの」を加え、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第十一條第一項及び第三項中「郵政事業庁」を「公社」に改め、同条第四項中「郵政事業庁」を「公社」に、「因り」を「より」に、「取扱」を「取扱」に改める。

第十二條第一項中「政令で定めるところにより市場金利を勘案し総務大臣」を「公社の定める貯金の利率の決定方針に基づき公社」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十二條の二中「が総務省令で」を「が公社」に、「前条第一項」を「前条」に、「同項」を「同条」に、「総務大臣」を「公社」に改める。

第十四條中「郵政事業庁」を「公社」に改める。

第十六條第一号を削り、同条中第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第四号中「総務大臣が」を「公社の」に改め、同条第三号とし、同条中第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第十七條第二項中「附けない」を「付けない」に、「払いもどした」を「払い戻した」に、「郵政事業庁」を「公社」に改める。

第十八條中「郵政事業庁」を「公社」に、「左の」を「次に掲げる」に、「わからなくなつた」を「分からなくなつた」に改める。

第十九條から第二十三條までを次のように改める。

第十九條から第二十三條まで 削除

第二十五條から第二十八條までを次のように改める。

第二十五條から第二十八條まで 削除

第二十九條中「貯金原簿所管庁」を「公社」に改める。

第三十條中「総務大臣」を「公社」に改め、「貯金原簿所管庁又は」を削り、「且つ」を「かつ」に改める。

第三十一條中「郵政事業庁長官」及び「総務省令」を「公社」に改める。

第三十一條の二を次のように改める。

第三十一條の二(郵便貯金の特別な取扱)及びその料金) 公社は、郵便貯金の取扱いは郵便貯金の利用に密接に関連する役務で預金者の便益を高めるものを提供する取扱いをすることが出来る。

前項の規定による取扱については、預金者は、公社の定める料金を、公社の定めるところにより、納付しなければならない。

第三十一條の三の見出しを「(料金の還付)」に改め、同条第一項中「前条第二項の規定により納付された手数料」を「前条第一項の取扱に関する既納の料金」に、「手数料」を「料金」に、「前条第一項各号に掲げる」を「同条第一項の」に、「総務省令で」を「公社の」に改め、同条第二項中「手数料」を「料金」に改める。

第三十一條の四を削る。

第三十二條中「総務省令」を「公社」に改める。

第三十四條及び第三十五條を次のように改める。

第三十四條及び第三十五條 削除

第三十七條第一項中「総務省令」及び「貯金原簿所管庁」を「公社」に改め、同条第二項中「総務省令で」を「公社の」に、「払いもどし金」を「払戻金」に改める。

第三十八條第二項中「因り」を「より」に、「払いもどし金」を「払戻金」に改め、同項後段を削る。

第三十九條の見出しを「(払戻証書の再交付)」に改め、同条中「郵政事業庁」を「公社」に、「左の」を「次に掲げる」に、「払いもどし証書」を「払戻証書」に、「わからなくなつた」を「分からなくなつた」に改める。

第四十条の二第二項中「印章の変更に係る届出その他総務省令で定める請求若しくは届出又は第二十二条の規定による通帳若しくは貯金証書の提出を」その他公社の定める取扱いに改め、同条第二項中「印章の変更に係る届出その他総務省令で」を「その他公社の」に、「総務省令で」を「公社の」に改める。

第四十一条から第四十四条までを次のように改める。

第四十一条から第四十四条まで 削除

第四十五条第一項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「申請」を「申出」に改める。

第五十条中「総務大臣」を「公社」に、「取扱」を「取扱い」に改める。

第五十一条中「第三十五条まで」を削る。

第五十一条の二第一項中「総務大臣」を「公社」に改め、同条第二項及び第三項中「郵政事業庁」を「公社」に改め、同条第四項中「郵政事業庁」を「公社」に、「一部払もどしの取扱」を「一部払戻しの取扱い」に改める。

第五十二条第一項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「申請」を「申出」に改め、同条第二項中「つける」を「付ける」に、「但書」を「ただし書」に、「払渡」を「払渡し」に、「郵政事業庁」を「公社」に、「すえ置期間」を「据置期間」に改める。

第五十五条第一項中「総務省令」及び「貯金原簿所管庁」を「公社」に改める。

第五十六条中「乃至第三十五条及び第三十八条乃至第四十条」を「及び第三十八条から第四十条まで」に改める。

第五十七条第二項及び第三項中「郵政事業庁」を「公社」に、同条第四項中「郵政事業庁」を「公社」に、「一部払もどしの取扱」を「一部払戻しの取扱い」に改める。

第五十八条第一項中「総務省令」を「公社」に改める。

第五十九条中「第三十五条まで」を削る。

第六十条中「郵政事業庁長官」を「公社」に、

「総務省令で」を「公社の」に改める。

第六十三条中「から第四十条」を「第三十六条から第四十条」に改める。

第六十三条の二中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「総務省令で」を「公社の」に改める。

第六十三条の四中「から第四十条」を「第三十六条から第四十条」に改める。

「第九章 預金者に対する貸付け」を「第九章 預金者及び地方公共団体に対する貸付け等」に改める。

第六十四条中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「ことができる」を「ものとする」に改める。

第六十五条第二項及び第四項中「郵政事業庁」を「公社」に改める。

第六十六条中「政令で定めるところにより総務大臣」を「公社の定める貸付金の利率の決定方針に基づき公社」に改める。

第六十六条の二第一項中「総務省令で」を「公社の」に改める。

第六十六条の三を削る。

第六十七条中「及びその返済」及び「第三十四条、第三十五条及び」を削り、同条後段を次のように改める。

この場合において、同項中「払戻金の払渡し」とあるのは「貸付金の交付」と、「当該払渡し」とあるのは「当該交付」と読み替えるものとする。

第十章を削る。

「第十一章 郵便貯金振興会」を削る。

第六十九条を次のように改める。

第六十九条(地方公共団体に対する貸付け等) 公社は、総務省令で定めるところにより、地方公共団体に対し貸付けをし、又は地方債の取得(応募又は買入れの方法による取得を除く。)をするものとする。

第七十条の前に次の章名を付する。

第十章 雑則

第七十条から第七十五条までを次のように改める。

(貯金の利率の決定方針)

第七十条 公社は、第十二条に規定する貯金の利率の決定方針を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の貯金の利率の決定方針を定め又は変更する場合に、市場金利を勘案するほか、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

一 郵便貯金が簡易で確実な少額貯蓄の手段としてその経済生活の安定と福祉の増進のためにあまねく国民大衆の利用に供される制度であることに留意し、その利益を増進し、貯蓄の増強に資するものであること。

二 郵便貯金事業における支出がその収入によつて償われるものであること。

三 一般の金融機関の預金の利率

3 公社は、第一項の認可を受けた貯金の利率の決定方針に基づき利率を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 総務大臣は、第一項の規定により認可をした貯金の利率の決定方針が経済事情の変動その他の事由により第二項の規定の趣旨に照らして著しく不適当となつたと認められる場合には、公社に対し、貯金の利率の決定方針を変更すべきことを命ずることができる。

5 総務大臣は、第三項の規定により届け出られた利率が第一項の貯金の利率の決定方針に照らして不適当であると認められる場合には、政令で定めるところにより、公社に対し、その利率を変更すべきことを命ずることができる。

(料金)

第七十一条 公社は、第三十一条の二第二項に規定する郵便貯金の特別な取扱いに関する料金を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により届け出られた料金各号のいずれかに該当すると認められるときは、公社に対し、その料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、預金者の利便を阻害するおそれがあるものであるとき。

二 特定の預金者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

三 一般の金融機関との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

(貸付金の利率の決定方針)

第七十二条 公社は、第六十六条に規定する貸付金の利率の決定方針を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の貸付金の利率の決定方針を定め又は変更する場合には、第十二条の規定により定められた利率及び貸付けを受ける預金者の利便を勘案しなければならない。

3 公社は、第一項の認可を受けた貸付金の利率の決定方針に基づき利率を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 総務大臣は、第一項の規定により認可をした貸付金の利率の決定方針が経済事情の変動その他の事由により第二項の規定の趣旨に照らして著しく不適当となつたと認められる場合には、公社に対し、貸付金の利率の決定方針を変更すべきことを命ずることができる。

5 総務大臣は、第三項の規定により届け出られた利率が第一項の貸付金の利率の決定方針に照らして不適当であると認められる場合には、公社に対し、その利率を変更すべきこと

を命ずることができる。

(協議)

第七十三条 総務大臣は、第七十条第一項の認可をしようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣に協議しなければならない。

2 前項の内閣総理大臣の権限は、金融庁長官に委任する。

(審議会等への諮問)

第七十四条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十五条第一項、第六十六条又は第六十六条の二第二項の政令の制定又は改正の立案をしようとするとき。

二 第六十九条の総務省令を制定し、又は改正しようとするとき。

三 第七十条第一項又は第七十二条第一項の認可をしようとするとき。

四 第七十条第四項、第七十一条第二項又は第七十二条第四項の命令をしようとするとき。

(総務省令への委任)

第七十五条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第七十六条の前に次の章名を付する。

第十一章 罰則

第七十六条を次のように改める。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七十条第一項又は第七十二条第一項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第七十条第三項、第七十一条第一項又は第七十二条第三項の規定により総務大臣に

届出をしなければならない場合において、その届出をしなかつたとき。

三 第七十条第四項若しくは第五項、第七十一条第二項又は第七十二条第四項若しくは第五項の規定による命令に違反したとき。

第七十七条から第百条までを削る。

附則第三項及び第四項を削る。

(郵便法の一部改正)

第四十一条 郵便法の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第十三条)

第二章 郵便の役務

第一節 郵便物

第一款 通則(第十四条―第二十條)

第二款 通常郵便物(第二十一条―第二十九條)

第三款 小包郵便物(第三十条・第三十一条)

第二節 郵便に関する料金の納付(第三十二条―第三十九条)

第三節 郵便物の取扱(第四十条―第五十六条)

第四節 郵便物の特殊取扱等(第五十七条―第六十七条)

第五節 損害賠償(第六十八条―第七十五条)

第三章 雑則(第七十五条の二―第七十五条の九)

第四章 罰則(第七十六条―第八十五条の三)

附則

第二章を次のように改める。

第二条(郵便の実施) 郵便の業務は、この法律の定めるところにより、日本郵政公社(以下「公社」という。)が行う。

第五条第一項中「何人」を「公社以外の者は、何人」に、「又、国」を「また、公社」に、「総務大臣が、法律の定めるところに従い」を「公

社」に、「総務省」を「公社」に改め、同条第二項中「何人」を「公社」(契約により公社のため郵便の業務の一部を行う者を含む。)以外の者は、何人」に改める。

第七條中「総務大臣」を「公社」に、「取扱」を「取扱い」に改める。

第九條第一項中「郵政事業庁(沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。)」を「公社」に改める。

第十三條第二項を削る。

第二章 郵便物及びその料金」を「第二章 郵便の役務」に改める。

「第一節 通則」を「第一節 郵便物」に改める。

第十四條の前に次の款名を付する。

第一款 通則

第十五條の見出しを「郵便約款による差出しの禁止」に改め、同条中「総務大臣」を「公社」に、「総務省令」を「郵便約款」に改める。

第十七條第三項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「総務省令で」を「郵便約款の」に改める。

第十八條中「総務大臣」を「公社」に、「総務省令」を「郵便約款」に改める。

第十九條中「総務大臣の指定する」を「郵便約款の定める」に改める。

第十九條の二第一項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「この項」を「この条」に改め、同条第二項を削る。

第十九條の四及び第二十條を削る。

第十九條の三中「郵政事業庁長官」を「公社」に改め、同条第二十條とする。

第二章第二節の節名を削り、第二十一条の前に次の款名を付する。

第二款 通常郵便物

第二十一条第四項中「総務大臣」を「公社」に、「総務省令」を「郵便約款」に、「発行し、その料金は、五十円とする」を「これを発行する」に改め、同条第二項、第三項、第五項及び

第六項を削る。

第二十二條第一項中「往復葉書及び小包葉書(小包郵便物の外部に添附して同時に送達するもの)」を「及び往復葉書」に改め、同条第三項中「総務大臣が、総務省令」を「公社が、郵便約款」に、「但し、通常葉書及び往復葉書は、総務省令の定めるところにより、総務大臣」を「ただし、郵便約款」に改め、同条第二項及び第四項から第七項までを削る。

第二十三條第一項中「認可」を「承認」に、「総務省令」を「郵便約款」に改め、同条第二項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「認可」を「承認」に改め、同条第三項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「認可」を「承認」に改め、同条第五項中「認可の」を「承認の」に、「郵政事業庁長官」を「公社」に、「認可申請」を「承認申請」に、「認可を」を「承認を」に、「認可しない」を「承認しない」に改め、同条第六項中「認可」を「承認」に改め、同条第四項を削る。

第二十三條の二中「認可」を「承認」に、「総務省令」を「郵便約款」に、「郵政事業庁長官」を「公社」に改める。

第二十三條の三の見出しを「調査」に改め、同条第二項中「郵政事業庁長官は、前項の調査のほか」を「公社は」に、「認可」を「承認」に、「調査を」を「調査」に改め、同条第三項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「総務省令」を「郵便約款」に、「認可」を「承認」に、「前二項の調査」を「前項の調査」に改め、同条第一項を削る。

第二十四條の見出し中「認可」を「承認」に改め、同条中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「認可」を「承認」に改め、同条第三号中「前条第三項」を「前条第二項」に改める。

第二十五條中「認可」を「承認」に、「総務省令」を「郵便約款」に、「郵政事業庁長官」を「公社」に改める。

第二十五條の二を削る。

第二十六條第一項第一号中「総務省令」を「郵便約款」に改め、同項第三号中「総務省令」を「郵便約款」に、「郵政事業庁長官の」を「総務省令で定める基準に従い公社が」に改め、同項第五号中「郵政事業庁長官の」を「総務省令で定める基準に従い公社が」に、「総務省令」を「郵便約款」に改め、同条第二項及び第三項を削る。
第二十七條から第二十九條までを次のように改める。

第二十七條から第二十九條まで 削除
第二章第三節の節名を削り、第三十條の前に次の款名を付する。

第三款 小包郵便物

第三十條第一項中「物の」の下に「(その物に添付する無封の添え状又は送り状を含む。)」を加え、「みやすい」を「見やすい」に改め、同条第二項を削る。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條 削除

第三章の章名を削り、第三十二條の前に次の節名を付する。

第二節 郵便に関する料金の納付

第三十二條第一項中「法律」の下に「若しくはこの法律に基づく総務省令又は郵便約款」を加え、「定」を「定め」に改め、同条第三項から第九項までを削る。

第三十二條の二を削る。

第三十三條の見出し中「販売等」を「販売」に改め、同条第一項中「(以下この条において「切手類」という。)」を削り、「総務大臣」及び「郵政事業庁」を「公社」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第三十四條を次のように改める。
第三十四條 削除
第三十六條から第三十九條までを次のように改める。

第三十六條から第三十九條まで 削除
第四章の章名を削り、第四十條の前に次の節名を付する。

第三節 郵便物の取扱い

第四十條の見出し中「引受」を「引受け」に改め、同条第一項中「郵政事業庁」を「公社」に、「郵便物引受」を「郵便物の引受け」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に、「基く」を「基づく」に改め、「規定」の下に「又は郵便約款」を加え、「疑」を「疑い」に、「郵政事業庁」を「公社」に改め、同条第三項中「郵政事業庁」を「公社」に、「引受」を「引受け」に改める。

第四十一條第一項中「郵政事業庁」を「公社」に、「又はこの法律に基づく」を「若しくはこの法律に基づく」に改め、「規定」の下に「又は郵便約款」を加え、「疑」を「疑い」に改め、同条第二項中「郵政事業庁長官の指定する地方郵政局若しくは郵便局又は沖繩総合通信事務所において」を「公社は」に改める。

第四十二條中「郵政事業庁」を「公社」に、「乃至第三号」を「から第三号まで」に改める。

第四十三條第一項中「総務省令」を「郵便約款」に改め、同条第二項を削る。

第四十四條中「総務省令」及び「総務省令の」を「郵便約款の」に改める。

第四十五條中「郵政事業庁」を「公社」に改める。

第四十六條中「又は」を「若しくは」に、「基く」を「基づく」に改め、「総務省令」の下に「又は郵便約款」を加える。

第四十七條第一項中「郵政事業庁」を「公社」に改め、同条第二項中「総務省令」を「郵便約款」に改める。

第四十八條を次のように改める。

第四十八條 削除

第四十九條第一項中「郵政事業庁長官」を「公社」に改め、同条第二項中「総務省令」を「郵便約款」に改める。

第五十二條第二項中「又は」を「若しくは」に、「基く総務省令の規定」を「基づく総務省令の規定又は郵便約款」に改め、「第二十一

条第六項、第二十二條第五項及び第八十一條に規定する場合」を削り、「並びに前条」を「前条」に改め、「受け取った場合」の下に「及び第八十一條に規定する場合」を加え、同条第三項中「国庫」を「公社」に改める。
第五十三條を次のように改める。

第五十三條 削除

第五十四條第一項及び第二項中「郵政事業庁長官の指定する地方郵政局若しくは郵便局又は沖繩総合通信事務所」を「公社」に改め、同条第四項中「規定より」を「規定により」に、「国庫」を「公社」に改める。

第五十六條を削る。

第五十五條の二を第五十六條とする。

第五章の章名を削り、第五十七條の前に次の節名を付する。

第四節 郵便物の特殊取扱等

第五十七條の見出し中「及びその料金」を削り、同条第一項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「この章」を「この節」に、「総務省令」を「郵便約款」に改め、同条第三項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「総務省令」を「郵便約款」に改め、同条第四項を削る。

第五十八條第一項中「取扱」を「取扱い」に、「郵政事業庁」を「公社」に、「引受」を「引受け」に、「若し」を「もし」に、「差出の」を「差出しの」に改め、同条第二項及び第三項中「総務省令」を「郵便約款の」に改め、同条第四項中「郵政事業庁」を「公社」に、「総務省令」を「郵便約款の」に、「する」を「することが出来る」に改める。

第六十條第一項中「取扱」を「取扱い」に、「郵政事業庁」を「公社」に改め、同条第二項中「総務大臣」を「郵便約款」に改める。

第六十一條から第六十三條までの規定中「取扱」を「取扱い」に、「郵政事業庁」を「公社」に改める。

第六十四條中「取扱」を「取扱い」に、「郵政事業庁」を「公社」に、「引き換え」を「引

換え」に改める。

第六十六條第一項中「郵政事業庁」を「公社」に改める。

第六章の章名を削り、第六十八條の前に次の節名を付する。

第五節 損害賠償

第六十八條第一項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「又はこの」を「若しくはこの」に改め、「規定」の下に「又は郵便約款」を加え、同項第三号並びに同条第二項第一号、第三号及び第五号中「総務省令」を「郵便約款の」に改める。

第六十九條中「郵政事業庁長官」を「公社」に改める。

第七十一條第一項中「郵政事業庁長官」及び「郵政事業庁」を「公社」に改め、同条第二項中「郵政事業庁」を「公社」に改める。

第七十五條中「郵政事業庁」を「公社」に、「総務省令」を「郵便約款」に改める。

第六章の二を削る。
第二章の次に次の一章を加える。

第三章 雜則

(料金)

第七十五條の二 公社は、郵便に関する料金のうち次に掲げるものを定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 通常郵便物の料金

通常郵便物の特殊取扱(書留、速達、引受時刻証明、配達証明、内容証明、代金引換、特別送達及び年賀特別郵便に限る。)の料金

三 国際郵便に関する料金(総務省令で定めるものに限る。次項第六号において同じ。)

総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
一 能率的な経営の下における適正な費用を償うものであること。

二 通常郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと（一の郵便局においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）

三 第一種郵便物（郵便書簡を除く。第五号において同じ。）のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであるが、その重量が二十五グラム以下のもの（次号において「定形郵便物」という。）の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

四 郵便書簡及び通常業務書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること。

五 第三種郵便物及び第四種郵便物の料金の額が同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。

六 国際郵便に関する料金の額が郵便に関する条約の規定に適合するものであること。

七 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

八 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 公社は、郵便に関する料金（第一項各号に掲げるものを除く。）を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

四 公社は、総務省令で定めるところにより、通常郵便物、小包郵便物及び国際郵便の区分ごとに、その収支の状況を公表しなければならない。

（郵便約款）

第七十五条の三 公社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければなら

ない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めるところとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達回数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の收受に関する事項

ニ その他公社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（料金等の揭示）

第七十五条の四 公社は、郵便に関する料金、郵便約款（前条第一項の総務省令で定める軽微な事項に係る提供条件を含む。）その他総務省令で定める事項を郵便局において公衆に見やすいように揭示しなければならない。

（料金等の変更命令）

第七十五条の五 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公社に対し、郵便に関する料金又は郵便約款を変更すべきことを命ずることができる。

（業務方法書）

第七十五条の六 公社は、業務方法書（日本郵政公社法（平成十四年法律第 号）第二

十二条第一項に規定する業務方法書という。次項において同じ。）に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 郵便の業務の管理に関する事項

二 郵便差出箱の設置その他の郵便物の引受けの方法

三 郵便物の配達の方法

四 前二号に掲げるもののほか、郵便物の送達の方法

五 その他総務省令で定める事項

二 総務大臣は、業務方法書に記載された前項各号に掲げる事項が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、日本郵政公社法第二十二條第一項の規定による認可をしてはならない。

一 郵便物の秘密を保護するため適切なものであること。

二 総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の通常郵便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。

三 一週間につき六日以上通常郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。

四 通常郵便物について差し出された日から三日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他の総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（通常郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、三日を超え二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内）に送達することが定められていること。

五 郵便物を引き受けた場合において、総務省令で定める場合を除き、郵便物の表面の見やすい所に、総務省令で定める基準に適合する通信日付を押印することが定められていること。

六 その他総務省令で定める基準に適合するものであること。

第七十五条の七 公社は、総務大臣の認可を受

けて定める基準に従つて、第二十三條第二項の承認の申請に係る定期刊行物が同条第三項各号の条件を具備するかどうかの調査及び第二十三條の三第一項の調査に関する業務の一部を委託することができる。

二 前項の規定により業務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

三 第一項の規定により業務の委託を受けた者又はその役員若しくは職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。（審議会等への諮問）

第七十五条の八 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第七十五条の二第一項（第三号を除く。）、第七十五条の三第一項又は前条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第七十五条の二第二項第三号又は第七十五条の六第二項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 第七十五条の五の規定による命令をしようとするとき。

（総務省令への委任）
第七十五条の九 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。
第七十六条第一項中「百万円」を「三百万円」に改める。
第七十七条中「郵政事業庁」を「公社」に改め、ただし書を次のように改める。
ただし、刑法の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに從つて

処断する。

第七十九条第一項中「ことさらに」を「殊更に」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第八十条第一項中「郵政事業庁」を「公社」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「五十万円」を「百万円」に改める。第八十一条及び第八十一条の二中「又は科料」を削る。

第八十二条(見出しを含む。)中「認可」を「承認」に改める。

第八十三条第一項中「二十万円」を「三十万円」に改め、「又は科料」を削る。

第八十四条第一項中「以て」を「もつて」に、「総務大臣」を「公社」に、「外国政府の発行する」を「外国の」に、「あらわす」を「表す」に改める。

第八十五条の二の見出しを「(秘密を漏らした罪)」に改め、同条中「第七十五条の七第一項」を「第七十五条の七第二項」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第八十五条の三を次のように改める。

第八十五条の三(過料) 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七十五条の二第一項、第七十五条の三第一項又は第七十五条の七第一項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

二 第七十五条の二第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第七十五条の五の規定による命令に違反したとき。

第八十五条の四を削る。

第七章を第四章とする。

第九十三条から第九十五条までを削る。

(郵便為替法の一部改正)

第四十二条 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第二十四条)

第二章 普通為替(第二十五条―第三十三条)

第三章 電信為替(第三十四条―第三十八条)

第四章 定額小為替(第三十八条の二)

第五章 雑則(第三十八条の三―第三十八条の七)

第六章 罰則(第三十八条の八)

附則

第二条を次のように改める。

第二条(郵便為替の実施) 郵便為替の業務は、この法律の定めるところにより、日本郵政公社(以下「公社」という。)が行う。

第六条第二項中「総務省令で」を「公社が」に改める。

第八条及び第九条中「郵政事業庁」を「公社」に、「引き換え」を「引換え」に改める。

第十条第一項中「郵政事業庁」を「公社」に、「引き換え」を「引換え」に改め、同条第二項中「総務省令で」を「公社が」に改める。

第十条の二及び第十条の三を削る。

第十一条中「第八条から第十条まで」を「前三条」に改める。

第十二条第一項中「総務省令で」を「公社の」に改め、同条第二項中「郵便為替証書」を「為替金に係る普通為替証書又は定額小為替証書」に、「郵政事業庁」を「公社」に改め、同条第三項中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

第十三条から第十五条までを次のように改める。

第十三条から第十五条まで 削除

第十六条ただし書を削る。

第十七条を次のように改める。

第十七条(郵便為替の料金) 郵便為替の差出人は、公社が定める料金を納付しなければならない。

らない。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

第十九条第一項第三号中「総務省令で」を「公社の」に改める。

第二十条第一項中「郵便為替証書」の下に「(普通為替証書、電信為替証書又は定額小為替証書をいう。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「因り」を「より」に、「払渡又は払戻し」を「払渡し又は払戻し」に改め、同項後段を削る。

第二十一条中「郵政事業庁」を「公社」に、「わからなくなった」を「分からなくなった」に改める。

第二十三条中「総務大臣」を「公社」に改め、「事務センター又は」を削る。

第二十四条の見出しを「(非常取扱い)」に改め、同条中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「総務省令」を「公社」に、「且つ」を「かつ」に、「取扱」を「取扱い」に改める。

第二十四条の二を削る。

第二十五条第三項中「総務省令で」を「公社の」に改める。

第二十六条中「第十七条第七項」を「第十七条」に改める。

第三十条第二項中「総務省令で」を「公社の」に改める。

第三十一条第一項中「郵政事業庁」を「公社」に改め、同条第二項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「総務省令で」を「公社の」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条(特別な取扱い) 公社は、普通為替の取扱いは普通為替の利用に密接に関連する業務で利用者の便益を高めるものを提供する取扱いをすることができる。

前項の規定による取扱いについては、利用者、公社の定める額の料金を納付しなければならない。

第三十四条第一項中「郵政事業庁は、総務省令で」を「公社は、公社の」に改め、同条第二項中「郵政事業庁」を「公社」に改め、同条第三項中「郵政事業庁」を「公社」に改める。

第三十五条中「総務省令で」を「公社の」に改める。

第三十五条の二第一項中「総務省令」を「公社」に改める。

第三十六条第一項、第三十七条第一項及び第三十七条の二中「郵政事業庁」を「公社」に改める。

第三十七条の三を削る。

第三十八条中「第三十二条まで」を「第三十三条まで」に、「普通為替」を「同条及び第三十三条第一項中「普通為替」に、「郵便為替の料金」を「第二十六条中「郵便為替の料金」に改める。

第五章を次のように改める。

第五章 雑則

(料金)

第三十八条の三 公社は、第十七条に規定する郵便為替の料金(第六条第二項に規定する国際郵便為替に係るものを除く。以下この条において同じ。)の上限を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 当該具体的な役務の提供に要する費用、物価その他の経済事情及び少額の送金の利用者の利便を参酌したものであること。

二 一般の金融機関の送金の手数料について配意したものであること。

三 公社は、第十七条に規定する料金を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 前項の料金は、第一項の認可を受けた料金
の上限の範囲内でなければならない。

5 公社は、第三項に規定するもののほか、郵便
便為替に関する料金を定めようとするときは、
あらかじめ、総務大臣に届け出なければなら
ない。これを変更しようとするときも、同様
とする。

6 総務大臣は、第一項の規定により認可をし
た料金の上限が経済事情の変動その他の事由
により第二項の規定の趣旨に照らして著しく
不適当となつたと認められるときは、公社に
対し、相当の期間を定めて、料金の上限を変
更すべきことを命ずることができる。

7 総務大臣は、第三項又は第五項の規定によ
り届け出られた料金が次の各号のいずれかに
該当すると認められるときは、公社に対し、
相当の期間を定めて、その料金を変更すべき
ことを命ずることができる。

一 社会的経済的事情に照らして著しく不適
切であり、利用者の利便を阻害するおそれ
があるものであるとき。

二 特定の利用者に対し不当な差別的取扱い
をするものであるとき。

三 一般の金融機関との間に不当な競争を引
き起こすおそれがあるものであるとき。

(国際郵便為替に関する料金)

第三十八条の四 公社は、第六条第二項に規定
する国際郵便為替に関する料金を定めよう
とするときは、あらかじめ、総務大臣に届け
出なければならぬ。これを変更しようとする
ときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により届け出られ
た料金が郵便為替に関する条約の規定に適合
しないと認められるときは、公社に対し、相
当の期間を定めて、その料金を変更すべきこ
とを命ずることができる。

(協議)

第三十八条の五 総務大臣は、第三十八条の三
第一項の認可をしようとするとき及び同条第

六項の命令をしようとするときは、財務大臣
に協議しなければならない。

(審議会等への諮問)

第三十八条の六 総務大臣は、第三十八条の三
第一項の認可をしようとするとき又は同条第
六項若しくは第七項の命令をしようとする
ときは、審議会等(国家行政組織法(昭和二十
三年法律第二十号)第八条に規定する機関
をいう。)で政令で定めるものに諮問しなけ
ばならない。

(総務省令への委任)

第三十八条の七 この法律に規定するもののほ
か、この法律の施行に關し必要な事項は、総
務省令で定める。

本則に次の一章を加える。

第六章 罰則

第三十八条の八 次の各号のいずれかに該当す
る場合には、その違反行為をした公社の役員
は、二十万円以下の過料に処する。

一 第三十八条の三第一項の規定により総務
大臣の認可を受けなければならない場合に
おいて、その認可を受けなかつたとき。

二 第三十八条の三第三項若しくは第五項又
は第三十八条の四第一項の規定により総務
大臣に届出をしなければならない場合にお
いて、その届出をしなかつたとき。

三 第三十八条の三第六項若しくは第七項又
は第三十八条の四第二項の規定による命令
に違反したとき。

(郵便振替法の一部改正)
第四十三条 郵便振替法(昭和二十三年法律第六
十号)の一部を次のように改正する。

目次中「郵便振替法目次」を「目次」に、
「第二十三条の三」を「第二十三条の二」に、
「第五章 特殊郵便振替」

第一節 公金等に関する郵便振替(第五十八
条第二節 在外加入者の郵便振替(第六十六
条第六章 郵便振替資金の運用(第七十条の二)
第七章 雑則(第七十条の三)

条第六十五条) 「第五章 公金等に関する
条第六十条」を 「第六章 雑則(第六十
条第六十条)」を 「第七章 罰則(第七十
条第六十条)」に改める。

郵便振替(第五十八条第六十四条)
五条第六十九条)に改める。

第二条を次のように改める。

第二条(郵便振替の実施) 郵便振替の業務は、
この法律の定めるところにより、日本郵政公
社(以下「公社」という。)が行う。

第三条の見出しを「政府保証」に改め、同
条中「国は」を「政府は、法人に対する政府の
財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法
律第二十四号)第三条の規定にかかわらず」に
改め、「払出し」の下に「に係る公社の債務」
を加える。

第六条第二項中「総務省令で」を「公社が」
に改める。

第八条第二項中「総務省令で」を「公社の」
に、「郵政事業庁」を「公社」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十条第一項中「払出し」を「払出し」に、
「総務省令」を「公社」に改める。

第十三条第一項中「郵政事業庁長官」を「公
社」に改め、同条第二項中「郵政事業庁」を「公
社」に改める。

第十四条から第十七条までを次のように改め
る。

第十四条から第十七条まで 削除
第十八条を次のように改める。
第十八条(払込み、振替及び払出しの料金)
払込み、振替及び払出しの料金は、公社が定
める。
第十九条第一項、第二十条第二項及び第二十
一条第一項第二号中「総務省令で」を「公社の」

に改める。
第二十一条中「総務大臣」を「公社」に改め、
「口座を保管する事務センター(以下「口座所
管庁」という。又は「」を削る。

第二十三条の見出しを「(非常取扱い)」に改
め、同条中「郵政事業庁長官」を「公社」に、
「総務省令」を「公社」に、「且つ」を「かつ」
に、「取扱」を「取扱」に改める。

第二十三条の二第二項中「郵政事業庁長官」
を「公社」に、「その他総務省令で」を「その
他公社の」に、「郵政事業庁長官が」を「公社の」
に改め、同条第二項中「郵政事業庁長官」を「公
社」に、「あつて総務省令で」を「あつて公社の」
に改める。

第二十三条の三を削る。
第二十四条中「郵政事業庁長官」を「公社」
に、「申込」を「申込み」に改める。

第二十五条中「郵政事業庁長官」を「公社」
に改める。
第二十七条第一項中「総務省令で」を「公社
の」に改め、同条第二項中「郵政事業庁長官」
及び「総務省令」を「公社」に、「但し」を「た
だし」に改め、同条第三項中「総務省令で」を
「公社の」に改める。

第二十八条第一項中「総務省令で」を「公社
の」に改め、同条第二項中「郵政事業庁長官」
を「公社」に、「総務省令で」を「公社の」に
改める。

第三十条中「総務省令で」を「公社の」に改
める。
第三十一条第一項中「郵政事業庁は、総務省
令で」を「公社は、公社の」に、「その他総務
省令で」を「その他公社の」に改め、同条第二
項中「郵政事業庁」を「公社」に、「総務省令で」
を「公社の」に改め、同条第三項中「総務省令
で」を「公社の」に改める。

第三十二条中「郵政事業庁」を「公社」に改
める。
第三十三条及び第三十四条を次のように改
める。

第三十三条及び第三十四条を次のように改
める。

める。

第三十三条及び第三十四条 削除

第三十五条第一項中「郵政事業庁」を「公社」に改め、同条第二項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「総務省令で」を「公社の」に改める。

第三十六条及び第三十七条第一項中「郵政事業庁」を「公社」に改める。

第三十七条の二中「総務省令で」を「公社の」に改める。

第三十七条の三第一項中「総務省令で」を「公社の」に、「口座所管庁」を「公社」に改める。

第三十七条の四「口座所管庁」を「公社」に改める。

第三十八条第二項中「郵政事業庁」を「公社」に、「引き換え」を「引換え」に、「総務省令で」を「公社の」に改め、同条第三項中「総務省令で」を「公社の」に、「引き換え」を「引換え」に改める。

第三十八条の二第一項中「郵政事業庁」を「公社」に改め、同条第二項中「総務省令で」を「公社の」に改める。

第四十条第一項及び第四十一条第一項中「郵政事業庁」を「公社」に改める。

第四十二条及び第四十二条の二第二項から第四項までの規定中「総務省令で」を「公社の」に改める。

第四十二条の三第一項中「郵政事業庁」を「公社」に改める。

第四十三条中「総務省令で」を「公社の」に改める。

第四十四条の見出しを「(返戻受払)」に改め、同条中「郵政事業庁」を「公社」に、「払出を」を「払出しを」に、「もどし入れる」を「戻し入れる」に改める。

第四十五条第一項中「総務省令で」を「公社の」に改め、同条第二項中「当該」の下に「払出金に係る」を加え、「郵政事業庁」を「公社」に改め、同条第三項中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

第四十八条第二項中「因り」を「より」に、「払渡又はもどし入れ」を「払渡し又は戻入れ」に改め、後段を削る。

第四十九条中「郵政事業庁」を「公社」に、「左の」を「次に掲げる」に、「払出を」を「払出しを」に、「わからなくなつた」を「分からなくなつた」に改める。

第五十条の二中「払出」を「払出し」に、「総務省令」及び「郵政事業庁長官」を「公社」に、「取扱」を「取扱ひ」に改める。

第五十条の三の見出しを「(払出し)」に改め、同条中「因り、総務省令」を「より、公社」に、「引き換え」を「引換え」に改め、「口座所管庁」において及び「郵便局において」を削る。

第五十条の五の見出しを「(払出金の払渡し等)」に改め、同条第一項中「郵政事業庁」を「公社」に、「払渡の」を「払渡し」に、「払渡を」を「払渡しを」に、「但し」を「ただし」に、「因つて」を「よつて」に、「総務省令で」を「公社の」に改め、同条第二項中「総務省令で」を「公社の」に改め、同条第三項中「総務省令で」を「公社の」に、「わからなくなつた」を「分からなくなつた」に改める。

第五十条の六第一項中「総務省令で」を「公社の」に改める。

第五十一条の見出しを「(電波利用料の払出し)」に改め、同条第一項を次のように改める。

郵便振替の加入者たる電波利用料(電波法(昭和二十五年法律第三十一号) 第三十三条の二第二項に規定する電波利用料をいう。以下この項において同じ。)を納付すべき者が当該電波利用料をその口座の預り金をもつて納付すべき旨を申し出たときは総務省の内部部局として置かれる局で電波利用料に関する事務を所掌するもの(次項において「電波利用料主管局」という。)からの電波利用料の納付の催告に応じて、電波利用料の額に相当する金額をその口座の預り金から払い出す。

第五十一条第二項中「郵便主管部局、簡易生

命保険主管部局又は」を削る。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条 削除

第五十四条第一項中「郵政事業庁」を「公社」に改める。

第五十五条中「郵政事業庁」を「公社」に、「総務省令で」を「公社の」に改める。

第五十六条第一項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「免かれる」を「免れる」に改め、同条第二項中「郵政事業庁」を「公社」に、「引き換え」を「引換え」に改める。

第五章 特殊郵便振替を「第五章 公金等に関する郵便振替」に改める。

第五十八条第一項中「郵政事業庁」を「公社」に、「総務省令で」を「公社の」に改め、同条第二項を削る。

第六十条第一項中「第五十八条第一項」を「第五十八条」に、「総務省令で」を「公社の」に改め、同条第二項中「第五十八条第一項」を「第五十八条」に、「添附」を「添付」に改める。

第六十二条中「第五十八条第一項」を「第五十八条」に、「総務省令で」を「公社の」に改める。

第六十四条を削る。

第六十三条の三第一項中「総務省令で」を「公社の」に、「郵政事業庁長官」を「公社」に改め、同条第二項中「郵政事業庁」を「公社」に改め、同条第三項を削り、同条を第六十四条とする。

第六十五条及び第五章第二節を削る。

第六章 雑則

(料金)

第六十五条 公社は、第十八条に規定する払込み、振替及び払出しの料金(第六条第二項に規定する国際郵便振替に係るものを除く。以下この条において同じ。)の上限を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 当該具体的な役務の提供に要する費用、物価その他の経済事情及び少額の送金の利用者の利便を参酌したものであること。

二 一般の金融機関の送金又は債権債務の決済の手数料について配意したものであること。

3 公社は、第十八条に規定する料金を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 前項の料金は、第一項の認可を受けた料金の上限の範囲内でなければならない。

5 公社は、第三項に規定するもののほか、郵便振替に関する料金を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6 総務大臣は、第一項の規定により認可をした料金の上限が経済事情の変動その他の事由により第二項の規定の趣旨に照らして著しく不適当となつたと認められるときは、公社に対し、相当の期間を定めて、料金の上限を変更すべきことを命ずることができる。

7 総務大臣は、第三項又は第五項の規定により届け出られた料金が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、公社に対し、相当の期間を定めて、その料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者の利便を阻害するおそれがあるものであるとき。

二 特定の利用者に対し不当な差別的取扱ひをするものであるとき。

三 一般の金融機関との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

(国際郵便振替に関する料金)

第六十六条 公社は、第六條第二項に規定する国際郵便振替に関する料金を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならぬ。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により届け出られた料金が郵便振替に関する条約の規定に適合しないと認められるときは、公社に対し、相当の期間を定めて、その料金を變更すべきことを命ずることができる。

(協議)
第六十七条 総務大臣は、第六十五條第一項の認可をしようとするとき及び同条第六項の命令をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(審議會等への諮問)
第六十八條 総務大臣は、第六十五條第一項の認可をしようとするとき又は同条第六項若しくは第七項の命令をしようとするときは、審議會等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第八條に規定する機関をいう)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

(総務省令への委任)
第六十九條 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第七章 罰則
第七十條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第六十五條第一項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

二 第六十五條第三項若しくは第五項又は第六十六條第一項の規定により総務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかつたとき。

三 第六十五條第六項若しくは第七項又は第

六十六條第二項の規定による命令に違反したとき。

(地方財政法の一部改正)
第四十四條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四條の三第三項中「国有提供施設等所在市町村助成交付金」の下に「日本郵政公社有資産所在市町村納付金、日本郵政公社有資産所在都道府県納付金」を加える。

(国家行政組織法の一部改正)
第四十五條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一 総務省の項及び別表第二中「郵政事業庁」を削る。

(当せん金付証票法の一部改正)
第四十六條 当せん金付証票法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第六條第六項中「総務大臣」を「日本郵政公社」に改める。

(政治資金規正法の一部改正)
第四十七條 政治資金規正法(昭和二十三年法律第二百九十四号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項第三号イ中「預け入れた金融機関又は郵便局(郵政窓口事務の委託に関する法律(昭和二十四年法律第二百三十三号)第七條第一項に規定する委託事務を行う施設を含む。以下この号において同じ。)」に、「受けた金融機関又は郵便官署」を「受けた金融機関又は郵便局」に改める。

第二十二條の九第一項中「の職員」の下に「若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員」を加え、同項に次の一号を加える。

七 日本郵政公社法平成十四年法律第

第二十六條の四第四号中「の職員」の下に「若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員」を加え、「職員が」を「役員若しくは職員が」に改める。

(簡易生命保険法の一部改正)
第四十八條 簡易生命保険法の一部を次のように改正する。

目次中「審議會の審査」を「地方公共団体に對する貸付け等」に、「第四章 加入者福祉施設(第百一条)」を「第五章 加入者福祉施設(第百一条)」に改める。

第六章 罰則(第百七条・第百八条)に改める。

第二章 この法律の規定による生命保険(以下「簡易生命保険」という。)の業務は、日本郵政公社(以下「公社」という。)が行う。

第三條の見出しを「(政府保証)」に改め、同条中「国は」を「政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず」に改め、「の支払」の下に「に係る公社の債務」を加える。

第五條第一項及び第六條中「国」を「公社」に改める。

第七條第一項中「もののほか、」の下に「公社が定める」を加え、同条第二項から第五項までを削る。

第二十四條第一項中「基づく剰余の分配」を「よる契約者配当」に改める。

第二十六條を次のように改める。

第二十六條 削除

第三十條、第三十五條第一項ただし書及び第三十七條中「国」を「公社」に改める。

第三十八條第二項中「郵便局の職員に」を「保険約款の定めるところにより」に改める。

第三十九條、第四十條、第四十七條、第四十八條第三項から第七項までの規定及び第五十條中「国」を「公社」に改める。

第五十六條第一項中「国」を「公社」に、「二年」を「保険約款の定める期間」に改め、同条第二項及び第三項中「国」を「公社」に改め、同条第四項中「国」を「公社」に、「一年」を「保険約款の定める期間」に改め、同条第五項中「国」を「公社」に、「一年」を「保険約款の定める期間」に改め、同条第六項中「国」を「公社」に改める。

第五十六條の二、第五十七條第二項、第四項及び第五項、第五十八條の二、第六十一條第一項ただし書及び第二項、第六十二條第一項第六号、第六十五條第一項第四号並びに第六十七條第二項中「国」を「公社」に改める。

第六十九條第一項中「(保険契約者がいないときは、その相続人)」を削り、同条第三項中「の相続人」を削り、同条第四項を削る。

第七十三條第三項から第六項までの規定中「国」を「公社」に改める。

第七十六條第二項中「相続人」を「保険契約者」に改める。

第七十七條中「国」を「公社」に改める。

第七十八條を次のように改める。

(契約者配当)
第七十八條 保険契約においては、保険約款の定めるところにより、契約者配当(保険契約者又は年金受取人に対し、保険料その他の簡易生命保険業務(日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)第十九條第一項第五号並びに同条第二項第八号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務をいう。以下この項において同じ。)に係る収益のうち、保険金、年金、還付金その他の給付金の支払その他の簡易生命保険業務に要する費用に充てられないものの全部又は一部を分配することという。次項及び第八十條において同じ。)をすることが出来る。

2 公社は、前項の規定により契約者配当をする場合は、公正かつ衡平な分配をするための基準として総務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

第八十条中「剰余金」を「契約者配当金」(第七十八条第一項の契約者配当に係る配当金をいう。以下同じ。)に改める。

第八十二条中「剰余金」を「契約者配当金」に、「国」を「公社」に改める。

第八十三条から第八十五条までを次のように改める。

第八十六条第二項中「総務大臣」を「公社」に、「剰余金」を「契約者配当金」に改める。

第八十七条中「剰余金」を「契約者配当金」に改める。

第三章を次のように改める。

第三節 地方公共団体に対する貸付け等
第八十八条 公社は、総務省令で定めるところにより、地方公共団体に対し貸付けをし、又は地方債の取得(応募又は買入れの方法による取得を除く。)をするものとする。

第八十九条から第百条まで 削除

第百一条の見出しを削り、同条第一項中「総務大臣」を「公社」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の施設(簡易保険福祉事業団法第十九条第一号に掲げるものを除く。)」を「前項の施設」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「国」を「公社」に、「総務省令で」を「公社の」に改め、同項を同条第三項とし、同条の次に次の二章を加える。

第五章 雑則

(保険約款)

第百二条 公社は、保険約款を定めようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の保険約款で定めるべき事項は、総務省令で定める。

3 総務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 保険契約の内容が、加入者の保護に欠けるおそれのないものであること。

二 保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱をするものでないこと。

三 保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。

四 保険契約の内容が明確かつ平易に定められたものであること。

五 その他総務省令で定める基準

4 総務大臣は、事情の変更により加入者の保護を図るため必要があると認めるときは、公社に対し、第一項の認可をした保険約款を変更すべきことを命ずることができる。

5 公社は、第一項の認可を受けたときは、総務省令で定めるところにより、保険約款を公表しなければならない。

(保険料の算出方法書)

第百三条 公社は、保険料の算出方法書を作成し、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の保険料の算出方法書に記載すべき事項は、総務省令で定める。

3 総務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 保険料の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。

二 保険料に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱をするものでないこと。

三 その他総務省令で定める基準

4 総務大臣は、事情の変更により加入者の保護を図るため必要があると認めるときは、公社に対し、第一項の認可をした保険料の算出方法書に記載した事項を変更すべきことを命ずることができる。

ずることができる。
(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第百四条 公社の役員又は職員は、保険契約の締結又は保険募集(保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいう。)に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 保険契約者又は被保険者に対して、虚偽のことを告げ、又は保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為

二 保険契約者又は被保険者が公社に対して重要な事項につき虚偽のことを告げること

三 保険契約者又は被保険者が公社に対して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことを勧める行為

四 保険契約者又は被保険者に対して、不利益となるべき事実を告げずに、既に成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて既に成立している保険契約を消滅させる行為

五 保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為

六 保険契約者若しくは被保険者又は不特定多数の者に対して、一の保険契約の契約内容につき他の保険契約の契約内容と比較した事項であつて誤解させるおそれのあるものを告げ、又は表示する行為

七 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、将来における契約者配当金その他将来における金額が不確実な事項として総務省令で定めるものについて、断定的判断を示し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げ、若しくは表示する行為

八 前各号に定めるもののほか、加入者の保護に欠けるおそれがあるものとして総務省令で定める行為

令で定める行為
2 前項第五号の規定は、公社が日本郵政公社法第二十二條第一項の認可を受けた業務方法書又は第百二條第一項の認可を受けた保険約款に基づいて行う場合には、適用しない。
(審議会等への諮問)

第百五条 総務大臣は、第百二條第一項若しくは第百三條第一項の規定による認可をし、又は第百八條の総務省令の制定若しくは改正をしようとするときは、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八條に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

(総務省令への委任)
第百六條 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、総務省令で定める。

第六章 罰則

第百七條 第百四條第一項の規定に違反して同項第一号から第三号までに掲げる行為をした公社の役員又は職員は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百八條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第百二條第一項又は第百三條第一項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

二 第百二條第四項又は第百三條第四項の規定による命令に違反したとき。

三 第百二條第五項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

(郵便切手類販売所等に関する法律の一部改正)
第四十九條 郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

2 前項の保険約款で定めるべき事項は、総務省令で定める。

3 前項の保険約款で定めるべき事項は、総務省令で定める。

第一条中「郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第三十三条第二項に規定する郵便切手帳等」を「郵便切手を保存用の冊子に収めた物その他郵便に関する料金を表す証票に關し周知し、又は啓発を図るための物」に、「同条第三項に規定する」を「郵便に関する料金の支払用の」に、「郵政事業庁」を「日本郵政公社（以下「公社」という。）」に改める。

第二条第一項及び第二項中「郵政事業庁長官は」を「公社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて」に改め、同条第三項中「郵政事業庁長官は」を「公社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて」に改め、「総務省令で定めるところにより」を削り、同条第四項及び第五項を削る。

第三条中「販売者等」を「郵便切手類販売者及び印紙の売りさばき人（以下「販売者等」という。）」に、「郵政事業庁長官の」を「公社との契約で」に改める。

第四条第一項中「国の行」を削り、同条第二項を削る。

第五条第一項中「総務省令の定めるところにより郵政事業庁長官」を「公社」に改め、同条第二項中「総務省令の定めるところにより郵政事業庁」を「公社」に改める。

第七条から第十一条までを削る。

第十二条中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「解除することができ」を「解除しなければならぬ」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削り、同条を第七条とする。

第十三条第一項中「郵政事業庁長官は」を「公社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて」に改め、「（以下「郵便切手等海外販売者」という。）」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 第五条第二項の規定は、前項の規定による委託について準用する。

第十三条第三項を削り、同条を第八条とし、

同条の次に次の二条を加える。

（審議会等への諮問）

第九条 総務大臣は、第二条又は前条第一項の規定による認可をしようとするときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

（総務省令への委任）

第十条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、総務省令で定める。

第十四条及び第十五条を削る。

第十六条第一項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十二条 第二条又は第八条第一項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした公社の役員は、二十万円の以下の過料に処する。

（簡易郵便局法の一部改正）

第五十条 簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

郵政窓口事務の委託に関する法律

第一条の見出しを「趣旨」に改め、同条中「郵政事業庁長官」を「日本郵政公社（以下「公社」という。）」に、「取り扱うべき」を「取り扱う」に、「より、経済的に、郵政事業の役務の一層の普及を図り、国民が簡便にこれを利用できるようにすることを目的」を「關し必要な事項を定めるもの」に改める。

第二条中「郵政事業庁長官」を「公社」に改め、「その事務の量、取扱場所又は取扱時間からみて」を削り、「経済的であり、かつ、郵政事業」を「その業務」に、「支障がない」を「適切である」に改める。

第三条第一項及び第二項中「郵政事業庁長官」

を「公社」に改める。

第五条を削る。

第四条中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「随意に」を「総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて」に改め、同条を第五条とする。

第三条の二中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号及び第六号を削り、同条第七号中「第二号から前号までのいずれか」を「前号」に改め、同条を同条第二号とし、同条を第四条とする。

第六条を次のように改める。

（委託事務の範囲）

第六条 委託契約により委託することができる事務は、日本郵政公社法（平成十四年法律第 号）第十九条第一項第一号から第七号まで並びに同条第二項第一号、第三号、第四号、第六号、第七号、第九号、第十一号、第十四号及び第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に關する郵政窓口事務のうち、総務省令で定めるものとする。

第七条の見出しを「施設の設置」に改め、同条第一項中「郵政事業庁長官」を「公社」に改め、「（以下「簡易郵便局」という。）」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の施設は、日本郵政公社法第二十條第一項の規定の適用については、同項の郵便局とみなす。

第八条を次のように改める。

（委託事務の準拠法規）

第八条 受託者による委託事務の取扱いは、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）、郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）、郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）、郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）、簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）、印紙をもつてする歳入金納付に關する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）、お年玉付郵便書等に關する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）、日本郵政公社によ

る国債等の募集の取扱い等に関する法律（昭和六十二年法律第三十八号）、郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に關する法律（平成二年法律第七十二号）、郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に關する法律（平成八年法律第七十二号）、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）、当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）及び郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に關する法律（平成十年法律第七十八号）の規定の適用については、公社による取扱いとみなす。

第九条及び第十条を削る。

第十一条第一項中「個人」の下に「（その代理人、使用人その他の従業者で委託事務に従事する者を含む。）（次項及び第十六条において「委託事務従事者」という。）」を加え、同条第二項中「前項の者」を「委託事務従事者」に改め、同条を第九条とする。

第十二条を第十条とし、第十三条を削る。

第十四条中「第七條、第九條及び第十六條」を「及び第十一條」に改め、後段を削り、同条を第十一條とする。

第十五条から第十八条までを削る。

第十九条第一項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「第三條の二第二号から第五号までの」を「第四條各号のいずれか」に改め、「第五條の規定にかかわらず」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条を第十二條とし、同条の次に次の五條を加える。

（審議会等への諮問）

第十三条 総務大臣は、第五条の規定による認可をしようとするときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

（協議）

第十四条 総務大臣は、第六条の総務省令（日本郵政公社法第十九条第二項第九号に掲げる

業務及びこれに附帯する業務に係る部分に限る。を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
(総務省令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、総務省令で定める。

(罰則)

第十六条 第八条の規定により適用される簡易生命保険法第四十四条第一項の規定に違反して同項第一号から第三号までに掲げる行為をした委託事務従事者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十七条 第五条の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第二十條を削る。

(お年玉付郵便書等に関する法律の一部改正) 第五十一条 お年玉付郵便書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「総務省」を「日本郵政公社(以下「公社」という。)」に改める。

第二条中「総務大臣」を「公社」に、「告示しなければ」を「公表しなければ」に改め、同条第五号中「期日」の下に「及び手続」を加える。

第三条第一項中「又は簡易郵便局」を削り、同条第三項を削る。

第五条第一項中「総務省」を「公社」に改め、同条第三項中「総務大臣」を「公社」に、「告示しなければ」を「公表しなければ」に、「告示の際」を「公表の際」に、「告示すれば」を「公表すれば」に改める。

第六条中「簡易郵便局」を削り、「告示された」を「公表された」に、「総務大臣」を「公

社」に改める。

第七条第一項中「総務大臣」を「公社」に改め、「郵便振替の方法により」を削り、同条第二項中「総務大臣」及び「総務省」を「公社」に改め、同条第三項中「総務大臣」を「公社」に、「告示した」を「公表した」に改め、同条第四項中「総務大臣」を「公社」に、「当つては」を「当たつては」に改め、同条第五項中「総務大臣」を「公社」に、「あらかじめ当該寄附金付郵便書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣と協議し、かつ、郵政審議会に諮らなければ」を「総務大臣の認可を受けなければ」に改め、同条第六項中「総務大臣」を「公社」に、「公示する」を「公表する」に改める。

第九条第一項中「総務大臣」を「公社」に、「財政融資資金に預託する」を「運用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)第四十五條の規定を準用する。

第九条第二項中「財政融資資金に預託した」を「運用した」に改め、「利子」の下に「その他の収入金」を加え、同条第三項中「利子」の下に「その他の収入金」を加える。

第十条中「総務大臣」を「公社」に、「公示する」を「公表する」に改める。

第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(協議等)

第十一条 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

本則に次の一条を加える。

(罰則)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七条第五項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

二 第九条第一項において準用する日本郵政公社法第四十五條の規定に違反して寄附金を運用したとき。

(郵便物運送委託法の一部改正)

第五十二条 郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「競争契約又は随意契約」を「契約」に、「郵政事業庁長官」を「総務大臣」に、「第四章 罰則(第二十一条―第二十四条)」を「第四章 罰則(第二十一条―第二十五条)」に改める。

第一章 総則(第二十一条―第二十五条) 第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「郵政事業庁長官」を「日本郵政公社(以下「公社」という。)」に、「定め、もつて郵便物の運送等を適正且つ円滑にすることを目的」を「定めるもの」に改める。

第二章 郵便物の運送等の委託 第二条 公社は、この法律の定めるところに従い、郵便物の運送等を委託することができる。

第二章 第一節 契約による場合 第三条の見出しを「(契約)」に改め、同条第一項中「郵政事業庁長官」を「公社」に改め、「競争による」を削り、「但し」を「ただし」に改め、「次条及び」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 公社は、前項本文の規定により郵便物の運送等を委託する場合には、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つてしなければならない。

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条第一項中「郵政事業庁長官」と第三条又は第四条の「を「公社」とに改め、同条第二項中「郵政事業庁長官」を「公社」に改め、「総務大臣を通じ」を削り、「に協議しなければ」を「の承認を受けなければ」に改める。

第七条を次のように改める。

第二章 第二節 節名の節名を次のように改める。

第二節 総務大臣の要求による場合 第八条第一項中「左」を「次」に、「郵政事業庁長官」を「総務大臣」に改め、同条第二項中「郵政事業庁長官」を「総務大臣」に改め、「要求は」の下に「公社」を加え、「第三条若しくは第四条の契約が」を「契約が」に改め、「第三条若しくは第四条の契約により」を削り、「運送業者が」の下に「公社との」を、「において」の下に「公社の申請に基づき」を加え、「且つ」を「かつ」に、「別段の定」を「別段の定め」に、「除くの外」を「除き」に改め、同条第三項中「郵政事業庁長官」を「総務大臣」に、「こゝを」を「超える」に改め、同条第四項中「郵政事業庁長官」を「総務大臣」に改め、「総務大臣を通じ」を「総務大臣」に改め、「郵政事業庁長官」を「総務大臣」に、「除くの外」を「除き」に改める。

第九条第一項中「郵政事業庁長官」を「総務大臣」に改め、同条第二項中「郵政事業庁長官」を「総務大臣」に、「代る」を「代わる」に改め、同条第三項中「郵政事業庁長官」を「総務大臣」に、「代る」を「代わる」に、「こゝを」を「超える」に改め、同条第五項中「代る」を「代わる」に、「且つ」を「かつ」に、「郵政事業庁長官」を「総務大臣」に改め、同条第六項中「郵政事業庁長官」を「総務大臣」に、「取扱」を「取り扱い」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第十条の見出しを「郵便物の夜間受渡し」に改め、同条中「郵政事業庁長官」を「総務大臣」に、「積卸」を「積卸し」に、「取扱」を「取扱いに」に改める。

第十一条中「郵政事業庁長官」を「総務大臣」に、「郵政事業庁（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）」を「公社」に改める。

第十二条第一項中「郵政事業庁長官」を「総務大臣」に改め、同条第二項中「郵政事業庁長官」を「総務大臣」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「郵政事業庁長官」を「総務大臣」に、「取扱」を「取扱いに」、「かつ」を「かつ」に改める。

第十三条第一項中「郵政事業庁長官」を「総務大臣」に改め、同条第二項中「郵政事業庁長官」を「総務大臣」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「郵政事業庁長官」を「総務大臣」に、「取扱」を「取扱いに」、「かつ」を「かつ」に改める。

第十四条第一項中「外」を「ほか」に、「郵政事業庁長官」を「総務大臣」に改める。

第十五条第一項中「郵政事業庁長官の要求に基づき」を「郵政事業庁長官が、総務大臣を通じて」に改め、同条第二項中「郵政事業庁長官が、総務大臣を通じて」を「総務大臣が」に、「第五項第二項の規定により定める基準に基づいて」を「当該運送を契約により委託する」とすれば通常支払うべき運送料金を基準として」に改め、同条第三項中「郵政事業庁長官」を「総務大臣」に改め、「その旨を」の下に「公社及び」を加え、同条第四項中「増額」を「増減」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第五項中「国」を「他の当事者」に改める。

第十六条中「且つ」を「かつ」に改め、「自ら」を削る。

第十七条中「もつぱら」を「専ら」に、「郵政事業庁長官」を「公社」に、「のせては」を「乗せては」に、「但し」を「ただし」に、「のせる」

を「乗せる」に改める。

第十八条第三項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「取扱」を「取扱いに」に改める。

第二十条第一項中「少くとも」を「少なくとも」に、「郵政事業庁」を「公社」に改め、同条第二項中「郵政事業庁」を「公社」に改める。第二十一条中「ことさらに」を「殊更に」に、「十万円」を「百万円」に改める。

第二十三条の見出し中「優先取扱」を「優先取扱」に改め、同条中「科料」を「三十万円以下の罰金」に改める。

第二十四条中「外」を「ほか」に改め、「又は科料刑」を削り、第四章中同条の次に次の一条を加える。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第三条第二項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第六条第二項の規定により国土交通大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 雑則

（審議会等への諮問）

第二十条の二 総務大臣は、第三条第二項の規定による認可をしようとするときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。（総務省令への委任）

第二十条の三 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）第五十三条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七第三項中「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」を「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」に改め、「特定独立行政法人の職員」の下に、「日本郵政公社の職員」を加える。

（公職選挙法の一部改正）

第五十四条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項中「以下同じ。」の下に「若しくは日本郵政公社」を、「特定独立行政法人」の下に「又は日本郵政公社」を加え、同条第三項中「特定独立行政法人」の下に「若しくは日本郵政公社」を加える。

第百三十六條の二第二項第一号中「特定独立行政法人」の下に「若しくは日本郵政公社」を加える。

第百四十二條第五項中「郵政事業庁」を「日本郵政公社」に改める。

第百四十五條第一項中「若しくは地方公共団体」を、「地方公共団体若しくは日本郵政公社」に改める。

第百四十八條第三項第一号口中「認可」を「承認」に改める。

第百六十六條第一号中「又は地方公共団体」を、「地方公共団体又は日本郵政公社」に改める。

第百九十九條第一項中「国」の下に「又は日本郵政公社」を加える。

第二百一十條の十三第三号中「又は地方公共団体」を、「地方公共団体又は日本郵政公社」に改める。

第二百二十六條中「特定独立行政法人」の下に「若しくは日本郵政公社」を加える。

第二百三十九條の二第二項及び第二百五十一條の四第一項中「特定独立行政法人」の下に「又は日本郵政公社」を加える。

（地方交付税法の一部改正）

第五十五条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「国有資産等所在市町村交付金法」を「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に、「第十四條第一項」を「第十八條第一項」に改め、「都道府県交付金」という。の下に「及び同条第二項の日本郵政公社有資産所在都道府県納付金（以下「都道府県納付金」という。）を、「市町村交付金」という。の下に「及び同条第二項の日本郵政公社有資産所在市町村納付金（以下「市町村納付金」という。）を、「指定市の市町村交付金」の下に「及び市町村納付金」を加え、同条第二項中「都道府県交付金」の下に「及び都道府県納付金」を加え、「国有資産等所在市町村交付金法」を「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に改め、「市町村交付金」の下に「及び市町村納付金」を加え、同条第三項の表道府県の項第十六号を次のように改める。

十六 都道府県交付金及び都道府県納付金
当該道府県の区域内における国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第五条に規定する大規模の償却資産又は同法第六条に規定する新設大規模償却資産で同法第十八條第一項の規定により当該道府県に都道府県交付金が付されるべきものに係る当該年度の交付金算定標準額の合計額から同法第五条又は第六条の規定により市町村に交付されるべき当該大規模の償却資産又は新設大規模償却資産に係る交付金算定標準額を控除した額及び同法第十八條第二項の規定により当該道府県に都道府県納付金が

関する法律第三条第一項」との下に、「〔同条第二号〕とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とを加え、同条第五項中「第三条第一項」との下に、「〔同条第二号〕とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」とを加える。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）
第六十二条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「（以下同じ。）又は」の下に「日本郵政公社」を加え、「〔簡易保険福祉事業団〕を削り、「公団等」を「公社等」に改める。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正）
第六十三条 国有資産等所在市町村交付金法の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律

第二条の見出し中「〔の交付〕」の下に「又は納付金の納付」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第一号及び第三号」を「第一項第一号及び第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 日本郵政公社は、毎年度、当該年度の初日の属する年の一月一日現在において所有する固定資産（地方税法第五十二条第二号及び第七百四十条の固定資産税（以下「固定資産税」という。）を課されるべきものを除く。）につき、当該固定資産所在の市町村に対して、日本郵政公社が所有する市町村納付金（以下「市町村納付金」という。）を納付する。

6 日本郵政公社は、その所有する固定資産の

うち、病院及び診療所の用に供するもの、直接職員の教育の用に供するもの並びに地方税法第三百四十八条第二項第一号に掲げるもの（同項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。）で、政令で定めるものについては、第二項の規定にかかわらず、市町村納付金を納付しない。

第三条の見出し中「交付金額」の下に「又は納付金額」を加え、同条第一項中「（以下同じ。）」の下に「又は市町村納付金」として納付すべき金額（以下「納付金額」という。）を加え、「交付金算定標準額」を「交付金算定標準額又は納付金算定標準額にそれぞれ」に改め、同条第二項中「交付金算定標準額」の下に「又は納付金算定標準額」を加え、同条に次の一項を加える。

4 日本郵政公社が所有する固定資産に係る第二項の固定資産の価格は、総務大臣が第十三条第三項の規定によつて配分し、及び通知した価格とする。

第四条の見出し中「交付金算定標準額」の下に「又は納付金算定標準額」を加え、同条に次の一項を加える。

4 日本郵政公社が所有する固定資産に係る納付金算定標準額は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の価格の二分の一の額とする。

第五条の見出し中「交付金算定標準額」の下に「又は納付金算定標準額」を加え、同条第一項中「又は地方公共団体」を「若しくは地方公共団体又は日本郵政公社」に改め、「一の地方公共団体」の下に「若しくは日本郵政公社」を加え、「交付すべき」を「交付し、又は市町村納付金を納付すべき」に改め、「に係る交付金算定標準額」及び「によつて交付金算定標準額」の下に「又は納付金算定標準額」を、「合計額」の下に「（日本郵政公社が所有する償却資産にあつては、当該合計額と日本郵政公社が所有する固定資産税を課される償却資産（地方税法第三百四十九条の五第一項の新設大規模償却資産

を除く。以下この条において同じ。）で当該市町村内に所在するものに係る固定資産税の課税標準となるべき額（同法第三百四十九条の二の規定によつて固定資産税の課税標準となるべき額をいう。以下この条において同じ。）の合計額との合算額とする。」を加え、「とする。以下この条及び次条を」「当該大規模の償却資産の納付金算定標準額となるべき価格と日本郵政公社が所有する固定資産税を課される償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき額との合算額の十分の四の額が当該市町村に係る同表の下欄に掲げる金額を超えるときは、当該合算額の十分の四の額とする。以下この条、次条及び第十八条第二項」に改め、「を交付金算定標準額」の下に「又は納付金算定標準額」を加え、「交付する」を「交付し、又は市町村納付金を納付する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、日本郵政公社にあつては、当該市町村の大規模の償却資産に係る算定標準額から日本郵政公社が所有する固定資産税を課される償却資産に係る同法第三百四十九条の二及び第三百四十九条の四の規定によつて算定した固定資産税の課税標準額（以下この条及び第十八条第二項において「固定資産税の課税標準額」という。）を控除した額を納付金算定標準額として当該市町村に市町村納付金を納付するものとし、固定資産税の課税標準額が当該市町村の大規模の償却資産に係る算定標準額以上の額であるときは、当該市町村に市町村納付金を納付することを要しないものとする。

第五条第二項中「となつた基準財政収入額」の下に「（以下この項において「前年度の基準財政収入額」という。）を、「係る市町村交付金」の下に「又は市町村納付金」を、「算定した市町村交付金」の下に「又は市町村納付金」を、「されるべき市町村交付金」の下に「又は納付されるべき市町村納付金」を、「加算した額（

の下に「日本郵政公社が所有する大規模の償却資産で、これに係る納付金算定標準額となるべき価格と日本郵政公社が所有する固定資産税を課される償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき額との合計額によつて大規模の償却資産に該当することとなるものにあつては、前年度の基準財政収入額からこれに算入された当該大規模の償却資産に係る市町村納付金の収入見込額と当該固定資産税の収入見込額（地方交付税法第十四条第二項の基準税率をもつて算定した収入見込額をいう。以下この項において同じ。）との合計額を控除した額に、当該大規模の償却資産について前項の規定を適用した場合において当該年度分として納付されるべき市町村納付金の収入見込額と日本郵政公社が所有する固定資産税を課される償却資産について地方税法第三百四十九条の二及び第三百四十九条の四第一項の規定を適用した場合において当該年度分として課することができ固定資産税の収入見込額との合計額を加算した額とする。」を、「交付金算定標準額」の下に「又は納付金算定標準額」を加え、同条第四項中「第八條若しくは第九條第二項」を「第十條若しくは第十一條第二項」に、「第十條第一項、第二項若しくは第四項」を「第十二條第一項、第二項若しくは第四項」に改め、「とする」の下に「第十八條第二項において同じ」を加える。

第六条の見出し中「交付金算定標準額」の下に「又は納付金算定標準額」を加え、同条第一項中「又は地方公共団体」を「若しくは地方公共団体又は日本郵政公社」に改め、「一の地方公共団体」の下に「若しくは日本郵政公社」を加え、「交付すべき」を「交付し、又は市町村納付金を納付すべき」に改め、「交付金算定標準額」の下に「又は納付金算定標準額」を加え、「交付する」を「交付し、又は市町村納付金を納付する」に改め、「この条」の下に「及び第十三条第四項を、「市町村交付金」の下に「又は市町村納付金」を、「して前条第一項」の下

に「(ただし書を除く。)」を加える。

第二十二条中「交付金額」の下に「又は納付金額」を、「交付手続」の下に「又は市町村納付金及び都道府県納付金の納付手続」を加え、同条を第二十九条とする。

第二十一条第一項中「交付金算定標準額」の下に「又は納付金算定標準額」を加え、同条第二項中「交付金額」の下に「又は納付金額」を加え、同条を第二十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第二十八条 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三条又は第四条第一項に定めるもののほか、市町村納付金及び都道府県納付金に関する法令の規定による処分その他公権力の行使に当たする行為については、同法第三章の規定は、適用しない。

2 行政手続法第三条、第四条第一項又は第三十五条第三項に定めるもののほか、市町村納付金及び都道府県納付金を納付する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同法第二条第六号に規定する行政指導をいう。)については、同法第三十五条第二項及び第三十六条の規定は、適用しない。

第二十条中「第十八条」を「第二十二条」に改め、同条を第二十六条とする。

第十九条第二項中「第十条第一項及び第二項、第十一条第一項並びに第十二条」を「第十二条第一項及び第二項、第十五条第一項並びに第十六条第一項」に、「第十条第一項の」を「第十二条第一項の」に、「通知並びに第十二条」を「通知並びに第十六条第一項」に、「第十一条第一項の」を「第十五条第一項の」に改め、同条を第二十五条とする。

第十八条に次の一項を加える。

2 市町村長は、納付金額の算定のため必要があると認める場合においては、総務大臣に対して日本郵政公社が第八条の規定によつて総務大臣に申告した事項を記載した書類の閲覧

を求め、又は当該書類に記載された事項を記録することができる。前項後段の規定は、この場合について準用する。

第十八条を第二十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(総務省の職員の固定資産の調査に関する質問検査権)

第二十三条 総務省の職員で総務大臣が指定する者は、第十三条第一項若しくは第二項の規定による固定資産の価格等の決定又は第十四条第三項の規定による固定資産の価格等の決定に対する異議の申出の決定のため必要がある場合においては、日本郵政公社の関係者に質問し、又は日本郵政公社の事業に関する帳簿書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一号及び第二号において同じ。)その他の物件を検査することができる。

2 前項の場合においては、当該職員は、その身分を証明する証票を携帯し、日本郵政公社の関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(固定資産の調査に関する検査拒否等に関する罪)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 1 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 2 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示した者
- 3 前条の規定による総務省の職員の質問に

対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

第十七条第一項中「第十四条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第二十一条とし、第十六条を第二十条とする。

第十五条第一項中「又は地方公共団体」を「若しくは地方公共団体又は日本郵政公社」に改め、「すべき市町村交付金」の下に「又は納付すべき市町村納付金」を加え、「交付する」を「交付し、又は納付する」に、「第八条」を「第九条第一項若しくは第二項の規定による価格等の通知、第十条」に、「第九条」を「第十一条」に、「第十条」を「第十二条」に、「第十一条」を「第十三条の規定による固定資産の価格等の配分の通知及び配分の調整の申出、第十五条」に、「又は第十三条」を「若しくは市町村納付金の納額告知又は第十七条」に改め、「交付金額」の下に「若しくは納付金額」を加え、同条第二項中「交付する」を「交付し、又は市町村納付金を納付する」に改め、同条第三項中「第十条第一項」を「第十二条第一項又は第十三条第三項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同条を第十九条とする。

第十四条の見出し中「の交付」の下に「又は納付金の納付」を加え、同条第四項を削り、同条第三項中「市町村長に」の下に「第二項の規定によつて都道府県納付金を納付されるべき償却資産に係る納付金算定標準額となるべき価格及び都道府県納付金に係る納付金算定標準額を、第十三条第四項の規定による通知を受けた後遅滞なく、日本郵政公社及び当該償却資産の所在地の市町村長に」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 日本郵政公社は、大規模の償却資産が所在する市町村を包括する都道府県に対して、当該大規模の償却資産に係る納付金算定標準額となるべき価格のうち第五条第一項及び第二

項並びに第六条の規定によつて当該大規模の償却資産所在の市町村の市町村納付金の納付金算定標準額となるべき額を超える部分の額(固定資産税の課税標準額が当該市町村の大規模の償却資産に係る算定標準額以上の額であるため、第五条第一項ただし書の規定により市町村に市町村納付金を納付しない場合にあつては、当該大規模の償却資産に係る納付金算定標準額となるべき価格とする。)を納付金算定標準額として日本郵政公社有資産所在都道府県納付金(以下「都道府県納付金」という。)を納付するものとする。

第十四条に次の一項を加え、同条を第十八条とする。

5 第三条第一項、第七条、第十条、第十一条、第十五条第一項及び第三項、第十六条第一項、前条並びに第二十二条第一項の規定は、第一項の都道府県交付金の交付について、第三条第一項、第十五条第二項及び第三項、第十六条第二項、前条並びに第二十二条第二項の規定は、第二項の都道府県納付金の納付について準用する。

第十三条の見出し中「交付金額」の下に「又は納付金額」を加え、同条第一項中「又は地方公共団体の長」を「若しくは地方公共団体の長又は日本郵政公社」に改め、「交付金額」の下に「又は納付金額」を加え、「第十一条第一項の交付金交付請求書」を「それぞれ第十五条第一項の交付金交付請求書又は同条第二項の納付金納額告知書」に改め、「記載された交付金額」の下に「又は当該納付金納額告知書に記載された納付金額」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、日本郵政公社が第十四条第二項の規定により固定資産の価格等の決定について総務大臣に異議を申し出ている場合にあつては、当該異議の申出について総務大臣の決定があつた後において、市町村長に対して当該納付金納額告知書に記載された納付金額の修

正を求めなければならない。

第十三条第二項中「において交付金額」の下に「又は納付金額」を加え、「又は錯誤がある」と認めるときは、第十一条第一項を「若しくは錯誤があると認めるとき、又は固定資産の価格等の決定の異議の申出について総務大臣が当該固定資産の価格等を修正すべき旨の決定の通知をしたときは、第十五条第一項」に改め、「記載された交付金額」の下に「又は同条第二項の納付金額納付告知書に記載された納付金額」を加え、同条を第十七条とする。

第十二条の見出し中「の交付」の下に「又は納付金の納付」を加え、同条に次の一項を加え、同条を第十六条とする。

2 日本郵政公社は、前条第二項の納付金額納付告知書の送付を受けた場合においては、毎年七月三十一日及び十二月三十一日までに、それぞれ当該納付金額納付告知書に記載された納付金額の二分の一に相当する額を固定資産所在の市町村に納付するものとする。

第十一条の見出し中「請求」の下に「又は納付金の納付告知」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「交付金交付請求書」の下に「又は前項の納付金額納付告知書」を、「により、」の下に「それぞれ」を、「交付金額」の下に「又は当該固定資産に係る納付金算定標準額及び納付金額」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第十五条とする。

2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、日本郵政公社が所有する固定資産について、日本郵政公社に対して、毎年六月三十日までに、納付金額納付告知書を送付するものとする。

第十条第一項中「第八条」を「第十条」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(日本郵政公社の固定資産の価格等の決定等)
第十三条 総務大臣は、日本郵政公社が所有す

る土地又は家屋のうち第二条の規定によつて市町村納付金を納付すべきものについて、第九条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知に係る価格に基づいて当該土地又は家屋の価格及び当該価格に第四条第四項に定める率を乗じて得た額(以下「価格等」という。)を決定するものとする。

2 総務大臣は、日本郵政公社が所有する償却資産のうち第二条の規定によつて市町村納付金を納付すべきものについて、地方税法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて評価を行つた後、当該償却資産の価格等を決定するものとする。

3 総務大臣は、前二項の規定によつて固定資産の価格等を決定した場合においては、総務省令で定めるところにより、当該価格等を当該固定資産所在の市町村(二以上の市町村にわたつて所在する固定資産又は二以上の市町村にわたつて使用される償却資産にあつては、当該固定資産又は償却資産が所在するものとして総務大臣が決定した市町村とする。)に配分し、これを毎年五月三十一日までに当該市町村に通知するものとする。

4 総務大臣は、前項の規定によつて固定資産の価格等を市町村に配分した場合において、当該市町村内に所在する日本郵政公社が所有する固定資産のうち大規模の償却資産(新設大規模償却資産を含む。以下この項、第十八条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項において同じ。)があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該大規模の償却資産に係る納付金算定標準額となるべき価格その他必要な事項を、当該市町村を包括する都道府県の知事に通知するものとする。

5 市町村長は、第三項の規定によつてした総務大臣の価格等の配分が当該市町村に著しく不利益であると認める場合においては、総務

大臣に対して、理由を付けて、その配分の調整を申し出ることができる。

6 総務大臣は、第三項の規定によつて日本郵政公社が所有する固定資産の価格等を市町村に配分した後において当該配分に係る価格等に錯誤があることを発見した場合、第九条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた場合又は前項の規定による配分の調整の申出を受けた場合において、第三項の規定によつて配分した固定資産の価格等を修正する必要があるときは、当該配分に係る価格等に増額し、又はこれから減額すべき額として総務省令で定めるところによつて計算した額を、翌年度において日本郵政公社が所有する固定資産の価格等を配分する際に当該配分に係る価格等に増額し、又はこれから減額することができ、(日本郵政公社に対する価格等の通知等)

第十四条 総務大臣は、前条第一項又は第二項の規定によつて、日本郵政公社が所有する固定資産のうち第二条の規定によつて市町村納付金を納付すべき固定資産について価格等を決定した場合においては、遅滞なく、当該価格等を日本郵政公社に通知しなければならない。

2 日本郵政公社は、前条第一項又は第二項の規定による価格等の決定について不服がある場合においては、前項の通知を受けた日から起算して六十日以内に総務大臣に異議を申し出ることができる。

3 前項の規定による異議の申出に対する総務大臣の決定は、その申出のあつた日から起算して二月以内になければならない。

4 総務大臣は、前項の決定をした場合においては、遅滞なく、その旨を日本郵政公社及び当該決定に係る固定資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。
第九条を第十一条とし、第八条を第十条とし、第七条の次に次の二条を加える。

(日本郵政公社の償却資産の申告)
第八条 日本郵政公社は、その所有する償却資産のうち第二条の規定によつて市町村納付金を納付すべきものについて、総務省令で定めるところにより、毎年一月一日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他納付金額の算定に關し必要な事項を一月三十一日までに総務大臣に申告するものとする。

(市町村長の土地又は家屋の価格等の通知)
第九条 市町村長は、地方税法第四百十條第一項の規定によつて、毎年一月一日現在において日本郵政公社が所有する当該市町村内に所在する土地又は家屋のうち第二条の規定によつて市町村納付金を納付されるべきもの(次項及び第三項において「市町村納付金を納付されるべき土地又は家屋」という。)の価格を決定した場合においては、総務省令で定めるところにより、直ちに当該土地又は家屋の価格その他総務省令で定める事項(次項において「価格等」という。)を総務大臣に通知しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定による通知をした後において市町村納付金を納付されるべき土地又は家屋の価格を通知していないこと又は通知した価格に錯誤があることを発見した場合においては、直ちに類似の土地又は家屋の価格と均衡を失しないように価格を決定し、又は通知した価格を修正して、総務省令で定めるところにより、当該決定又は修正に係る土地又は家屋の価格等を総務大臣に通知しなければならない。

3 前二項の規定は、地方税法第三百八十九條第一項の規定によつて、道府県知事が市町村納付金を納付されるべき土地又は家屋を評価する場合について準用する。
附則第十五項中「第八条及び第九条第一項」を「第十条及び第十一条第一項」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第六十四条 地方公務員等共済組合法(昭和三十
七年法律第五十二号)の一部を次のように改
正する。

第七十条の三第一項及び第四百四十二条第二
項の表第七十条の三第一項の項中「第六十一
条第六項」を「第六十一条第八項」に改める。
(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律
の一部改正)

第六十五条 国家公務員災害補償法の一部を改
正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の
一部を次のように改正する。

附則第八條第三項中「当該特定独立行政法
人」を「当該特定独立行政法人、職員が日本郵
政公社に在職中に公務上の災害又は通勤による
災害を受けた場合に於ては日本郵政公社」に
改める。

(引揚者等に対する特別交付金の支給に関する
法律の一部改正)

第六十六条 引揚者等に対する特別交付金の支
給に関する法律(昭和四十二年法律第十四号)
の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

(行政機関の職員の定員に関する法律の一部改
正)

第六十七条 行政機関の職員の定員に関する法
律(昭和四十四年法律第三十三号)の一部を次
のように改正する。

第一条第二項第四号中「国の経営する企業に
勤務する職員の給与等に関する特例法」を「国
有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する
職員の給与等に関する特例法」に改める。

第三条中「国の経営する企業ごとに」を削
る。

(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の
特別措置に関する法律の一部改正)

第六十八条 公害の防止に関する事業に係る国
の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年

法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「国」を「国又は日本郵政公
社」に、「郵便貯金特別会計の郵便貯金資金
又は簡易生命保険特別会計の積立金」を「又は
日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)
第二十三条第三項第四号に規定する郵便貯金資
金若しくは同項第五号に規定する簡易生命保険
資金」に改める。

(郵便切手類模造等取締法の一部改正)
第六十九条 郵便切手類模造等取締法(昭和四十
七年法律第五十号)の一部を次のように改正す
る。

第一条第二項中「総務大臣又は外国政府の発
行する」を「日本郵政公社又は外国の」に、
「表わす」を「表す」に改める。

(郵政官署における国債等の募集の取扱い等に
関する法律の一部改正)

第七十条 郵政官署における国債等の募集の取
扱い等に関する法律(昭和六十二年法律第三十八
号)の一部を次のように改正する。

題名中「郵政官署における」を「日本郵政公
社による」に改める。

第一条中「郵政官署において」を「日本郵政
公社が」に改める。

第三条第一項中「郵政事業庁長官」を「日本
郵政公社(以下「公社」という。))」に改め、同
条第二項を削る。

第四条第一項中「総務省令」を「公社」に改
め、同条第二項中「郵政事業庁長官は、総務省
令」を「公社は、公社」に改め、同条第三項中
「郵政事業庁」を「公社」に、「総務省令で」を
「公社の」に改める。

第五条第一項中「郵政事業庁長官」を「公社
に、政令で」を「総務省令の」に改め、同条
第二項中「郵政事業庁」及び「総務省令」を「公
社」に改め、同条第三項中「郵政事業庁は、総
務省令で」を「公社は、公社の」に改め、同条
第四項中「総務省令」を「公社」に改め、同条

第五項及び第六項中「総務省令で」を「公社の」
に改める。

第六条中「郵政事業庁長官」を「公社」に、
「総務省令で」を「公社の」に改める。

第七條及び第八條を次のように改める。

第七條及び第八條 削除

第九條を削る。

第九條の二第一項中「郵政事業庁長官」を「公
社」に改め、同条第二項中「郵政事業庁」を「公
社」に改め、同条第三項中「から第八條まで」
を削り、「第九條の二第一項」を「第九條第一項」
に、「同項及び同条第三項、第六條、第七條
第一項及び第三項並びに第八條中「証券の寄託
者」とあるのは「加入者」と、第五條第二項中
「保護預り証書(保護預り通帳)」とあるのは「加
入証書(加入通帳)」と、同条第三項及び第七條
第二項を「「保護預り証書(保護預り通帳)」
とあるのは「加入証書(加入通帳)」と、同項及
び同条第三項並びに第六條中「証券の寄託者」
とあるのは「加入者」と、第五條第三項」に改
め、「とあり、及び第七條第一項中「保護預り」
を削り、同条を第九條とする。

第十條第一項中「郵政事業庁」を「公社」に
改め、同条第二項を削る。

第十一條第一項及び第二項中「郵政事業庁長
官」を「公社」に改め、同条第三項中「総務省
令で」を「公社が」に改め、同条第四項中「郵
政事業庁」を「公社」に、「総務省令で」を「公
社の」に改める。

第十二條中「郵政事業庁長官は、総務省令」
を「公社は、公社」に改める。

第十三條第一項中「総務省令で」を「公社が」
に改め、同条第二項及び第四項中「郵政事業庁」
を「公社」に改める。

第十四條中「は総務省令で、その利率は政令
で」を「及び利率は、総務省令の定める基準に
従い、公社が」に改める。

第十五條第一項から第三項までの規定中「郵
政事業庁」を「公社」に改める。

第十六條中「総務大臣」を「公社」に改める。
第十七條中「郵政事業庁長官」及び「総務省
令」を「公社」に、「第三條第一項第五号」を「第
三條第五号」に改める。

第十八條中「郵政事業庁長官」を「公社」に
改める。

第十九條中「国債等に係る募集の取扱い、証
書の保護預り、振替業に係る取扱い、元利金の
支払に関する事務、買取り、担保貸付けその他
国債等に係る郵政事業庁長官の業務に關して」
を「この法律の施行に關し」に改める。
(平和記念事業特別基金等に関する法律の一部
改正)

第七十一條 平和記念事業特別基金等に関する法
律(昭和六十三年法律第六十六号)の一部を次
のように改正する。

第五十三條を次のように改める。

第五十三條 削除

(簡易生命保険法の一部を改正する法律の一部
改正)

第七十二條 簡易生命保険法の一部を改正する法
律(平成二年法律第五十号)の一部を次のよう
に改正する。

附則第二條第一項中「この法律による改正後
の」及び「第三章及び」を削る。

附則第六條第三項中「附則第十條の規定によ
る改正後の簡易生命保険特別会計法(昭和十九
年法律第十二号)、附則第十六條の規定による
改正後の郵便振替法(昭和二十三年法律第二十
号)」を「日本郵政公社法(平成十四年法律
第 号)」に改め、同条第四項から第六項
までを削る。

附則第七條第五項中「新保険法」を「この法
律による改正後の簡易生命保険法(以下「平成
二年改正保険法」という。))」に改め、同条第六
項中「新保険法」を「平成二年改正保険法」に
改める。

附則第八條第一項中「新保険法」を「平成二
年改正保険法」に改め、同条第三項中「第五十

七条第四項」を「第五十七條第五項」に改め、同条第六項中「(保険契約者がないときは、その相続人)」及び「並びに第八十八條第一項及び第二項」及び「第九十一條第二項第三号及び」を削り、同条第七項中「の相続人」を削り、同条第八項中「、新保険法第八十四條中「(保険契約者」とあるのは「保険契約者又は特別年金継続受取人」と、新保険法第八十八條第一項及び第二項中「又は年金受取人」とあるのは「、年金受取人又は特別年金継続受取人」とを削り、同条第九項及び第十項を削り、第十一項を第九項とする。

附則第九條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、分配すべき剰余金は、新保険法第八十條の規定による契約者配当金とみなす。

附則第九條第二項を次のように改める。

2 旧年金保険契約において、旧年金継続受取人(前項の規定により昭和五十六年改正前の旧年金法に規定する年金継続受取人の例によつて年金を受け取るべき者をいう。)又は還付金受取人(同項の規定により昭和五十六年改正前の旧年金法に規定する返還金受取人の例によつて還付金を受け取るべき者をいう。)があるときは、新保険法第百一條第一項中「及び保険金受取人」とあるのは、「、保険金受取人、簡易生命保険法の一部を改正する法律(平成二年法律第五十号)附則第九條第二項に規定する旧年金継続受取人及び同項に規定する還付金受取人」とする。

附則第二十四條を次のように改める。

第二十四條 削除

(郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律の一部改正)

第七十三條 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成二年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「総務大臣」を「日本郵政公社」に

改める。

第二條第一項中「総務大臣」を「日本郵政公社(以下「公社」という。)」に改める。

第四條第一項中「総務大臣」を「公社」に改め、同条第二項中「総務大臣」を「公社」に、「公示する」を「公表する」に、「総務省に」を「公社に」に改め、同条第三項中「総務大臣」を「公社」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「総務大臣」を「公社」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「総務大臣」を「公社」に改め、同項を同条第五項とする。

第六條第一項中「総務大臣」を「公社」に、「財政融資資金に預託する」を「運用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)第四十五條の規定を準用する。

第六條第二項中「財政融資資金に預託した」を「運用した」に改め、「利子」の下に「その他の収入金」を加える。

第七條中「総務大臣」を「公社」に、「公示する」を「公表する」に改め、同条の次に次の一條を加える。

(認可等)

第七條の二 公社は、第四條第二項の決定をしようとするとき又は同条第三項に規定する事項を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、関係行政機関の長と協議し、かつ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八條に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第八條中「寄附の委託及び寄附金の処理」を「この法律の施行」に改め、同条の次に次の一條を加える。

(罰則)

第九條 次の各号のいずれかに該当する場合に、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第六條第一項において準用する日本郵政公社法第四十五條の規定に違反して寄附金を運用したとき。

二 第七條の二第一項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

(郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律の一部改正)

第七十四條 郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律(平成三年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

題名中「郵政官署における」を「日本郵政公社による」に改める。

第一條中「郵政官署において」を「日本郵政公社(以下「公社」という。)」に改める。

第二條第一項中「総務省令」を「公社」に改め、同条第二項中「郵政事業庁長官は、総務省令」を「公社は、公社」に改め、同条第三項中「総務省令で定める」を「公社が定めて公表するものとする」に改め、同条第四項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「公示する」を「公表する」に改める。

第三條第一項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「公示する」を「公表するものとする」に改め、同条第二項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「公示する」を「公表する」に改める。

第四條を次のように改める。

第四條 削除

第五條中「総務大臣」を「公社」に改める。

第六條中「外国通貨の両替及び旅行小切手の売買」を「この法律の施行」に改める。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正)

第七十五條 一般職の職員の勤務時間、休暇等に

関する法律(平成六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項第三号中「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」を「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」に改め、「特定独立行政法人の職員」の下に「、日本郵政公社の職員」を加える。

(郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律の一部改正)

第七十六條 郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律(平成八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「総務大臣」を「日本郵政公社」に改める。

第二條第一項中「総務大臣」を「日本郵政公社(以下「公社」という。)」に改め、同条第二項中「総務大臣」を「公社」に改め、同条第三項中「総務大臣」を「公社」に、「公示する」を「公表する」に、「総務省に」を「公社に」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「総務大臣」を「公社」に改め、同条第六項中「総務大臣」を「公社」に改め、同項を同条第五項とする。

第五條第一項中「総務大臣」を「公社」に、「財政融資資金に預託する」を「運用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)第四十五條の規定を準用する。

第五條第二項中「財政融資資金に預託した」を「運用した」に改め、「利子」の下に「その他の収入金」を加える。

第六條中「総務大臣」を「公社」に、「公示する」を「公表する」に改め、同条の次に次の一條を加える。

(認可等)

第六条の二 公社は、第三条第二項の決定をしようとするとき又は同条第三項に規定する事項を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、関係行政機関の長と協議し、かつ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第七条中「寄附の委託及び寄附金の処理」を「この法律の施行」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(罰則)

第八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五条第一項において準用する日本郵政公社法第四十五条の規定に違反して寄附金を運用したとき。

二 第六条の二第一項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

第七十七条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号に次のように加える。

ホ 日本郵政公社
第九条中「第二条第一号二」の下に「及びホ」を加える。
(郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律の一部改正)
第七十八条 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律(平成十年法律第七十

八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「郵政事業庁長官」を「日本郵政公社」に、「郵政官署において」を「日本郵政公社」に改める。

第二条第一項中「郵政事業庁長官」を「日本郵政公社(以下「公社」という。))」に改め、同条第二項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「公示しなければ」を「公表しなければ」に改める。

第三条中「受託金融機関」を「公社は、受託金融機関に、」を「者から」に、「総務省令で」を「公社の」に、「総務省令で定めるところにより、国に納付しなければならぬ」を「徴収することができる」に改める。

第四条第一項中「郵政事業庁長官」を「公社」に改め、同条第二項中「総務省令で」を「公社の」に改め、同条第三項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「公示しなければ」を「公表しなければ」に改める。

第五条中「総務大臣」を「公社」に改める。
第六条中「郵便貯金受払事務及び金融機関預金受払事務」を「この法律の施行」に改める。
(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第七十九条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号ハ中「特定独立行政法人」の下に「及び日本郵政公社」を加える。
(独立行政法人通則法の一部改正)

第八十条 独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第四項中「又は人事院規則で定める国の機関」を「人事院規則で定める国の機関又は日本郵政公社」に改める。
(国家公務員倫理法の一部改正)

第八十一条 国家公務員倫理法(平成十一年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項第三号中「国の経営する企業に

勤務する職員の給与等に関する特例法」を「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」に、「主務大臣(同法第四条に規定する主務大臣をいう。))」を「農林水産大臣」に改め、同項に次の一号を加える。

六 日本郵政公社の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして日本郵政公社の総裁が定めるもの
第二条第三項に次の一号を加える。

五 日本郵政公社の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして日本郵政公社の総裁が定めるもの
第二条第四項に次の一号を加える。

四 日本郵政公社の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして日本郵政公社の総裁が定めるもの
第二条に次の一号を加える。

8 日本郵政公社の総裁は、第二項第六号、第三項第五号又は第四項第四号の規定により日本郵政公社における本省課長補佐級以上の職員、指定職以上の職員又は本省審議官級以上の職員を定めたときは、その範囲を公表しなければならない。

第五条第六項中「及び第四項」を「並びに第四項及び第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 日本郵政公社の総裁は、国家公務員倫理審査会の同意を得て、日本郵政公社の職員の職務に係る倫理に関する規則を定めることができる。

7 日本郵政公社の総裁は、前項の規則を定めるときは、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

第六条第一項中「及び特定独立行政法人の長」を「特定独立行政法人の長及び日本郵政公社の総裁」に改める。

第十一条中「及び第四項」を「第四項及び第六項」に改め、同条第二号中「及び同条第四

項」を「並びに同条第四項及び第六項」に改める。

第三十九条第一項中「各特定独立行政法人」の下に「及び日本郵政公社」を加える。

第四十一条の見出し中「国の経営する企業に勤務する職員及び特定独立行政法人」を「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員並びに特定独立行政法人及び日本郵政公社」に改め、同条第一項中「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」を「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」に、「及び特定独立行政法人」を「並びに特定独立行政法人及び日本郵政公社」に改め、同条第二項中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に、「第四十条第一項第一号」を「第三十七条第一項第一号」に、「及び同条第四項」を「並びに同条第四項及び第六項」に改める。

第四十二条第一項及び第四十三条中「及び特定独立行政法人」を「特定独立行政法人及び日本郵政公社」に改める。

第四十四条第一項中「第五条第六項」を「第五条第八項」に改める。
(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)

第八十二条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「という」の下に「及び日本郵政公社の総裁」を加える。

第五条第一項中「又は特定独立行政法人」を「特定独立行政法人又は日本郵政公社」に改める。

第十二条第一項中「及び特定独立行政法人」を「特定独立行政法人及び日本郵政公社」に改める。

第十三条第三項中「当該特定独立行政法人」の下に「とし、交流派遣元機関の長が日本郵政

公社の総裁である場合には、日本郵政公社とする。」を加える。

第十四条第四項中「国の」を「国又は公社の」に改め、「独立行政法人」の下に「公社」を加える。

(郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律の一部改正)

第八十三条 郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

題名中「郵政官署における」を「日本郵政公社による」に改める。

第一条中「郵政官署における」を「日本郵政公社(以下「公社」という。)による」に改める。

第二条第一項中「郵政事業庁長官」を「公社」に改める。

第三条第一項中「総務省令」を「公社」に改め、同条第二項中「郵政事業庁」を「公社」に改める。

第四条中「郵政官署における」を「公社による」に改める。

第五条第一項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「位置及び管轄区域」を「及び位置」に、「通知し」を「届け出」に、「その通知」を「その届出」に改め、同条第二項中「(同法第三百十七條の二)中同条第四号に係る部分を除く。」を削り、「通知」を「届出」に、「郵政事業庁」を「公社」に改め、同条第三項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「通知し」を「届け出」に改める。

第六条の次に次の三条を加える。

(罰則)

第七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした公社の役員又は職員は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五條第二項の規定により適用があるものとされる保険業法(以下「保険業法」という。)

第三百條第一項の規定に違反して同項第一号から第三号までに掲げる行為をしたとき。

二 保険業法第三百七條第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした公社の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 保険業法第三百五條の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二 保険業法第三百五條の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 保険業法第三百六條の規定による命令に違反したとき。

第九条 保険業法第三百二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした公社の役員は、五十万円以下の過料に処する。

(地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律の一部改正)

第八十四条 地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律(平成十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

題名中「郵政官署」を「郵便局」に改める。

第一条中「郵政官署」を「郵便局」に改める。

第二条の見出しを「(郵便局における事務の取扱い)」に改め、同条第一項中「郵政事業庁長官」を「日本郵政公社(以下「公社」という。)

に、「郵政官署」を「郵便局」に改め、同条第三項中「郵政官署」を「郵便局」に改め、同条第四項中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「郵政官署」を「郵便局」に改める。

第三条第一号中「郵政官署において」を「郵便局において」に、「郵政官署取扱事務」を「郵便局取扱事務」に、「郵政官署の」を「郵便局の」に改める。

に改め、同条第二号及び第三号中「郵政官署取扱事務」を「郵便局取扱事務」に改め、同条第四号中「郵政官署取扱事務を郵政官署」を「郵便局取扱事務を郵便局」に改め、同条第五号中「郵政官署取扱事務」を「郵便局取扱事務」に改める。

第四条中「郵政官署取扱事務」を「郵便局取扱事務」に、「郵政事業庁長官(第六條の規定により第二條第一項の規定により規約を定める権限を委任した場合にあっては、当該権限を委任された者)」を「公社」に改める。

第五条の見出しを「(公社の責務)」に改め、同条中「郵政事業庁長官」を「公社」に、「郵政官署取扱事務」を「郵便局取扱事務」に改め、「郵政官署の」を削る。

第六条を削る。

第七條中「郵政官署取扱事務」を「郵便局取扱事務」に改め、同条を第六條とする。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第八十五条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号ハ中「特定独立行政法人」の下に「及び日本郵政公社」を加える。

別表第一中簡易保険福祉事業団の項を削り、日本貿易振興会の項の次に次のように加える。

日本郵政公社 日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)

(行政機関の保有する個人情報に関する法律の一部改正)

第八十六条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二号ハ中「特定独立行政法人」の下に「及び日本郵政公社」を加える。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

日本郵政公社 日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)

第八十七条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二号ハ中「特定独立行政法人」の下に「及び日本郵政公社」を加える。

別表中簡易保険福祉事業団の項を削り、日本貿易振興会の項の次に次のように加える。

日本郵政公社 日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第八十八条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第五十二条のうち登記特別会計法第三条第一項の改正規定中「受入金、」を「納付金、」に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第八十九条 総務省設置法の一部を次のように改正する。

第三款 郵政審議会(第十八条)

第四款 国地方係争処理委員会(第四款)

第五款 電気通信事業紛争処理委員会(第六款)

第六款 電波監理審議会(第二十条)

第七款 独立行政法人評価委員会(第十九条)

第三款 国地方係争処理委員会(第十九条)

第四款 電波監理審議会(第十九条)

第五款 電波監理審議会(第十九条)

第六款 独立行政法人評価委員会(第十九条)

理委員会(第十八条)

紛争処理委員会(第十九条)

会(第二十條)

評価委員会(第二十條の二)

政事業庁(第三十三條)

防庁(第三十四條)

に、「第四節 消防庁

に、「第五節 消防

に、「第六節 消防

に、「第七節 消防

に、「第八節 消防

に、「第九節 消防

に、「第十節 消防

に、「第十一節 消防

に、「第十二節 消防

に、「第十三節 消防

に、「第十四節 消防

に、「第十五節 消防

に、「第十六節 消防

に、「第十七節 消防

に、「第十八節 消防

に、「第十九節 消防

に、「第二十節 消防

に、「第二十一節 消防

に、「第二十二節 消防

に、「第二十三節 消防

(第三十三条)に改める。

第三条中「合理的かつ能率的な経営」を「適正かつ確実な実施の確保」に改める。

第四条第六十二号中「及び」の下に「国有資産等所在都道府県交付金、日本郵政公社有資産所在市町村納付金及び日本郵政公社有資産所在都道府県納付金並びに」を加え、同条第七十九号を次のように改める。

七十九 郵政事業(日本郵政公社が行う事業をいう)に関する制度の企画及び立案に関すること。

第四条第七十九号の次に次の一号を加える。
七十九の二 日本郵政公社の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

第八条第一項を次のように改める。
本省に、地方財政審議会を置く。

第三章第二節第三款を削る。

第三章第二節第四款第十九条を第十八条とし、同款を同節第三款とする。

第三章第二節第五款第十九条の二の見出しを削り、同条中「電気通信事業法」の下に「昭和五十九年法律第八十六号」を加え、同条を第十九条とし、同款を同節第四款とする。

第三章第二節第六款を第五款とし、第七款を第六款とする。

第二十八条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項中「管轄区域及び所掌事務」を「及び管轄区域」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を第四項とし、第七項及び第八項を削る。

第三十条中「郵政事業庁」を「消防庁」に改める。
「消防庁」を「消防庁」に改める。

第四章第四節を削る。

第四章第五節中第三十四条を第三十三条とし、同節を同章第四節とする。

附則第五条中「当せん金付証券法」の下に「昭和二十三年法律第四百四十四号」を加える。
附則第六条を削る。

第四節 法務省関係

(民法施行法の一部改正)

第九十条 民法施行法(明治三十一年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「官庁」の下に「(日本郵政公社ヲ含ム)」を加える。
(破産法の一部改正)

第九十一条 破産法(大正十一年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第九十条第一項中「通信官署又ハ公衆通信取扱所」を「信書ノ送達ノ事業又ハ電報ノ事業ヲ行フ者」に改める。
(刑事訴訟法の一部改正)

第九十二条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一百条第一項及び第二項中「書類」の下に「法令の規定に基づき」を加え、「官署その他の」を削る。
(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第九十三条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第九号中「第五号」を「第六号」に、「第四号」を「第五号」に、「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、「同条第七項」の下に「及び第八項」を加え、「第六項」を「第八項」に改める。
(会社更生法の一部改正)

第九十四条 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第七十五条第一項中「通信事務を取り扱う官署その他の者」を「信書の送達の事業又は電報の事業を行う者」に改める。
(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第九十五条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項中「銀行」の下に「日本郵政公社」を加える。

第五十五条 次条のように改める。

第五十五条 次条のように改める。

第五十六条 削除
第五十六条第一項中「前二条」を「第五十四条」に改める。
(民事再生法の一部改正)

第九十六条 民事再生法(平成十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第七十三条第一項中「通信事務を取り扱う官署その他の者」を「信書の送達の事業を行う者」に改める。
(外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正)

第九十七条 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「通信事務を取り扱う官署その他の者」を「信書の送達の事業を行う者」に改める。
(人権擁護法の一部改正)

第九十八条 人権擁護法(平成十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第八十一条中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に改める。
第五節 財務省関係

(証券をもつてする歳入納付に関する法律の一部改正)

第九十九条 証券をもつてする歳入納付に関する法律(大正五年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「又ハ郵便切手」を削る。
(厚生保険特別会計法の一部改正)

第一百条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「及郵政事業特別会計ヨリノ受入金」を「ヨリノ受入金、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百二十二号)第三条第三項ノ規定ニ依ル納付金」に、

「借入金並ニ」を「借入金及」に改める。
(会計法の一部改正)

第一百条 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「郵政官署その他の官署の当該職員」を「主任の職員」に改める。
第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除
(財政融資資金等の債権の条件変更等に関する法律の一部改正)

第二百二条 財政融資資金等の債権の条件変更等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
財政融資資金の債権の条件変更等に関する法律

第二条を削り、第一条の条名を削る。
(財政法第三条の特例に関する法律の一部改正)

第二百三条 財政法第三条の特例に関する法律(昭和二十三年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

「郵便、郵便貯金、郵便為替及び郵便振替に関する料金を除き」を削る。
(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第四百四条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 次の各号に掲げる印紙は、その売りさばきに関する事務を日本郵政公社(以下「公社」という。)に委託し、それぞれ、当該各号に定める所において売り渡すものとする。

一 収入印紙 郵便局、郵便切手類販売所郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)第三条に規定する郵便切手類販売所をいう。以下同じ。又は印紙売りさばき所(同法第三条に規定する印紙売りさばき所をいう。以下同じ。)

印紙売りさばき所をいう。以下同じ。

二 雇用保険印紙 公社が厚生労働大臣の承認を得て指定する郵便局

三 健康保険印紙 公社が厚生労働大臣の承認を得て指定する郵便局

四 自動車重量税印紙 郵便局又は郵便切手類販売所若しくは印紙売りさばき所のうち、公社が財務大臣の承認を得て指定するもの

五 特許印紙 郵便局又は郵便切手類販売所若しくは印紙売りさばき所のうち、公社が経済産業大臣の承認を得て指定するもの

六 登記印紙 郵便局又は郵便切手類販売所若しくは印紙売りさばき所のうち、公社が財務大臣の承認を得て指定するもの

2 前項の印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項は総務大臣が、同項第一号の印紙にあつては財務大臣に、同項第二号及び第三号の印紙にあつては厚生労働大臣に、同項第四号の印紙にあつては財務大臣に、同項第五号の印紙にあつては経済産業大臣に、同項第六号の印紙にあつては財務大臣に、それぞれ協議してこれを定める。

3 公社は、第一項の規定により印紙を売りさばいた金額から印紙の売りさばきに関する事務の取扱いに要する経費を控除した金額に相当する金額を、同項第一号の印紙に係るものは一般会計に、同項第二号の印紙に係るものは労働保険特別会計の徴収勘定に、同項第三号の印紙に係るものは厚生保険特別会計の健康勘定に、同項第四号の印紙に係るものは国税収納金整理資金に、同項第五号の印紙に係るものは特許特別会計に、同項第六号の印紙に係るものは登記特別会計に、それぞれ納付しなければならない。

4 第一項第一号の印紙で汚染し、又は損傷されていらないものについては、総務大臣が財務大臣に協議して定めるところにより、これをその印紙に表された金額により同号の印紙と交換することができる。この場合において、

交換を申し出る者は、総務大臣の定める額の手数料を公社に納付しなければならない。

5 前項の規定により公社に納められた手数料は、公社の収入とする。

第三條の次に次の一条を加える。

第四條 次の各号に掲げる印紙は、それぞれ当該各号に定める所において売り渡すものとする。

一 農産物検査印紙 食糧事務所又は農林水産大臣が委託する者が設ける農産物検査印紙売りさばき所

二 自動車検査登録印紙 地方運輸局、運輸監理部、運輸支局若しくは地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所又は国土交通大臣が委託する者が設ける自動車検査登録印紙売りさばき所

2 前項の印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項は、同項第一号の印紙にあつては農林水産大臣が、同項第二号の印紙にあつては国土交通大臣が、それぞれこれを定める。

(国民生活金融公庫法の一部改正)

第五條 国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十八條の二第二項中「郵政事業庁長官」及び「総務省」を「日本郵政公社」に改め、同条第三項中「総務省」を「日本郵政公社」に改める。

第二十五條第二項中「総務省」を「日本郵政公社」に改める。

附則第二十項中「総務省」を「日本郵政公社」に改める。

(国家公務員宿舎法の一部改正)

第六六條 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項第一号中「郵政事業その他の」及び「政令で定める」を削る。

(外国為替及び外国貿易法の一部改正)

第七七條 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改

正する。

第十六條の二中「金融機関」の下に「及び日本郵政公社」を加え、「又は郵政官署」を削る。

第十七條第二項を削る。

第十七條の二第二項中「前条第一項」を「前条」に改める。

第十八條の五を削る。

第二十二條の二第二項中「以下この条及び次条」を「以下この条」に改める。

第二十二條の三を次のように改める。

(両替業務を行う者への準用)

第二十二條の三 第十八條第二項から第四項まで、第十八條の二から第十八條の四まで及び前条第一項の規定は、本邦において両替業務(業として外国通貨又は旅行小切手の売買を行うことをいう)を行う者が顧客と両替(政令で定める小規模のものを除く)を行う場合について準用する。

第五十五條第二項中「又は郵政官署」を削る。

第七十條の二中「第二十二條の三第二項」を「第二十二條の三」に改める。

第七十一條の二中「第十八條の五、第二十二條の二第二項並びに第二十二條の三第一項及び第二項」を「第二十二條の二第二項及び第二十二條の三」に改める。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第八八條 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七條中「左の各号」を「次」に改め、同条第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「国有資産等所在都道府県交付金」の下に「又は日本郵政公社有資産所在市町村納付金若しくは日本郵政公社有資産所在都道府県納付金」を加える。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

第九九條 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律

第一條の見出しを「(各特別会計からの繰入れ)」に改め、同条中「郵政事業特別会計」を削る。

第二條を次のように改める。

(日本郵政公社からの納付)

第二條 日本郵政公社(次条において「公社」という)は、その退職した職員で失業しているものに対し前条に規定する退職手当を支給する財源に充てるため、政令で定めるところにより算定した金額を、政府の一般会計に納付しなければならない。

第三條中「第一條」を「前二條」に改め、「各特別会計」の下に「及び公社」を加え、「同条」を「前二條」に改める。

第四條の見出しを「(繰入れ又は納付の方法)」に改め、同条中「第一條」の下に「又は第二條」を、「(繰入れ)」の下に「及び納付」を加える。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

第一百十條 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第九号中「(郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)第三十條第二項において準用する場合を含む。)」を削る。

(国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第一百十一條 国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「郵政事業その他」及び「政令

で定める」を削る。

(財政融資資金法の一部改正)

第百二十二条 財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第五条中「簡易生命保険特別会計」を削る。

附則第十二項中「簡易生命保険特別会計法(昭和十九年法律第十二号)第八条の規定により財政融資資金に預託された資金(簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)第三条第七項の規定による預託金となつたものを含み、約定期間が一年未満のものを除く。並びに)」を削る。

附則第十四項中「及び簡易保険福祉事業団に対する貸付け」を削る。

附則第十六項を削る。

(国税収納金整理資金に関する法律の一部改正)
第百十三条 国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条を削る。

第十三条の二第二項中「国税資金支払命令官又は国税資金支払委託官」を「又は国税資金支払命令官」に改め、「及び前条第四項」を削り、同条第二項中「国税資金支払命令官又は国税資金支払委託官」を「又は国税資金支払命令官」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条第一項中「国税資金支払命令官及び国税資金支払委託官」を「及び国税資金支払命令官」に、「且つ」を「かつ」に、「作製し」を「作成し」に改める。

第十七条中「又は支払委託」を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「第十三条の二第一項」を「第十三条第一項」に、「前二号」を「前号」に改め、同条を同条第二号とし、同条第四号中「第十三条の二第二項」を「第十三条第二項」に、「前三号」を「前二号」に改め、同条を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。

(関税法の一部改正)

第百十四条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の四中「(代理店)」の下に「(郵便局を除く。)」を加える。

第七十四条中「郵政官署」を「日本郵政公社」に改める。

第七十六条第三項中「郵政官署は、第一項但書」を「日本郵政公社は、第一項但書」に改め、同条第四項中「第一項但書」を「第一項ただし書」に、「第七十六条第一項但書」を「第七十六条第一項ただし書」に、「(郵政官署)」を「日本郵政公社」に改める。

第七十七条第一項及び第二項中「郵政官署」を「日本郵政公社」に改め、同条第三項中「郵政官署に呈示して」を「日本郵政公社に提示して」に改め、同条第四項中「郵便局」を「日本銀行(国税の収納を行う代理店である郵便局を含む。)」に改める。

第七十八条中「郵政官署」を「日本郵政公社」に改める。

第二百二十二条第一項及び第二項中「書類」の下に「法令の規定に基づき」を加え、「官署その他の」を削る。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)
第百十五条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「郵便局の取り扱う反則金等の受入れの事務の取扱いに要する経費に充てるための郵政事業特別会計への繰入金」を削る。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)
第百十六条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項及び第二項中「郵政官署」を「日本郵政公社」に改め、同条第三項中「郵政官署

に呈示して」を「日本郵政公社に提示して」に改め、「郵便局」を削り、「郵便局」を「日本銀行(国税の収納を行う代理店である郵便局を含む。)」に改める。

(物品管理法の一部改正)

第百十七条 物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第四十条中「会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十三条の規定により支給を受けた事務費で取得した物品」を「国の事務の運営に必要な書類」に改める。

(準備預金制度に関する法律の一部改正)

第百十八条 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第七号」を「第八号」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 日本郵政公社

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第百九条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「国及び」を「国」に改め、「同じ。」の下に「及び日本郵政公社(以下「公社」という。)」を加える。

第三条第一項中「各省各庁ごと」を「各省各庁及び公社ごと」に改める。

第五条第一項中「をいう。」の下に「又は公社の総裁」を加える。

第八条第一項中「をいう。」の下に「又は公社の総裁」を、「独立行政法人の職員」の下に「又は公社の所屬の職員」を加え、同条第二項中「各省各庁の長」の下に「及び公社の総裁」を加える。

第十二条第一項中「又は特定独立行政法人の長」を「特定独立行政法人の長又は公社の総裁」に、「に使用される者又は当該特定独立行政法人」を「特定独立行政法人又は公社」に

改める。

第三十一条第一号中「(役職員(非常勤の者を除く。))」の下に「公社の役職員(非常勤の者を除く。)」を加える。

第三十七条第一項中「又は独立行政法人」を「及び当該各省各庁の所管する独立行政法人又は公社」に改める。

第四十一条第三項中「総務省」を「公社」に改める。

第九十九条第二項中「国」を「国又は公社」に改め、同条第三項中「国又は」を「国」に改め、「独立行政法人国立印刷局」の下に「又は公社」を加え、同条第五項中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に、「国の」を「国又は公社の」に改め、同条第六項中「国」を「国又は公社」に改め、同条第七項中「並びに」を「及び」に、「国」を「国又は公社」に改める。

第百二条第一項及び第四項中「独立行政法人」の下に「公社」を加える。

第百四条第三項及び第百五条第一項中「国」を「国又は公社」に改める。

第百二十二条中「又は独立行政法人」を「独立行政法人又は公社」に改める。

第百二十四条の二第一項中「国の」を「国又は公社の」に改め、「独立行政法人」の下に「公社」を加える。

第百二十五条、第百二十六条の五第二項及び附則第十二条第六項中「国」を「国又は公社」に改める。

附則第十四条の三第五項中「独立行政法人」の下に「公社」を加える。

附則第二十條の三第二項中「国の負担金」を「国又は公社の負担金」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)
第百二十条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)

の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「国又は」を「国」に改め、「独立行政法人国立印刷局」の下に「又は日本郵政公社」を加える。

(国税通則法の一部改正)

第二百一十一条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「郵便局」を削る。

(所得税法の一部改正)

第二百一十二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「簡易郵便局」を「郵政窓口事務の委託に関する法律(昭和二十四年法律第二百一十三号)第七條第一項(施設の設定)に規定する委託事務を行う施設」に改める。

第七十六條第三項第二号中「支払の保証」を「政府保証」に改める。

別表第一第一号の表中簡易保険福祉事業団の項を削り、日本放送協会の項の次に次のように加える。

日本郵政公社	日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)
--------	---------------------

別表第一第一号の表郵便貯金振興会の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第二百一十二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中簡易保険福祉事業団の項を削り、日本放送協会の項の次に次のように加える。

日本郵政公社	日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)
--------	---------------------

別表第一第一号の表郵便貯金振興会の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

第二百一十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二部 総務委員会會議録第十九号(その二)

別表第二中簡易保険福祉事業団の項を削り、日本貿易振興会の項の次に次のように加える。

日本郵政公社	日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)
--------	---------------------

(登録免許税法の一部改正)

第二百二十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中簡易保険福祉事業団の項を削り、日本貿易振興会の項の次に次のように加える。

日本郵政公社	日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)
--------	---------------------

(労働保険特別会計法の一部改正)

第二百二十六条 労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第六條中「郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)第四十條の規定による郵政事業特別会計からの受入金」を「印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四十二号)次条第二項において「印紙納付法」という。第三條第三項の規定による納付金」に改める。

第七條第二項中「郵政事業特別会計からの受入金」を「印紙納付法第三條第三項の規定による納付金」に改める。

(財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律の一部改正)

第二百一十七條 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第五條中「第六十八條の三第一項(同項第三号(応募又は買入れによる運用を除く。及び第十九号に係るものに限る。))及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百一十号)第三條第一項(同項第四号(応募又は買入れによる運用を除く。))及び第二十号に係るものに限る。))の規定に基づき毎会計年度新たに運用する郵便貯金特別会計の郵便貯

金資金(以下「郵便貯金資金」という。))及び簡易生命保険特別会計の積立金(以下「簡保積立金」を「第六十九條及び簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)第八十八條の規定に基づき毎事業年度日本郵政公社が新たに運用する日本郵政公社法(平成十四年法律第

号)第二十三條第三項第四号に規定する郵便貯金資金(以下「郵便貯金資金」という。))及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金(以下「簡易生命保険資金」という。))第六十八條の三第一項(同項第三号(応募又は買入れによる運用を除く。))及び第十九号に係るものに限る。))及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百一十号)第三條第一項(同項第四号(応募又は買入れによる運用を除く。))及び第二十号に係るものに限る。))と、「財政融資資金」とあるのは「郵便貯金特別会計の」を「第六十九條及び簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)第八十八條」と、「毎会計年度新たに運用する財政融資資金」とあるのは「毎事業年度日本郵政公社が新たに運用する日本郵政公社法(平成十四年法律第

号)第二十三條第三項第四号に規定する」に、「簡易生命保険特別会計の積立金(以下「簡保積立金」を「同項第五号に規定する簡易生命保険資金(以下「簡易生命保険資金」という。))に、「郵便貯金資金及び簡保積立金」を「郵便貯金資金及び簡易生命保険資金」に、「当該運用対象区分ごと」と、「当該運用対象区分ごと」に改め、「事業年度」と、「当該運用対象区分ごと」に改め、「財政融資資金特別会計」とあるのは「郵便貯金特別会計又は簡易生命保険特別会計」と、「当該」とあるのは「これら」とを削り、「それぞれ郵便貯金資金又は簡保積立金」を「郵便貯金資金及び簡易生命保険資金のそれぞれに」に改める。

第六條第二項第一号中「簡保積立金」を「簡易生命保険資金」に改める。

附則第三項中「又は簡易保険福祉事業団に対する貸付け」及び「及び簡易保険福祉事業団」を削る。

附則第四項を削る。

(特許特別会計法の一部改正)

第二百二十八條 特許特別会計法(昭和五十九年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三條中「郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)第四十條の規定による郵政事業特別会計からの特許印紙に係る受入金」を「印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四十二号)第三條第三項の規定による納付金」に改める。

(登記特別会計法の一部改正)

第二百二十九條 登記特別会計法(昭和六十年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)第四十條の規定による郵政事業特別会計からの登記印紙に係る受入金」を「印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四十二号)第三條第三項の規定による納付金」に改める。

(消費税法の一部改正)

第二百三十條 消費税法(昭和六十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四号イ中「国が行う」を「日本郵政公社が行う」に、「郵便切手類(郵便法第三十三條第二項(切手類の発行及び販売等)に規定する郵便切手帳等を除く。以下この号及び別表第二において「郵便切手類」という。))又は印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四十二号)第三條第一項各号(印紙の売渡場所)に掲げる印紙(以下この号及び別表第二において「印紙」という。))の譲渡及び簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百一十三号)第七條第一項(簡易郵便局の設置及び受託者の呼称)に規定する簡易郵便局を「郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票及び同条に規定する郵便に関する料金の支払用

のカード(以下この号及び別表第二において「郵便切手類」という。)の譲渡並びに郵政窓口事務の委託に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三号)第七條第一項(施設の設置)に規定する委託事務を行う施設に、「第三條第一項各号に掲げる所における印紙を」「昭和二十三年法律第四百十二号)第三條第一項各号及び第四條第一項各号(印紙の売渡し場所)に定める所における同法第三條第一項各号及び第四條第一項各号に掲げる印紙(別表第二において「印紙」という。))に改め、同号ハ中「証書をいう」を「証書をいい、郵便切手類に該当するものを除く」に改める。

別表第一第五号二中「郵便為替の国営」を「郵便為替の実施」に、「郵便振替の国営」を「郵便振替の実施」に改める。

別表第三第一号の表中簡易保険福祉事業団の項を削り、日本放送協会の項の次に次のように加える。

日本郵政公社	日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)
--------	---------------------

別表第三第一号の表郵便貯金振興会の項を削る。

(地価税法の一部改正)

第百三十一條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第十一号イ中「郵政事業庁長官」を「日本郵政公社」に、「この法律の目的」を「趣旨」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第百三十二條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二條第三項中「改正後国共済法第三條第一項」を「国家公務員共済組合法第三條第一項」に、「国家公務員共済組合法第四條」を「同法第四條」に、「改正後国共済法第五條

第一項」を「同法第五條第一項」に改め、「長をいう」の下に「又は公社の総裁」を加え、「国家公務員共済組合法第六條第一項」を「同法第六條第一項」に、「改正後国共済法第十一條第二項」を「同法第十一條第二項」に改める。(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正)

第百三十三條 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第二條第四号及び第五号中「郵政官署」を「日本郵政公社」に改め、同條第六号中「郵政事業庁設置法(平成十一年法律第九十二号)第九條第一項に規定する事務センター」を「日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)第十九條第一項第三号及び第四号に規定する業務の取扱を行うもの(郵便局を除く。で財務省令で定めるもの」に改める。

第四條第一項及び第二項中「郵政官署」を「日本郵政公社」に改める。

(独立行政法人造幣局法の一部改正)

第百三十四條 独立行政法人造幣局法(平成十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第九條第一項中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に、「国労法」を「特労法」に改め、同條第二項中「国労法」を「特労法」に改める。

(独立行政法人国立印刷局法の一部改正)

第百三十五條 独立行政法人国立印刷局法(平成十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第一項中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に、「国労法」を「特労法」に改め、同條第二項中「国

労法」を「特労法」に改める。

(財務省設置法の一部改正)

第百三十六條 財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第三号中「郵便貯金特別会計の郵便貯金資金及び簡易生命保険特別会計の積立金」を「日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)第二十三條第三項第四号に規定する郵便貯金資金及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金」に改め、同項第四号中「財政融資資金等の債権の条件変更等に関する法律」を「財政融資資金の債権の条件変更等に関する法律」に改める。

第六節 文部科学省関係

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第百三十七條 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五條の表第百二十六條の五第二項の項及び附則第十二條第六項の項中「国の」を「国又は公社」に改める。

第三十八條後段中「国」を「国又は公社」に改める。

第七節 厚生労働省関係

(労働関係調整法の一部改正)

第百三十八條 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八條の二第四項中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に、「国営企業等担当使用者委員」を「特定独立行政法人等担当労働者委員」に改める。

(労働基準法の一部改正)

第百三十九條 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十二條第三項第四号中「及び第七項」を「から第八項まで」に改める。

(医療法の一部改正)

第百四十條 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七條の二第六項中「又は労働福祉事業団若しくは簡易保険福祉事業団」を「日本郵政公社又は労働福祉事業団」に改める。

(国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正)

第百四十一條 国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定独立行政法人等の労働関係に関する法律

第一条中「国営企業及び特定独立行政法人」を「特定独立行政法人等」に改める。

第二条第一号を削り、同條第二号を同條第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 国有林野事業 国有林野事業(国有林野事業特別会計において事務を取り扱う治山事業を含む。)及びこれに附帯する事業をいう。

第二条第三号を次のように改める。

三 特定独立行政法人等 特定独立行政法人、国有林野事業を行う国の経営する企業及び日本郵政公社をいう。

第二条第四号中「国営企業又は特定独立行政法人」を「特定独立行政法人等」に改める。

第三条第一項中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に改める。

第四条第四項、第七條第一項及び第二項、第八條から第十條までの規定並びに第十二條第一項中「国営企業等」を「特定独立行政法人等」

第十六条第一項中「国营企業」を「国有林野事業を行う国の経営する企業」に改める。

第十七条中「国営企業等」を「特定独立行政法人等」に改める。

第二十五条の見出しを「特定独立行政法人等担当委員」に改め、同条中「国営企業等担当公益委員」を「特定独立行政法人等担当公益委員」に、「国営企業又は特定独立行政法人」を「特定独立行政法人、国営林野事業を行う国の経営する企業又は日本郵政公社」に、「国営企業等担当使用者委員」を「特定独立行政法人等担当使用者委員」に、「国営企業職員又は特定独立行政法人職員」を「特定独立行政法人職員、国営林野事業職員又は日本郵政公社職員」に、「国営企業等担当労働者委員」を「特定独立行政法人等担当労働者委員」に改める。

第二十六条第一項中「国営企業等」を「特定独立行政法人等」に改め、同条第二項中「国営企業等担当公益委員、国営企業等担当使用者委員若しくは国営企業等担当労働者委員」を「特定独立行政法人等担当公益委員、特定独立行政法人等担当使用者委員若しくは特定独立行政法人等担当労働者委員」に改める。

第二十九条第一項中「国営企業等」を「特定独立行政法人等」に改め、同条第二項中「国営企業等担当公益委員」を「特定独立行政法人等担当公益委員」に、「国営企業等」を、「特定独立行政法人等」に、「国営企業等担当使用者委員」を「特定独立行政法人等担当使用者委員」を「特定独立行政法人等担当労働者委員」を「特定独立行政法人等担当労働者委員」に改める。

第三十五条を次のように改める。
(委員会の裁定)

第三十五条 特定独立行政法人等とその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定に対

しては、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない。

2 政府は、特定独立行政法人がその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定を実施した結果、その事務及び事業の実施に著しい支障が生ずることのないように、できる限り努力しなければならない。

3 政府は、国有林野事業を行う国の経営する企業とその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定が実施されるように、できる限り努力しなければならない。ただし、国有林野事業を行う国の経営する企業の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする裁定については、第十六条の定めるところによる。

第三十六条中「総務大臣（第二条第一号イの企業に関するものに限る。）、農林水産大臣（同号ロの企業に関するものに限る。及び」を削り、「大臣に限る。」の下に「農林水産大臣（国有林野事業を行う国の経営する企業に関するものに限る。）及び総務大臣（日本郵政公社に関するものに限る。）」を加える。

第三十七条第三項及び附則第三項中「国営企業等」を「特定独立行政法人等」に改める。

第百四十二条 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三第二項を次のように改める。

2 使用者委員は使用者団体の推薦（使用者委員のうち六人については、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号））第二条第二項に規定する特定独立行政

法人をいう。以下この項、第十九条の四第二項第二号及び第十九条の十第一項において同じ。）、国有林野事業（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号に規定する国有林野事業をいう。以下この項及び第十九条の十第一項において同じ。）を行う国の経営す

る企業又は日本郵政公社の推薦）に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦（労働者委員のうち六人については、特定独立行政法人の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号に規定する職員（以下この章において「特定独立行政法人職員」という。）、国有林野事業を行う国の経営する企業の同号に規定する職員（以下この章において「国有林野事業職員」という。）、又は日本郵政公社の同号に規定する職員（以下この章において「日本郵政公社職員」という。）が結成し、又は加入する労働組合の推薦）に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

第十九条の四第二項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項に次の二号を加える。

三 国有林野事業職員又は国有林野事業職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員

四 日本郵政公社の役員、日本郵政公社職員又は日本郵政公社職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員

第十九条の十第一項中「、国营企業とその国营企業職員との間に発生した紛争」を削り、「その特定独立行政法人職員との間に発生した「紛争」の下に「、国有林野事業を行う国の経営する企業と国有林野事業職員との間に発生した紛争、日本郵政公社と日本郵政公社職員との間に発生した紛争」を加える。

第十九条の十三第一項中「国営企業職員及び特定独立行政法人職員」を「特定独立行政法人職員」「国有林野事業職員及び日本郵政公社職員」に改め、同条第四項中「国営企業職員及び特定独立行政法人職員」を「特定独立行政法人職員、国有林野事業職員及び日本郵政公社職員」に、「国営企業職員又は特定独立行政法人職員」を

「特定独立行政法人職員、国有林野事業職員又は日本郵政公社職員」に改める。

第二十四条第二項中「国営企業職員及び特定独立行政法人職員」を「特定独立行政法人職員、国有林野事業職員及び日本郵政公社職員」に改める。

第二十五条第一項中「国営企業職員及び特定独立行政法人職員」を「特定独立行政法人職員、国有林野事業職員及び日本郵政公社職員」に、「国営企業職員又は特定独立行政法人職員」を「特定独立行政法人職員、国有林野事業職員又は日本郵政公社職員」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
 第四百三十三条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項中「総務大臣」を「日本郵政公社」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

(引揚者給付金等支給法の一部改正)
第百四十四条 引揚者給付金等支給法(昭和三十
二年法律第百九号)の一部を次のように改正す
る。

第二十二條を次のように改める。

第二十一条 削除

(国民年金法の一部改正)
第百四十五条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第百九条を削り、第百九条の二を第百九条とし、第百九条の三を第百九条の二とする。

附則第九条の三の二第七項中「**第百九条**」を削る。

附則第九条の四中「第百九条第一項の規定にかかわらず」を削る。

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第百四十六条 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

支障がないと認めるときは、その者について、制限時間を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

14 前項の規定は、日本郵政公社職員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、同項中「第十七条第一項」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項第一号又は第三号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替へるものとする。

第六十一条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八項中「主務大臣等」を「農林水産大臣等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「主務大臣又は」を「農林水産大臣又は」に、「主務大臣等」を「農林水産大臣等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第三項から第五項までの規定は、日本郵政公社の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員を除く。以下この条において「日本郵政公社職員」という。）について準用する。この場合において、第三項中「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百一十一号。以下この条において「給特法」という。）の適用を受ける国家公務員」とあるのは「日本郵政公社の職員」と、「要しない国家公務員」とあるのは「要しない職員」と、「給特法第四條に規定する農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者（以下「農林水産大臣等」という。）」とあるのは「日本郵政公社の総裁」と、「当該国家公務員」とあるのは「当該職員」と、「第五項中「農林水産大臣等」とあるのは「日本郵政公社の総裁」と、「国家公務員」とあるのは「職員」と読

み替へるものとする。

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部改正）

第六十條 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第三十六條を次のように改める。

第三十六條 削除

（確定拠出年金法の一部改正）

第六十一條 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項第一号及び第四号中「国」を「日本郵政公社」に改める。

第九十九條を次のように改める。

第九十九條 削除

第一百零四條第一項中「又は」を「及び」に改める。

（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の一部改正）

第六十二條 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項及び第二十二條中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に改める。

（独立行政法人国立病院機構法の一部改正）

第六十三條 独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第四條第一項中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に改める。

附則第二十條（見出しを含む）並びに第二十一條の見出し及び同条第一項中「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律」を「退職職員に支給する退職手当支給の財

源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律」に改める。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第六十四條 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三十一條中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に改める。

第八節 農林水産省関係

（国有林野事業の改革のための特別措置法の一部改正）

第六十五條 国有林野事業の改革のための特別措置法（平成十年法律百三十四号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第二号中「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」を「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」に改める。

（農産物検査法の一部を改正する法律の一部改正）

第六十六條 農産物検査法の一部を改正する法律（平成十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十三條のうち印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第三條の改正規定を次のように改める。

第四條を次のように改める。

第四條 自動車検査登録印紙は、地方運輸局、運輸監理部、運輸支局若しくは地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所又は国土交通大臣が委託する者が設ける自動車検査登録印紙売りさばき所において売り渡すものとする。

2 自動車検査登録印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項は、国土交通大臣が定める。

第九節 経済産業省関係

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正）

第六十七條 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「国及び」を「国、日本郵政公社及び公庫等（以下「公庫等」という。）をいう。以下同じ」に改める。

第四條第二項中「公庫等については当該公庫等」を「日本郵政公社又は公庫等については当該法人」に改める。

第十節 国土交通省関係

（船員法の一部改正）

第六十八條 船員法（昭和二十二年法律百号）の一部を次のように改正する。

第七十四條第四項中「及び第七項」を「から第八項まで」に改める。

（住宅金融公庫法の一部改正）

第六十九條 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の二中「郵政事業庁長官」を「日本郵政公社」に改める。

（土地収用法の一部改正）

第七十條 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 日本郵政公社が日本郵政公社法（平成十四年法律第 号）第十九條第一項第一号から第五号までに規定する業務の用に供する施設

（道路法の一部改正）

第七十一條 道路法（昭和二十七年法律百八十号）の一部を次のように改正する。

第三十五條中「郵便その他」を削る。

（航空法の一部改正）

第七十二條 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第七十五條第一項中「貨物（以下「国際航空運送事業に係る」）を加える。

（港湾整備促進法の一部改正）

第七十三條 港湾整備促進法（昭和二十八年法

律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五号中「政府」の下に「又は日本郵政公社」を加え、「郵便貯金特別会計の郵便貯金資金又は簡易生命保険特別会計の積立金を、その」を「又は郵便貯金資金(日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)第二十三条第三項第四号に規定する郵便貯金資金をいう。若しくは簡易生命保険資金(同項第五号に規定する簡易生命保険資金をいう。を、それぞれの」に改める。

(都市公園法の一部改正)

第七十四号 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第九号中「郵便その他」を削る。

(特定多目的ダム法の一部改正)

第七十五号 特定多目的ダム法(昭和三十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十五号中「国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)第二十号」を「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)第二十六号」に改める。

附則第八号中「国有資産等所在市町村交付金法」を「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」に改める。

(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の一部改正)

第七十六号 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第八号第二項中「資金事情」を「国又は日本郵政公社が、それぞれの資金事情」に改め、「国」を削り、「郵便貯金特別会計の郵便貯金資金又は簡易生命保険特別会計の積立金をもつてその全額を」を「又は日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)第二十三条第三項第四号に規定する郵便貯金資金若しくは同項第五

号に規定する簡易生命保険資金をもつて」に改める。

(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第七十七号 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六号中「郵便貯金特別会計の郵便貯金資金又は簡易生命保険特別会計の積立金を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する地方債については、日本郵政公社は、資金事情が許す限り日本郵政公社

法(平成十四年法律第 号)第二十三条第三項第四号に規定する郵便貯金資金又は同項第五号に規定する簡易生命保険資金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

(北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部改正)

第七十八号 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第八号中「郵便貯金特別会計の郵便貯金資金又は簡易生命保険特別会計の積立金を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する地方債については、日本郵政公社は、資金事情が許す限り日本郵政公社

法(平成十四年法律第 号)第二十三条第三項第四号に規定する郵便貯金資金又は同項第五号に規定する簡易生命保険資金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

(独立行政法人航海訓練所法の一部改正)

第七十九号 独立行政法人航海訓練所法(平成十一年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。

附則第七号第一項中「国営企業及び特定独立

行政法人の労働関係に関する法律第四十条第一項を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第三十七号第一項」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第八十号 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)及び郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)」を「及び航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む。並びに附則第二十八号第二項、第三十三号第二項及び第三項並びに第三十九号の規定。公布の日)

二 第五十六号中地方税法第七十二条の五第一項第六号の改正規定、第二百二十二号中所得税法別表第一第一号の表郵便貯金振興会の項を削る改正規定、第二百二十三号中法人税法別表第二第一号の表郵便貯金振興会の項を削る改正規定及び第二百三十号中消費税法別表第三第一号の表郵便貯金振興会の項を削る改正規定。この法律の施行の日(以下附則において「施行日」という。から平成十五年九月三十日までの間において政令で定める日)

(郵政事業特別会計法等の廃止に伴う経過措置)

第二条 郵政事業特別会計、郵便貯金特別会計及び簡易生命保険特別会計の平成十四年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関し

ては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際郵政事業特別会計に属する印紙は、この法律の施行の時にあっては、収入印紙及び自動車重量税印紙にあっては一般会計

に、雇用保険印紙にあっては労働保険特別会計に、健康保険印紙にあっては厚生保険特別会計に、特許印紙にあっては特許特別会計に、登記印紙にあっては登記特別会計に、それぞれ帰属するものとする。

3 この法律の施行の際郵政事業特別会計、郵便貯金特別会計又は簡易生命保険特別会計に属する権利及び義務(第五条の規定により公社に承継されるもの及び前項に規定するものを除く)は、この法律の施行の時にあっては、一般会計に帰属するものとする。

(簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第三条 平成十四年度に係る第二十四条の規定による廃止前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(次項において「旧法」という。第六号第一項の規定による報告書(同条第二項の規定により添付される書類を含む。))については、なお従前の例による。この場合において、同条第一項中「審議会」とあるのは、「日本郵政公社法(平成十四年法律第 号)第五

十。条第四項に規定する審議会等」とする。

2 旧法第八条に規定する運用職員であつた者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する懲戒処分については、なお従前の例による。

(国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第四条 当分の間、各省各庁の長(財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。は、国の負担に属する年金又は恩給の支給金その他の政令で定める支払金に係る過誤払による返還金に係る債権の管理に関する事務(国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)第二条第二項に規定する債権の管理に関

する事務をいう。）を、公社に委託することが出来る。

2 前項の規定により公社が行う債権の管理に関する事務については、国の債権の管理等に関する法律及びその他の債権の管理に関する法令の規定を準用する。

（郵便貯金法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第四十条の規定による改正前の郵便貯金法（以下「旧郵便貯金法」という。）第十条第一項各号のいずれかに該当する法人その他の団体のうち、新郵便貯金法第十条第一項ただし書に規定する法人その他の団体に該当しなくなったものであって、この法律の施行の際現にその郵便貯金（新郵便貯金法第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金を除く。以下この項において「既契約の郵便貯金」という。）の総額が新郵便貯金法第十条第一項に規定する貯金総額の制限額を超えているものについての同項の規定の適用については、既契約の郵便貯金が新郵便貯金法第七条第一項第二号に規定する積立郵便貯金にあってはその据置期間が経過するまでの間、同項第三号に規定する定額郵便貯金にあっては新郵便貯金法第五十七条第一項に規定する期間が経過するまでの間又は新郵便貯金法第七条第一項第四号に規定する定期郵便貯金にあってはその預入期間が経過するまでの間は、当該既契約の郵便貯金に係る超過額は、新郵便貯金法第十条第一項に規定する貯金総額に算入しない。

2 旧郵便貯金法第三十四条の規定に基づき通常郵便貯金に預入された証券又は証書につき、施行日の前日までにその表示する金額による決済又は払渡しがなかつたものについては、なお従前の例による。

3 旧郵便貯金法第三十四条の規定に基づき通常郵便貯金に預入された証券又は証書につき、施行日の前日までにその表示する金額による決済ができなかつたもの又は払渡しを受けることができなかったものについては、なお従前の例による。

第二部 総務委員会会議録第十九号（その二）

よる。

4 この法律の施行の際現に旧郵便貯金法第四十五条第一項又は第五十二条第一項の規定によりされている申請は、それぞれ新郵便貯金法第四十五条第一項又は第五十二条第一項の規定によりされた申出とみなす。

5 平成十四年度に係る旧郵便貯金法第六十八条の五第一項の規定による報告書（同条第二項の規定により添付される書類を含む。）については、なお従前の例による。この場合において、同条第一項中「審議会」とあるのは、「日本郵政公社法（平成十四年法律第 号）第五十。条第四項に規定する審議会とする。

6 旧郵便貯金法第六十八条の六に規定する運用職員であつた者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

7 施行日前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する懲戒処分については、なお従前の例による。

第六條 郵便貯金振興会（以下この条において「振興会」という。）については、旧郵便貯金法第六十九条から第九十二条まで及び第九十四条から第九十六条までの規定は、振興会が解散により消滅する時（次項の規定により組織を変更する場合にあっては、その組織の変更の時）までの間は、なおその効力を有する。

2 振興会は、平成十五年九月三十日までの間に於いて、その組織を変更して民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立される財団法人（以下この条において単に「財団法人」という。）になることができる。

3 前項の規定により振興会がその組織を変更して財団法人になるには、組織変更のために必要な定款の変更をし、総務大臣の認可を受けなければならない。

4 第二項の規定による組織変更は、前項の認可があつたときにその効力を生ずる。

5 第二項の規定による組織変更後の財団法人に係る民法その他の法令の適用については、第三項の認可は、財団法人の設立許可とみなす。

6 第二項の規定による財団法人への変更に伴う振興会の登記について必要な事項は、政令で定める。

7 平成十五年九月三十日の経過する時に現に存する振興会は、その時に解散する。この場合における解散及び清算については、旧郵便貯金法第九十六条の規定による設立の認可の取消しによつて解散した振興会の解散及び清算の例による。

（郵便法の一部改正に伴う経過措置）

第七條 公社法の施行の際現に第四十一条の規定による改正前の郵便法（以下この条において「旧郵便法」という。）第二十三条第二項の認可を受けている定期刊行物に関する新郵便法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「承認」とあるのは、「承認又は認可」とする。

2 施行日前に郵政事業庁長官がした旧郵便法第二十三条第二項の認可は、公社がした新郵便法第二十三条第二項の承認とみなす。

3 公社法の施行の際現に郵政事業庁長官に対してされている旧郵便法第二十三条第二項又は第二十五条の認可の申請は、公社に対してされた新郵便法第二十三条第二項又は第二十五条の承認の申請とみなす。

4 施行日前にされた旧郵便法第二十三条の第三項の規定による郵政事業庁長官の求めに対し同項に規定する監査に必要な報告又は資料の提出がされていないものについては、新郵便法第二十三条の第三項の規定による公社の求めに対し同項に規定する調査に必要な報告又は資料の提出がされていないものとみなす。

5 旧郵便法第三十三条第一項の規定により総務大臣が発行した郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票は、新郵便法第三十三条の規定により公社が発行した郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票とみなす。

より公社が発行した郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票とみなす。

6 旧郵便法第七十五条の二第一項に規定する指定調査機関の役員又は職員であつた者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、第四十一条の規定の施行後も、なお従前の例による。

（郵便為替法の一部改正に伴う経過措置）

第八條 第四十二条の規定による改正前の郵便為替法（次項において「旧法」という。）第十条の二の規定に基づき為替金に充てられた証券又は証券につき、施行日の前日までにその表示する金額による決済又は払渡しがなかつたものについては、なお従前の例による。

2 旧法第十条の二の規定に基づき為替金に充てられた証券又は証券につき、施行日の前日までにその表示する金額による決済ができなかつたもの又は払渡しを受けることができなかったものについては、なお従前の例による。

（郵便振替法の一部改正に伴う経過措置）

第九條 第四十三条の規定による改正前の郵便振替法（次項において「旧法」という。）第三十三条の規定に基づき払込金に充てられた証券又は証券につき、施行日の前日までにその表示する金額による決済ができなかつたもの又は払渡しを受けることができなかったものについては、なお従前の例による。

2 旧法第三十三条の規定に基づき払込金に充てられた証券又は証券につき、施行日の前日までにその表示する金額による決済ができなかつたもの又は払渡しを受けることができなかったものについては、なお従前の例による。

（地方財政法の一部改正に伴う経過措置）

第十條 第四十四条の規定による改正後の地方財政法第四十四条の三第一項の規定は、平成十六年度以後の年度における同項の規定による一般財源の額の算定について適用し、平成十五年年度までにおける同項の規定による一般財源の額の算定については、なお従前の例による。

（簡易生命保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十一條 第四十八條の規定による改正前の簡易生命保険法(以下この条において「旧保険法」という。)の規定により締結された旧保険法第五條、第六條、第六十二條又は第六十五條に規定する簡易生命保険契約(次項及び第三項において「保険契約」という。)、簡易生命保険特約、保険金額の増額等変更契約(次項において「増額等変更契約」という。又は特約変更契約は、それぞれ、新保険法第五條、第六條、第六十二條又は第六十五條に規定する簡易生命保険契約、簡易生命保険特約、保険金額の増額等変更契約又は特約変更契約とみなす。 2 施行日前に効力が生じた保険契約及び増額等変更契約については、新保険法第五十六條第一項、第四項及び第五項(これらの規定を新保険法第六十三條において準用する場合を含む。)中「保険約款の定める期間」とあるのは、「二年」とする。	2 旧法第五條第一項の規定により総務省が発行した寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便書又は郵便切手は、新法第五條第一項の規定により公社が発行した寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便書又は郵便切手とみなす。 3 旧法第六條の規定により総務大臣に委託したものとされた寄附金については、新法第六條の規定により公社に委託したものとされた寄附金とみなす。 4 公社は、この法律の施行の際現に旧法第九條第一項の規定により財政融資資金に預託されている寄附金については、新法第九條第一項の規定にかかわらず、当該預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続き財政融資資金に預託することができる。	3 第五十六條の規定による改正前の地方税法第五百八十六條第二項第五号の六に規定する土地に係る平成十五年分までの土地に対して課する特別土地保有税及び平成十五年四月一日前にされた同号に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。 (国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置) 第十五條 第六十三條の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律は、平成十六年度以後の年度分の日本郵政公社有資産所在市町村納付金及び日本郵政公社有資産所在都道府県納付金について適用する。 (郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律の一部改正に伴う経過措置)	3 旧法第七條の規定に基づき総務大臣が経理した寄附金については、新法第七條の規定により公社がした公表は、旧法第七條の規定により総務大臣がした公示とみなす。 (郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第十七條 第七十四條の規定による改正前の郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律第二條第四項又は第三條の規定により郵政事業庁長官がした公示は、それぞれ第七十四條の規定による改正後の日本郵政公社による外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律第二條第四項又は第三條の規定により公社がした公表とみなす。 (郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第十八條 施行日前に、第七十六條の規定による改正前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律(以下この条において「旧法」という。))第二條第一項の規定により総務大臣が定めた募集期間が施行日に経過していない場合には、当該募集期間は、第七十六條の規定による改正後の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律(以下この条において「新法」という。))第二條第一項の規定により公社が定めた募集期間とみなす。
3 施行日前に効力が生じた保険契約について、旧保険法第七十八條第一項の規定により分配された剰余金又は分配すべき剰余金は、新保険法第七十八條第一項の規定に基づき分配された契約者配当金又は分配すべき契約者配当金とみなして、新保険法の規定を適用する。 4 旧保険法第八十四條の規定に基づき貸付金の弁済に充てられた証券又は証書につき、施行日の前日までにその表示する金額による決済ができなかったもの又は払渡しを受けることができなかったものについては、なお従前の例による。(お年玉付郵便書等に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第十二條 第五十一條の規定による改正前のお年玉付郵便書等に関する法律(以下この条において「旧法」という。))第一條第一項の規定により総務省が発行した引番号付きの郵便書又は郵便切手は、第五十一條の規定による改正後のお年玉付郵便書等に関する法律(以下この条において「新法」という。))第一條第一項の規定により公社が発行した引番号付き	2 旧法第五條第一項の規定により総務省が発行した寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便書又は郵便切手は、新法第五條第一項の規定により公社が発行した寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便書又は郵便切手とみなす。 3 旧法第六條の規定により総務大臣に委託したものとされた寄附金については、新法第六條の規定により公社に委託したものとされた寄附金とみなす。 4 公社は、この法律の施行の際現に旧法第九條第一項の規定により財政融資資金に預託されている寄附金については、新法第九條第一項の規定にかかわらず、当該預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続き財政融資資金に預託することができる。 5 旧法第十條の規定に基づき総務大臣が経理した寄附金について、新法第十條の規定により公社がした公表は、旧法第十條の規定により総務大臣がした公示とみなす。 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置) 第十三條 第五十五條の規定による改正後の地方交付税法第十四條の規定は、平成十六年度以後の年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定について適用し、平成十五年分までの地方交付税に係る基準財政収入額の算定については、第五十五條の規定による改正前の地方交付税法第十四條の規定の例による。 (地方税法の一部改正に伴う経過措置) 第十四條 第五十六條の規定による改正後の地方税法(次項において「新法」という。))第三百四十八條第二項第二号及び第二十号の規定は、平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十五年分までの固定資産税については、なお従前の例による。 2 新法第五百八十六條第二項第五号の六の規定は、同号に規定する土地に係る平成十六年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有	税及び平成十五年四月一日以後にされる同号に規定する土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用する。 3 第五十六條の規定による改正前の地方税法第五百八十六條第二項第五号の六に規定する土地に係る平成十五年分までの土地に対して課する特別土地保有税及び平成十五年四月一日前にされた同号に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。 (国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置) 第十五條 第六十三條の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律は、平成十六年度以後の年度分の日本郵政公社有資産所在市町村納付金及び日本郵政公社有資産所在都道府県納付金について適用する。 (郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第十六條 施行日前に、旧郵便貯金法第七條第一項第一号に規定する通常郵便貯金の預金者が第七十三條の規定による改正前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(次項及び第三項において「旧法」という。))第二條第一項の規定により行つた総務大臣への寄附の委託は、新郵便貯金法第七條第一項第一号に規定する通常郵便貯金の預金者が第七十三條の規定による改正後の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(次項及び第三項において「新法」という。))第二條第一項の規定により行つた公社への寄附の委託とみなす。 2 公社は、この法律の施行の際現に旧法第六條第一項の規定により財政融資資金に預託されている寄附金については、新法第六條第一項の規定にかかわらず、当該預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続き財政融資資金に預託することができる。	3 旧法第七條の規定に基づき総務大臣が経理した寄附金については、新法第七條の規定により公社がした公表は、旧法第七條の規定により総務大臣がした公示とみなす。 (郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第十七條 第七十四條の規定による改正前の郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律第二條第四項又は第三條の規定により郵政事業庁長官がした公示は、それぞれ第七十四條の規定による改正後の日本郵政公社による外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律第二條第四項又は第三條の規定により公社がした公表とみなす。 (郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第十八條 施行日前に、第七十六條の規定による改正前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律(以下この条において「旧法」という。))第二條第一項の規定により総務大臣が定めた募集期間が施行日に経過していない場合には、当該募集期間は、第七十六條の規定による改正後の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律(以下この条において「新法」という。))第二條第一項の規定により公社が定めた募集期間とみなす。 2 施行日前に、郵便振替の加入者が旧法第二條第二項の規定により行つた総務大臣への寄附の委託は、郵便振替の加入者が新法第二條第二項の規定により行つた公社への寄附の委託とみなす。 3 公社は、この法律の施行の際現に旧法第五條第一項の規定により財政融資資金に預託されている寄附金については、新法第五條第一項の規定にかかわらず、当該預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続き財政融資資

金に預託することができる。

4 旧法第六六条の規定に基づき総務大臣が經理した寄附金について、新法第六六条の規定により公社がした公表は、旧法第六六条の規定により総務大臣がした公表とみなす。

(郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 第七十八八条の規定による改正前の郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律第二二条第二項又は第四三三項の規定により郵政事業庁長官がした公表は、それぞれ第七十八八条の規定による改正後の郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律第二二条第二項又は第四三三項の規定により公社がした公表とみなす。

(郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱ひに関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 施行日前に郵政事業庁長官が第八十三條の規定による改正前の郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱ひに関する法律第五五條第一項又は第三三項の規定により行つた通知は、公社が第八十三條の規定による改正後の日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱ひに関する法律第五五條第一項又は第三三項の規定により行つた届出とみなす。

(地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱ひに関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 この法律の施行の際現に効力を有する第八十四條の規定による改正前の地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱ひに関する法律(次項において「旧法」という。)第二二條第一項の規定により定められた規約は、第八十四條の規定による改正後の地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱ひに関する法律(次項において「新法」という。)第二二條第一項の規定により定められた規約とみなす。

2 施行日前に旧法第四條の規定によりされた報告の求め又は指示は、新法第四條の規定によりされた報告の求め又は指示とみなす。

第二部 総務委員会會議録第十九号(その二)

告の求め又は指示は、新法第四條の規定によりされた報告の求め又は指示とみなす。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 第九九條の規定による改正前の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第一條の規定により一般会計において郵政事業特別会計から受入れた金額の過不足額の調整については、公社を郵政事業特別会計とみなして、同法第三條の規定を適用する。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十三條 第一百十條の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第二二條第一項第九号に掲げる予算執行職員の施行日前にした行為については、旧法の規定は、なおその効力を有する。

(国税収納金整理資金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十四條 第一百十三條の規定による改正前の国税収納金整理資金に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第十七條第二号に規定する国税資金支払委託官の施行日前にした行為については、旧法の規定は、なおその効力を有する。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五條 施行日前に郵政官署が受け取つた郵便物(施行日において発送され、又は名あて人に交付されていないものに限る。以下この条において「施行前受領郵便物」という。)については、公社が受け取つたものとみなして、第十四條の規定による改正後の関税法(以下この条において「新法」という。)第七十六條第三項の規定を適用する。この場合において、郵政官署が当該施行前受領郵便物について第一百十四條の規定による改正前の関税法(以下この条に

において「旧法」という。)第七十六條第三項の規定により通知を発しているときは、当該通知は、公社が発したものとみなす。

2 施行前受領郵便物について旧法第七十七條第一項の規定により税関長が郵政官署を経て発した通知は、当該税関長が当該施行前受領郵便物について新法第七十七條第一項の規定により公社を経て発した通知とみなす。

3 施行前受領郵便物について旧法第七十七條第二項の規定により郵政官署がした送達は、当該施行前受領郵便物について新法第七十七條第二項の規定により公社がした送達とみなす。

4 税関長が施行前受領郵便物について旧法第七十八條第一項の規定により郵政官署に発した通知は、当該税関長が当該施行前受領郵便物について新法第七十八條第一項の規定により公社に発した通知とみなす。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十六條 課税物品を内容とする郵便物であつて施行日において名あて人が受け取つていないもの(以下この条において「受取前郵便物」という。)について第一百十六條の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(次項において「旧法」という。)第七條第一項の規定により税関長が郵政官署を経て発した通知は、当該税関長が当該受取前郵便物について第一百十六條の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(次項において「新法」という。)第七條第一項の規定により公社を経て発した通知とみなす。

2 受取前郵便物について旧法第七十七條第二項の規定により郵政官署がした送達は、当該受取前郵便物について新法第七十七條第二項の規定により公社がした送達とみなす。

(物品管理法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七條 第一百十七條の規定による改正前の物品管理法第四十條に規定する会計法第二十三條の規定により支給を受けた事務費で取得した物

品(第五條の規定により公社に承継されたものを除く。)の管理については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八條 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第六十号)第百二十三條第一項の規定により設けられた国家公務員共済組合(次項において「旧総務省共済組合」という。)

又は同条第二項の規定により設けられた国家公務員共済組合(以下この条において「旧郵政共済組合」という。)は、施行日において、それぞれ第百十九條の規定による改正後の国家公務員共済組合法第三條第一項の規定により総務省に属する職員(同法第二條第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項及び第三項において同じ。)及びその所管する独立行政法人(独立行政法人通則法第二條第一項に規定する独立行政法人をいう。)の職員をもつて組織された国家公務員共済組合(以下この条において「総務省共済組合」という。)

又は公社に属する職員をもつて組織された国家公務員共済組合(以下この条から附則第三十條までにおいて「日本郵政公社共済組合」という。)となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 旧総務省共済組合又は旧郵政共済組合の代表者は、それぞれ、施行日前に、国家公務員共済組合法第九條に規定する運営審議会の議を経て、同法第六條及び第十一條の規定により、施行日以後に係る総務省共済組合又は日本郵政公社共済組合となるために必要な定款及び運営規則の変更をし、当該定款につき財務大臣の認可を受け、及び当該運営規則につき財務大臣に協議するものとする。

3 施行日の前日において旧郵政共済組合の組合員であつた者(同日において総合通信局、沖縄総合通信事務所若しくは中央省庁等改革関係法施行法第百二十三條第二項に規定する政令で定める部局若しくは機関又は独立行政法人通

員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第八十九条第一項第二号の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

4 事業団等の役職員であつた組合員のうち、厚

生年金保険期間及び組合員期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法による退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）」とする。

5 前項に規定する者に係る国家公務員共済組合法による遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第九十条の規定を適用する。

6 事業団等の役職員であつた組合員のうち、組合員期間が一年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法

附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の組合員期間を有する者とみなす。

7 事業団等の役職員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも四十四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項の規定の適用については、その者は、組合員期間が四十四年以上である者とみなす。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 施行日の属する月以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第

三条の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該年金である給付の額について施行日前に行われた改定により増加した費用で従前の郵政事業特別会計が引き続き存続するものとした場合において郵政事業特別会計において負担すべきこととなるものについては、公社が負担する。

(労働保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 第二百二十六条の規定による改正後の労働保険特別会計法の規定は、平成十五年度の予算から適用する。

(財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十三条 第二百二十七条の規定による改正後の財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(以下この条において「新法」という。)の規定は、平成十五年度以後新たに運用される公社法第二十三條第三項第四号に規定する郵便貯金資金及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金について適用し、旧郵便貯金特別会計法第五條の二第一項に規定する郵便貯金資金及び旧簡易生命保険特別会計法第七條第一項に規定する積立金の平成十四年度の運用に係るものについては、なお従前の例による。この場合において、平成十四年度の長期運用予定額(第二百二十七條の規定による改正前の財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(以下この項において「旧法」という。)第五條において読み替えて準用する旧法第二條第一項に規定する長期運用予定額をいう。)として国会の議決を経たものが旧法第五條において読み替えて準用する旧法第三條の規定の例により平成十五年度において運用されたときは、その運用実績の報告は、新法第五條において読み替えて準用する新法第四條の規定の例による。

2 財務大臣は、施行日までに、新法第六條の規定の例により、平成十五年度における同法第二

項の財政投融資計画を作成するものとする。
3 前項の規定により作成された財政投融資計画は、新法第六條の規定により作成されたものとみなす。
(特許特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第三十四條 第二百二十八條の規定による改正後の特許特別会計法の規定は、平成十五年度の予算から適用する。

(登記特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第三十五條 第二百二十九條の規定による改正後の登記特別会計法の規定は、平成十五年度の予算から適用する。

(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三十六條 施行日の前日において総務省の職員である者のうち、施行日において引き続き公社の職員となつたものであつて、施行日の前日において総務大臣又はその委任を受けた者から第百五十四條の規定による改正前の児童手当法第七條第一項(同法附則第六條第二項、第七條第四項又は第八條第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、施行日において児童手当又は同法附則第六條第一項、第七條第一項若しくは第八條第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に關しては、施行日において同法第七條第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八條第二項(同法附則第六條第二項、第七條第四項又は第八條第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、平成十五年四月から始める。

(確定拠出年金法の一部改正に伴う経過措置)

第三十七條 公社は、施行日において確定拠出年金法第八十八條第一項の登録を受けたものとみなす。

平成十四年七月十一日【参議院】

2 公社は、施行日から一月以内に、前項の規定により登録を受けたものとみなされる確定拠出年金法第二條第七項に規定する確定拠出年金運営管理業について、同法第八十九條第一項各号に掲げる事項を記載した書類その他厚生労働省令・内閣府令で定める書類を厚生労働大臣及び内閣総理大臣に提出するものとする。
3 内閣総理大臣は、前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。
4 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(罰則に関する経過措置)
第三十八條 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第三十九條 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

別表第一(第二條關係)

一 公社の業務方法書	公社法第二十二條第一項
二 平成十五年四月一日以降四年を一期とする公社の中期経営目標及び中期経営計画	公社法第二十三條第一項
三 簡易生命保険責任準備金の算出方法書	公社法第三十二條第一項
四 郵便に關する料金のうち新郵便法第七十五條の二第一項各号に掲げるもの	新郵便法第七十五條の二第二項
五 郵便約款	新郵便法第七十五條の三第一項
六 郵便貯金の利率の決定方針	新郵便貯金法第七十條第一項
七 郵便貯金の預金者に対する貸付金の利率の決定方針	新郵便貯金法七十二條第一項
八 郵便為替の料金の上限	第四十二條の規定による改正後の郵便為替法(別表第四において「新郵便為替法」という。)第三十八條の三第一項
九 郵便振替の払込み、振替及び払出しの料金の上限	第四十三條の規定による改正後の郵便振替法(別表第四において「新郵便振替法」という。)第六十五條第一項
一〇 簡易生命保険約款	新保険法第二百二條第一項
一一 簡易生命保険の保険料の算出方法書	新保険法第二百三條第一項

別表第二(第二条関係)

一 公社法第二十一 ^二 条第二項に規定する基準	公社法第二十一 ^二 条第二項
二 新郵便法第七十五条の七第一項に規定する基準	新郵便法第七十五条の七第一項
三 第四十九条の規定による改正後の郵便切手類販売所等に関する法律第二条又は第八条第一項に規定する基準	第四十九条の規定による改正後の郵便切手類販売所等に関する法律第二条又は第八条第一項
四 第五十条の規定による改正後の郵政窓口事務の委託に関する法律第五条に規定する基準	第五十条の規定による改正後の郵政窓口事務の委託に関する法律第五条
五 第五十二条の規定による改正後の郵便物運送委託法第三条第二項に規定する基準	第五十二条の規定による改正後の郵便物運送委託法第三条第二項

別表第三(第二条関係)

一 公社が施行日から公社法第十九条第三項に規定する業務を行う必要があると認められるとき。	公社法第十九条第四項
二 公社が施行日において公社法第四十 ^四 条第十一号に掲げる方法により公社法第二十三 ^四 条第三項第四号に規定する郵便貯金資金又は同項第五号に規定する簡易生命保険資金を運用する必要があると認められるとき。	公社法第四十 ^三 条第一項(公社法第四十 ^五 条第二項において準用する場合を含む。)
三 公社が施行日から公社法第四十六 ^七 条の総務省令で定める重要な財産を貸し付ける必要があると認められるとき。	公社法第四十六 ^七 条

別表第四(第二条関係)

一 平成十五年四月一日に始まる事業年度の公社の経営に関する計画	公社法第二十四 ^五 条
二 施行日以後適用される新郵便法第七十五条の二第二項に規定する郵便に関する料金	新郵便法第七十五条の二第三項
三 施行日以後適用される郵便貯金の利率	新郵便貯金法第七十条第三項
四 施行日以後適用される郵便貯金の預金者に対する貸付金の利率	新郵便貯金法第七十二条第三項

五 施行日以後適用される郵便為替に関する料金	新郵便為替法第三十八条の三第三項又は第五項
六 施行日以後適用される国際郵便為替に関する料金	新郵便為替法第三十八条の四第一項
七 施行日以後適用される郵便振替に関する料金	新郵便振替法第六十五条第三項又は第五項
八 施行日以後適用される国際郵便振替に関する料金	新郵便振替法第六十六条第一項

目次
第一章 総則(第一条―第五条)
第二章 一般信書便事業
第一節 事業の許可(第六条―第十五条)
第二節 業務(第十六条―第二十五条)
第三節 監督(第二十六条―第二十八条)
第三章 特定信書便事業(第二十九条―第三十条)
第四章 雑則(第三十四条―第四十二条)
第五章 罰則(第四十三条―第五十一条)
附則
第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「信書」とは、郵便法第五十二条第二項に規定する信書をいう。
2 この法律において「信書便」とは、他人の信書を送達すること(郵便に該当するものを除く。)をいう。

3 この法律において「信書便物」とは、信書便の役務により送達される信書(その包装及びその包装に封入される信書以外の物を含む。)をいう。

4 この法律において「一般信書便役務」とは、信書便の役務であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
一 長さ、幅及び厚さがそれぞれ四十センチメートル、三十センチメートル及び三センチメートル以下であり、かつ、重量が二百五十グラム以下の信書便物を送達するもの
二 国内において信書便物が差し出された日から三日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日その他の総務省令で定める日の数は、算入しない。)以内(信書便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあつて差し出される場合にあつては、三日を超えて二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内)に当該信書便物を送達するもの
5 この法律において「一般信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であつて、その提供する信書便の役務のうち一般信書便役務を含むものをいう。
6 この法律において「一般信書便事業者」とは、一般信書便事業を営むことについて第六条の許可を受けた者をいう。
7 この法律において「特定信書便役務」とは、

民間事業者による信書の送達に関する法律
民間事業者による信書の送達に関する法律

信書便の役務であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 長さ、幅及び厚さの合計が九十センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達するもの

二 信書便物が差し出された時から三時間以内、に当該信書便物を送達するもの

三 その料金の額が千円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超えるもの

四 この法律において「特定信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であつて、その提供する信書便の役務が特定信書便役務のみであるものをいう。

五 この法律において「特定信書便事業者」とは、特定信書便事業を営むことについて第二十九条の許可を受けた者をいう。

六 郵便法の適用除外

七 第三条 郵便法第五条第二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 一般信書便事業者が信書便物の送達を行う場合

二 特定信書便事業者が特定信書便役務に係る信書便物の送達を行う場合

三 一般信書便事業者又は特定信書便事業者から信書便の業務の一部の委託を受けた者が当該委託に係る信書便物の送達を行う場合

四 一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結した外国信書便事業者（外国の法令に準拠して外国において信書の送達の事業を行う者をいう。以下同じ。）が当該協定又は契約に基づき信書便物の送達を行う場合

（検閲の禁止）
第四条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の検閲は、してはならない。

（秘密の保護）
第五条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書の秘密は、侵してはならない。

二 信書便の業務に従事する者は、在職中信書便物に關して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

第二章 一般信書便事業
第一節 事業の許可

第六条 一般信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

（許可の申請）
第七条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 次に掲げる事項に關する事業計画

イ 信書便物の引受けの方法

ロ 信書便物の配達の方法

ハ イ及びロに掲げるもののほか、信書便物の送達の方法

ニ その他総務省令で定める事項

三 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類

2 前項の申請書には、事業収支見積書その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（欠格事由）
第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、第六条の許可を受けることができない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 一般信書便事業又は特定信書便事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知が到達した日（同条第三項により通知が到達したものとみなされた日を含む。）をいう。）前六十日以内にその法人の役員であつた者で当該取消しの日から二年を経過しないものを含む。）

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者のあるもの

（許可の基準）
第九条 総務大臣は、第六条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること

二 その事業の計画が全国の区域において一般信書便役務に係る信書便物（以下この号において「一般信書便物」という。）を引き受け、かつ、配達する計画を含むものであつて、事業計画に次に掲げる事項が定められていること

イ 総務省令で定める基準に適合する信書便差出箱の設置その他の一般信書便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の引受けの方法

ロ 一週間につき六日以上一般信書便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の配達の方法

三 前二号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること

四 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

（氏名等の変更）
第十条 一般信書便事業者は、第七条第一項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（事業計画の遵守義務）
第十一条 一般信書便事業者は、その業務を行う

場合には、第六条の許可に係る事業計画（以下この章において単に「事業計画」という。）に定めるところに従わなければならない。

（事業計画の変更）
第十二条 一般信書便事業者は、事業計画の変更（第三項に規定するものを除く。）をしようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 第九条の規定は、前項の認可について準用する。

3 一般信書便事業者は、総務省令で定める軽微な事項に關する事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（事業の譲渡し及び譲受け等）
第十三条 一般信書便事業の譲渡し及び譲受けは、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 一般信書便事業者たる法人の合併及び分割は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般信書便事業者たる法人と一般信書便事業を営まない法人が合併する場合において一般信書便事業者たる法人が存続するとき、又は一般信書便事業者たる法人が分割をする場合において一般信書便事業を承継させないときは、この限りでない。

3 第八条及び第九条の規定は、前二項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けて一般信書便事業を譲り受けた者又は第二項の認可を受けて一般信書便事業者たる法人が合併若しくは分割をした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により一般信書便事業を承継した法人は、第六条の許可に基づく権利義務を承継する。

（相続）
第十四条 一般信書便事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般信書便事業を承継

すべき相続人を定めたときは、その者。次項において同じ。が被相続人の営んでいた一般信書便事業を引き続き営もうとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 相続人が前項の認可の申請をした場合には、被相続人の死亡の日からその認可をする旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした一般信書便事業の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第八条及び第九条の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた者は、被相続人に係る第六条の許可に基づく権利義務を承継する。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)
第十五条 一般信書便事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、総務大臣の許可を受けなければならない。

2 一般信書便事業者たる法人の解散の決議又は総社員同意は、総務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 総務大臣は、一般信書便事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除き、第一項の許可又は前項の認可をしなければならない。

第二節 業務

(料金)

第十六条 一般信書便事業者は、総務省令で定めるところにより、一般信書便役務に関する料金を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の料金(総務省令で定める料金を除く。第二十七条第二号において同じ。)は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 配達地により異なる額が定められていないこと(一般信書便事業者の一の事業所においてその引受け及び配達を行う信書便物に係る料金を除く)。

二 大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であつて、その重量が二十五グラム以下のものに係る料金の額が、軽量の信書の送達役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

三 定率又は定額をもって明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(信書便約款)

第十七条 一般信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件(料金及び総務省令で定める事項に係るものを除く)について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の收受に関する事項その他一般信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(料金等の揭示)

第十八条 一般信書便事業者は、第十六条第一項の規定により届け出た料金、前条第一項の認可を受けた信書便約款(同項の総務省令で定める事項に係る提供条件を含む。次条において同じ。)その他総務省令で定める事項をその営業所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。

(一般信書便役務の提供義務等)
第十九条 一般信書便事業者は、正当な理由がない

ければ、一般信書便役務の提供を拒んではならない。

2 一般信書便事業者は、第十六条第一項の規定により届け出た料金及び第十七条第一項の認可を受けた信書便約款によらなければならない一般信書便役務を提供してはならない。

3 一般信書便事業者は、第十七条第一項の認可を受けた信書便約款によらなければならない一般信書便役務以外の信書便の役務を提供してはならない。

(信書便物であることの表示)

第二十条 一般信書便事業者は、信書便物を引き受けたとき、又は信書の送達の事業に関する協定若しくは契約を締結した外国信書便事業者から信書便物を引き渡されたときは、総務省令で定める場合を除き、総務省令で定めるところにより、当該信書便物の表面の見やすい所に当該一般信書便事業者の取扱いに係る信書便物であることを表示しなければならない。

(還付できない信書便物の措置)

第二十一条 一般信書便事業者は、受取人不明その他の事由により信書便物を送達することができない場合において、差出人不明その他の事由により当該信書便物を差出人に還付することができないときは、総務省令で定めるところにより、当該信書便物を開くことができる。

2 一般信書便事業者は、前項の規定により当該信書便物を開いてもなお当該信書便物を送達し、又は差出人に還付することができないときは、総務省令で定めるところにより、当該信書便物を管理しなければならない。

(信書便管理規程)

第二十二条 一般信書便事業者は、その取扱中に係る信書便物の秘密を保護するため、総務省令で定めるところにより、信書便の業務の管理に関する事項について信書便管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、信書便管理規程が一般信書便事

業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適当であると認めるときは、前項の認可をしなければならない。

3 一般信書便事業者及びその従業者は、信書便管理規程を守らなければならない。

(業務の委託)

第二十三条 一般信書便事業者は、信書便の業務の一部を委託しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 当該委託を必要とする特別の事情があること。

二 受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

(他の一般信書便事業者との協定等)

第二十四条 一般信書便事業者は、他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約(信書便の業務の一部の委託に関するものを除く。次項及び次条において同じ。)を締結しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 当該協定又は契約の締結を必要とする特別の事情があること。

二 一般信書便役務を提供するための協定又は契約でないこと。

(外国信書便事業者との協定等)

第二十五条 一般信書便事業者は、外国信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

第三節 監督

(事業計画の遵守命令)

第二十六条 総務大臣は、一般信書便事業者が第十一条の規定に違反していると認めるときは、

当該一般信書便事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

(事業改善の命令)

第二十七条 総務大臣は、一般信書便事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般信書便事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 事業計画、信書便約款又は信書便管理規程を変更すること。

二 一般信書便役務に関する料金が第十六条第二項各号のいずれかに適合していないと認められる場合において、当該料金を変更すること。

三 前二号に掲げるもののほか、事業の運営を改善するために必要な措置をとること。

(許可の取消し等)

第二十八条 総務大臣は、一般信書便事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第六条の許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 第八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

第三章 特定信書便事業

(事業の許可)

第二十九条 特定信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第三十条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 信書便物の送達の方法その他総務省令で定める事項に関する事業計画

三 他に事業を行っているときは、その事業の

第二部 総務委員会会議録第十九号(その二)

種類

2 前項の申請書には、事業収支見積書その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第三十一条 総務大臣は、第二十九条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

二 前号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

三 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(事業の休止及び廃止)

第三十二条 特定信書便事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(準用)

第三十三条 第八条の規定は特定信書便事業の許可について、第十条から第十四条まで、第十七条、第十九条第三項、第二十条から第二十八条まで(第二十七条第二号を除く。)の規定は特定信書便事業者についてそれぞれ準用する。この場合において、第八条、第十一条、第十三条第四項、第十四条第四項及び第二十八条中「第六条」とあるのは「第二十九条」と、第十条中「第七条第一項第一号又は第三号」とあるのは「第三十条第一項第一号又は第三号」と、第十二条第二項、第十三条第三項及び第十四条第三項中「第九条」とあるのは「第三十一条」と、第十九条第三項中「一般信書便役務以外の信書便の役務」とあるのは「特定信書便役務」と、第二十七条第三号中「前二号」とあるのは「第一号」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(許可等の条件)

第三十四条 この法律に規定する許可又は認可に

は、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができない。

2 前項の条件又は期限は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(適用除外)

第三十五条 第六条及び第二十九条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 運送業者がその運送方法により貨物に添付する無封の添え状又は送り状の送達を行う場合

二 一般信書便事業者又は特定信書便事業者から信書便の業務の一部の委託を受けた者が当該委託に係る信書便物の送達を行う場合

三 一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結した外国信書便事業者が当該協定又は契約に基づき信書便物の送達を行う場合

(報告の徴収及び立入検査)

第三十六条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、総務省令で定めるところにより、一般信書便事業者又は特定信書便事業者に対し、その事業に関し、報告をさせることができる。

2 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般信書便事業者又は特定信書便事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(審議会等への諮問)

第三十七条 総務大臣は、次に掲げる場合には、

審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(次条第二項において「審議会等」という。)に諮問しなければならない。

一 第二条第四項第二号、同条第七項第三号、第九条第二号又は第十六条第二項第二号の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

二 第六条若しくは第二十九条の規定による許可又は第十二条第一項、第十七条第一項若しくは第二十二條第一項(これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による認可をしようとするとき。

三 第二十七条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による命令をし、又は第二十八条第一号(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による許可の取消しをしようとするとき。

(聴聞の特例)

第三十八条 総務大臣は、第二十六条から第二十八条まで(これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前項に規定する処分に係る聴聞を行う場合において、当該処分が前条の規定により審議会等に諮問すべきこととされている処分であるときは、当該処分に係る聴聞の主宰者は、審議会等の委員のうちから、審議会等の推薦により指名するものとする。

3 第一項に規定する処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(不服申立ての手続における意見の聴取)

第三十九条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、審査請求人又は異議申立人に対し、相当

な期間を置いて予告をした上、意見の聴取をした後にしなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、審査請求人又は異議申立人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(総務省令への委任)

第四十条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(経過措置)

第四十一条 この法律の規定に基づき総務省令を制定し、又は改廃する場合においては、その総務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第四十二条 この法律に規定する総務大臣の権限は、総務省令で定めるところにより、その一部を総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長に委任することができる。

第五章 罰則

第四十三条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物を正当の事由なく開き、き損し、隠匿し、放棄し、又は受取人でない者に交付した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに從つて処断する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第四十四条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 信書便の業務に従事する者が前項の行為をし

たときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

第四十五条 第二十八条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して事業計画を変更した者

二 第十五条第一項の規定に違反して一般信書便事業を休止し、又は廃止した者

三 第十九条第一項の規定に違反して一般信書便業務の提供を拒んだ者

四 第十九条第二項の規定又は同条第三項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して信書便の業務を行つた者

五 第二十二條第一項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して信書便の業務を行つた者

六 第二十三条第一項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して信書便の業務の一部を委託した者

七 第二十四条第一項又は第二十五条(これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して協定又は契約を締結した者

八 第二十六条又は第二十七条(これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

九 第三十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十 第三十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する物を一般信書便事業者又は特定信書便事業者に信書

便物として差し出した者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 爆発性、発火性その他の危険性のある物で総務大臣の指定するもの

二 毒薬、劇薬、毒物又は劇物(官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物営業者が差し出すものを除く。)

三 生きた病原体又は生きた病原体を含有し、若しくは生きた病原体が付着していると認められる物(官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除く。)

四 法令に基づき移動又は頒布を禁止された物

2 前項の場合において、犯人が信書便物として差し出した物は、没収する。

第四十八条 詐欺、恐喝又は脅迫の目的をもって、真実に反する住所、居所、所在地、氏名、名称又は通信文を記載した信書便物を一般信書便事業者又は特定信書便事業者に差し出し、又は他人に差し出させた者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 信書便の業務に従事する者が重大な過失によつて信書便物を失つたときは、三十万円以下の罰金に処する。

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十四条第二項若しくは第三項(同条第二項に係る部分に限る。)、第四十五条又は第四十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しては、各本条の罰金刑を科する。

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十条若しくは第十二条第三項(これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。)、又は第三十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十八条の規定による揭示をせず、又は虚偽の揭示をした者

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第三十七条(第一号に係る部分に限る。次条第一項において同じ。)の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 第三十七条の規定の施行の日から日本郵政公社法施行法(平成十四年法律第 号)の施行の日の前日までの間における同条の規定の適用については、同条中「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八條に規定する機関をいう。で政令で定めるもの(次条第二項において「審議会等」という。))とあるのは、「郵政審議会」とする。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)
第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

目次
第一章 内閣府関係(第一条)

第二章 総務省関係(第二条―第十三条)

第三章 法務省関係(第十四条―第三十条)

第四章 財務省関係(第三十一条―第三十五条)

第五章 厚生労働省関係(第三十六条―第四十一条)

第六章 農林水産省関係(第四十二条―第四十四条)

第七章 経済産業省関係(第四十五条―第四十七條)

第八章 国土交通省関係（第四十八条―第五十条）

附則

第一章 内閣府関係

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第一条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「付して」を「付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第 号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法により」に改め、同条第二項中「書類を通常の取扱いによる郵便に付して」を「前項に規定する方法により」に改め、同条第三項中「により書類を郵便に付して発送した」を「による送達をした」に改める。

第八十九条の見出しを「（郵便物等の管理）」に改める。

第六百六十条の六第一項及び第二項中「書類を通常の取扱いによる郵便に付して」を「第二十三條第一項に規定する方法により」に改め、同条第三項中「により書類を郵便に付して発送した」を「による送達をした」に改める。

第六百六十条の七十の見出しを「（郵便物等の管理）」に改める。

第七百七十七條第一項、第七百七十七條の十四第一項及び第七百七十七條の二十七第一項中「書類を通常の取扱いによる郵便に付して」を「第二十三條第一項に規定する方法により」に改める。

第七百七十八條の二十三第一項中「書類を通常の取扱いによる郵便に付して」を「第二十三條第一項に規定する方法により」に改め、同条第二項中「により書類を通常の取扱いによる郵便に付して発送した」を「による通知をした」に改め、「郵便物」の下に「又は民間事業者による

信書の送達に関する法律第二条第三項に規定する信書便物（以下「郵便物等」という。）を加える。

第七百七十八條の四十第一項中「書類を通常の取扱いによる郵便に付して」を「第二十三條第一項に規定する方法により」に改め、同条第二項中「により書類を通常の取扱いによる郵便に付して発送した」を「による通知をした」に、「郵便物」を「郵便物等」に改める。

第七百九十四條第一項中「書類を通常の取扱いによる郵便に付して」を「第二十三條第一項に規定する方法により」に改め、同条第二項中「により書類を通常の取扱いによる郵便に付して発送した」を「による通知をした」に、「郵便物」を「郵便物等」に改める。

第七百九十四條の十四第一項中「書類を通常の取扱いによる郵便に付して」を「第二十三條第一項に規定する方法により」に改め、同条第二項中「により書類を通常の取扱いによる郵便に付して発送した」を「による通知をした」に、「郵便物」を「郵便物等」に改める。

第七百九十四條の二十七第一項中「書類を通常の取扱いによる郵便に付して」を「第二十三條第一項に規定する方法により」に改め、同条第二項中「により書類を通常の取扱いによる郵便に付して発送した」を「による通知をした」に、「郵便物」を「郵便物等」に改める。

第二章 総務省関係
（地方自治法の一部改正）

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百五十條の十三第六項中「郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第 号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（第二百六十條の二十二項において「信書便」という。）を加え、「郵送」を「送付」に改める。

第二百六十條の二十二項中「郵便」の下に「又は信書便」を加える。

（郵便法の一部改正）

第三条 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「何人も、他人の信書」の下に「（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。）を加える。

（政治資金規正法の一部改正）

第四条 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第 号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便」を加える。

第五條 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第三十條の九第一項中「郵送」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第 号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便による送付」に改める。

第四十九條第二項中「郵送する」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第 号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により送付する」に改める。

第八十六條第一項から第三項まで、第八十六條の二第二項及び第十項、第八十六條の四第一項及び第二項、第八十六條の五第一項及び第四項、第八十六條の六第一項、第二項、第五項及び第九項、第八十六條の七第一項及び第五項、第八十四條第十二項、第二百一十條の十三第一項第三号並びに第二百三十五條の五中「郵便」を「郵便等」に改める。

第二百五十五條第二項及び第二百五十五條の二第三項中「郵送する」を「郵便等により送付する」に改める。

第二百六十三條第四号中「郵送」を「郵便等による送付」に改める。

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

第六條 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十三條第九項中「郵送により配布する」を「郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第 号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下この項において「信書便」という。）により送付する」に、「郵送する」を「郵便若しくは信書便により送付する」に、「郵送経費」を「送付経費」に、「郵送に要する経費」を「送付に要する経費」に改める。

（地方税法の一部改正）

第七條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

郵便」の下に「又は信書便」を加え、「郵便通送」を「送付に要した」に改める。

第二十条第一項中「郵便」の下に「若しくは信書便」を加え、同条第四項中「取扱による郵便」を「取扱による郵便又は信書便」に、「特別の定」を「特別の定め」に改め、「郵便物」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項に規定する信書便物(第二十條の五の三において「信書便物」という。)」を加える。

第二十條の五の三の見出し中「郵送」を「郵送等」に改め、同条中「が郵便」の下に「又は信書便」を、「郵便物」の下に「又は信書便物」を加え、「郵送日数」を「送付日数」に改める。第五十九條第五項中「郵便」の下に「又は信書便」を加える。

第三百二十一條の十五第五項中「郵便」の下に「又は信書便」を加え、同条第六項中「を郵便」の下に「又は信書便」を加え、「郵便通送」を「送付に要した」に改める。

第三百六十四條の二第五項中「郵便」の下に「又は信書便」を加え、「第一項の期間」を「同項の期間」に、「郵送」を「送付」に改める。(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)

第八條 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第四項中「郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便」を加え、「郵送」を「送付」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第九條 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四百四十四條の二十四中「書面の郵送」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便」に、「郵送」を「送付」に改める。

(行政不服審査法の一部改正)

第十條 行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第十四條第四項中「郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便」を加え、「郵送」を「送付」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十一條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條第六項中「郵便」の下に「その他の総務省令で定める方法」を加える。(行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護の確保に関する法律の一部改正)

第十二條 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護の確保に関する法律(昭和六十三年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十六條第二項中「郵送料」を「送付に要する費用」に改める。(総務省設置法の一部改正)

第十三條 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第四條第七十九号の二の次に次の一号を加える。
七十九の三 信書便事業の監督に関すること。
第二十八條第一項中「第七十六号まで」の下に「第七十九号の三」を加える。
第三章 法務省関係

(不動産登記法の一部改正)

第十四條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第二項中「手数料ノ外郵送料」を「何人ト雖モ法務省令ノ定ムルトコロニ依リ手数料ノ外送付ニ要スル費用」に改める。
第四十四條ノ二第一項中「郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定スル一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定スル特定信書便事業者ニ依リ同条第二項ニ規定スル信書便」を加える。

第五百一十一條ノ三第一項中「手数料ノ外郵送料」を「法務省令ノ定ムルトコロニ依リ手数料ノ外送付ニ要スル費用」に改める。

(公証人法の一部改正)

第十五條 公証人法(明治四十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項及び第三項中「郵便料」を「送達ニ要スル料金」に改める。

(破産法の一部改正)

第十六條 破産法(大正十一年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第一百八十八條第一項中「付シテ」を「付シ又ハ民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定スル一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定スル特定信書便事業者ノ提供スル同条第二項ニ規定スル信書便ノ役務ヲ利用シテ送付スル方法ニ依リ」に改める。

第一百九十條第一項中「郵便物又ハ電報」を「郵便物若ハ民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定スル一般信書便事業者ノ提供スル同条第九項に規定スル特定信書便事業者ノ提供スル同条第二項ニ規定スル信書便ノ役務ヲ利用シテ送付スル方法ニ依リ」に改める。

第一百九十條第一項中「郵便物又ハ電報」を「郵便物若ハ民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定スル一般信書便事業者ノ提供スル同条第九項に規定スル特定信書便事業者ノ提供スル同条第二項ニ規定スル信書便ノ役務ヲ利用シテ送付スル方法ニ依リ」に改める。

以下郵便物等ト称ス」に改め、同条第二項及び第三項中「郵便物又ハ電報」を「郵便物等」に改める。

(手形法の一部改正)
第十七條 手形法(昭和七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第五項中「付シ」の下に「又ハ民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定スル一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定スル特定信書便事業者ノ提供スル同条第二項ニ規定スル信書便ノ役務ヲ利用シテ送付スル方法ニ依リ」に改め、同条第三項中「書類を通常の取扱により」に改め、同条第四項中「規定する方法により」に改め、同条第四項中

第十八條 小切手法(昭和八年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第五項中「付シ」の下に「又ハ民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定スル一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定スル特定信書便事業者ノ提供スル同条第二項ニ規定スル信書便ノ役務ヲ利用シテ送付スル方法ニ依リ」に改め、同条第三項中「書類を通常の取扱により」に改め、同条第四項中「規定する方法により」に改め、同条第四項中

(戸籍法の一部改正)

第十九條 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十條第四項中「郵便」の下に「その他の法務省令で定める方法」を加える。

(刑事訴訟法の一部改正)

第二十條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。
第一百條第一項及び第二項中「郵便物」の下に「信書便物」を加える。

(会社更生法の一部改正)

第二十一條 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「付シテ」を「付シ、又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法により」に改め、同条第二項中「書類を通常の取扱により」に改め、同条第三項中「書類を通常の取扱により」に改め、同条第四項中「規定する方法により」に改め、同条第四項中

「によつて書類を郵便に付して発送した」を「による送達をした」に改め、「郵便物」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二十三条第三項に規定する信書郵便物（以下「郵便物等」という。）」を加える。

第十五条第一項中「書類を通常の取扱による郵便に付して」を「前条第一項に規定する方法により」に改める。

第四百四十一条第二項中「書類を通常の取扱による郵便に付して」を「第十四条第一項に規定する方法により」に改める。

第七百七十五条の前の見出し、同条第一項及び第二項中「郵便物」を「郵便物等」に改め、同条第三項中「郵便物」を「郵便物等」に、「且つ」を「かつ」に改める。

（商業登記法の一部改正）

第二十二条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項及び第二百三十三条の四第一項中「手数料のほか郵送料」を「法務省令で定めるところにより、手数料のほか送付に要する費用」に改める。

（執行官法の一部改正）

第二十三条 執行官法（昭和四十一年法律第一百十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「郵便料」を「送付に要する費用」に改める。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第二十四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「こえる」を「超える」に改め、同条第七号中「加えた額」の下に「の範囲内において最高裁判所が定める額」を加え、同条第八号中「及び交付」を「に交付」に改め、「二倍の額」の下に「の範囲内において最高裁判所が定める額を加えた額」を加え、同条第十三号中「及び第七号」を「に第七号」に改め、「費用の額」の下に「を加えた額」を加え、同

条第十四号中「郵便料」を「送達に要する料金」に改める。

第十三条の見出し中「郵便切手」を「郵便切手等」に改め、同条中「料金」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第 号）第二条第六項に規定する一般信書郵便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書郵便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金」を、「郵便切手」の下に「又は最高裁判所が定めるこれに類する証票（以下「郵便切手等」という。）」を加える。

第二十九条（見出しを含む。）中「郵便切手」を「郵便切手等」に改める。

（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正）

第二十五条 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「付して」を「付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第 号）第二条第六項に規定する一般信書郵便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書郵便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法により」に改める。

（民事執行法の一部改正）

第二十六条 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「書留郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第 号）第二条第六項に規定する一般信書郵便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書郵便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるもの」を加え、「同法」を「民事訴訟法」に改める。

第二十七条 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「手数料のほか郵送料」を「法務省令で定めるところにより、手数料のほか送付に要する費用」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

第二十八条 民事訴訟法（平成八年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第七百七条の見出し中「書留郵便」を「書留郵便等」に改め、同条第一項中「書留郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第 号）第二条第六項に規定する一般信書郵便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書郵便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるもの（次項及び第三項において「書留郵便等」という。）」を加え、同条第二項及び第三項中「書留郵便」を「書留郵便等」に改める。

（民事再生法の一部改正）

第二十九条 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「付して」を「付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第 号）第二条第六項に規定する一般信書郵便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書郵便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法により」に改める。

第四十三条第四項中「書類を通常の取扱による郵便に付して」を「第十条第四項に規定する方法により」に改め、同条第五項中「により書類を郵便に付して発送した」を「による送達をした」に改め、「郵便物」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二十三条第三項に規定する信書郵便物（以下「郵便物等」という。）」を加える。

第六十五条第六項中「書類を通常の取扱による郵便に付して」を「第十条第四項に規定する方法により」に改め、同条第七項中「によつて書類を郵便に付して発送した」を「による送達をした」に、「郵便物」を「郵便物等」に改める。

第七十三条の前の見出し、同条第一項及び第七十四条中「郵便物」を「郵便物等」に改める。

第二百二条第四項中「書類を通常の取扱による郵便に付して」を「第十条第四項に規定する方法により」に改め、同条第五項中「によつて書類を郵便に付して発送した」を「による送達をした」に、「郵便物」を「郵便物等」に改める。

（外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正）

第三十条 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「付して」を「付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第 号）第二条第六項に規定する一般信書郵便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書郵便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法により」に改める。

第三十三条第七項中「書類を通常の取扱による郵便に付して」を「第八条第四項に規定する方法により」に改め、同条第八項中「によつて書類を郵便に付して発送した」を「による送達をした」に改め、「郵便物」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二十三条第三項に規定する信書郵便物（以下「郵便物等」という。）」を加える。

第四十三条の前の見出し、同条第一項及び第四十四条中「郵便物」を「郵便物等」に改める。

第四章 財務省関係

（関税法の一部改正）

第三十一条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十八條」を「第七十八條の二」に改める。

第三條中「輸入貨物」の下に「(信書を除く。)」を加える。

第十六條第一項中「積卸」を「積卸し」に、「除く外」を「除くほか」に、「但し」を「ただし」に改め、「郵便物」の下に「郵便物に該当しない信書を含む。第十八條(入出港の簡易手続、第十九條(執務時間外の貨物の積卸し)、第二十四條第二項(貨物の授受を目的とする船舶等への交通)及び第六十三條第一項(保税運送)において同じ。)」を加える。

第三十條第一項中「但し、左の各号に」を「ただし、次に」に改め、同項に次の一号を加える。

四 信書便物(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号)

第二條第三項(定義)に規定する信書便物という。第七十四條(輸入を許可された貨物とみなすもの)、第七十八條の二(信書等に係る郵便物についての規定の準用)並びに第二百二十二條第一項及び第二項(郵便物等の差押え)において同じ。のうち税関長が取締り上支障がないと認めるもの

第三十四條の二中「外国貨物」の下に「(信書を除く。第四十三條の二第一項(外国貨物を置くことができる期間)、第四十三條の三第一項(外国貨物を置くことの承認、第六十一條の三(記載義務)、第六十二條の七(保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用)において準用する場合を含む。、第六十二條の三第一項(保税展示場に入れる外国貨物に係る手続、第六十二條の九(外国貨物を置くことができる期間)、第六十二條の十(外国貨物を置くこと等の承認)及び第七十九條第一項(貨物の収容)において同じ。)」を「輸出しようとする貨物」の下に「(信書を除く。)」を加える。

第七十四條中「除く。)」の下に「若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第三條各号(郵便法の適用除外)に掲げる場合に該当

して信書便物の送達を行う者から交付された信書」を加える。

第六章中第七十八條の次に次の一条を加える。

(信書等に係る郵便物についての規定の準用) 第七十八條の二 第七十六條第一項本文(郵便物の輸出入の簡易手続)の規定は郵便物に該当しない信書について、同条第二項の規定はこの法律の規定に基づき信書便物の検査をする場合について、それぞれ準用する。

第二百二十二條第一項及び第二項中「郵便物」の下に「信書便物」を加える。

(国家公務員共済組合法の一部改正) 第三十二條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二百二十二條中「書面の郵送」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号) 第二條第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便」に、「郵送」を「送付」に改める。

(国税通則法の一部改正) 第三十三條 国税通則法(昭和三十七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「郵便」を「郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号) 第二條第六項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。)」に改め、同条第二項中「郵便によつて」を「郵便又は信書便によつて」に、「郵便物」を「郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二條第三項(定義)に規定する信書便物(以下「信書便物」という。)」に改め、同条第三項中「名称。以下」を「名称。」に改める。

第二十二條の見出しを「(郵送等に係る納税申告書の提出時期)」に改め、同条中「添附」を「添付」に、「郵便により」を「郵便又は信書便により」に、「郵便物」を「郵便物又は信書便物」に、「郵送日数」を「送付日数」に改める。

第三十一條第二項及び第七十七條第五項中

「郵送」を「郵送等」に改める。
(登録免許税法の一部改正) 第三十四條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第四十八号の二の次に次の一号を加える。

四十八の三 一般信書便事業又は特定信書便事業の許可		
(一) 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号) 第六條(事業の許可)の一般信書便事業の許可	許可件数	一件につき九万円
(二) 民間事業者による信書の送達に関する法律第二十條(事業の許可)の特定信書便事業の許可	許可件数	一件につき三万円

(消費税法の一部改正) 第三十五條 消費税法(昭和六十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

二 覚せい剤製造業者が覚せい剤施用機関若しくは覚せい剤研究者に覚せい剤を譲り渡し、又は覚せい剤の保管換をする場合において、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第 号) 第二條第二項に規定する信書便(第二十四條第五項及び第三十條の七第十号において「信書便」という。又は物の運送の業務に従事する者がその業務を行う必要上覚せい剤を所持する場合

第二十五條 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「左の」を「次に掲げる」に、「をいふ」を「をいう」に改め、同項第二号中「郵便」の下に「信書便」を加え、同項第三号中「瓦斯」を「ガス」に改める。

(労働基準法の一部改正) 第三十七條 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十一号中「郵便」の下に「信書便」を加える。

(覚せい剤取締法の一部改正) 第三十八條 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十條の七第十号中「郵便」の下に「若しくは信書便」を加え、「覚せい剤原料」を「覚せい剤原料」に改める。

第三十九條 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改める。

第三十九條 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改める。

のように改正する。

第四十条第三項中「郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第 号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便」を加え、「郵送」を「送付」に改める。（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第四十条 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十二条第二項中「郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第 号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便」を加え、「郵送」を「送付」に改める。（中小企業退職金共済法の一部改正）

第四十一条 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「書面の郵送」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第 号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便」に、「郵送に要した」を「送付に要した」に改める。

第六章 農林水産省関係
（植物防疫法の一部改正）
第四十二条 植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。
第六条第四項中「の郵便物」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第 号）第二条第三項に規定する信書便物（次項において「信書便物」という。）」を加え、同条第五項中「の郵便物」の下に「又は信書便物」を加える。

（家畜伝染病予防法の一部改正）

第四十三条 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。
第四十二条の前の見出し中「郵便物」を「郵便物等」に改め、同条第一項中「の郵便物」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第 号）第二条第三項に規定する信書便物（次項において「信書便物」という。）」を加え、同条第二項中「郵便物」の下に「又は信書便物」を加える。（農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第四十四条 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第 号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務」を加え、同条第三項中「通常の取扱いによる郵便に付して」を削り、「郵便物」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第 号）第二条第三項に規定する信書便物」を加える。

第七章 経済産業省関係
（特許法の一部改正）

第四十五条 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。
第九十条中「読み替える」を「最高裁判所規則」とあるのは「経済産業省令」と読み替える」に改める。
第九十二条第二項中「航空扱」を「航空扱い」に、「書留郵便」を「書留郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第 号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便

に準ずるものとして経済産業省令で定めるものをいう。次項において同じ。）」に改め、同条第三項中「郵便」を「書留郵便等」に改める。
（小規模企業共済法の一部改正）
第四十六条 小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。
第二十四条中「書面の郵送」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第 号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便」に、「行なわれた」を「行われた」に、「郵送に要した」を「送付に要した」に改める。
（中小企業倒産防止共済法の一部改正）
第四十七条 中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。
第二十条中「書面の郵送」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第 号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便」に、「郵送に要した」を「送付に要した」に改める。
第八章 国土交通省関係
（水難救護法の一部改正）
第四十八条 水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。
第九条第二項中「郵便物」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第 号）第二条第三項に規定する信書便物」を加え、「最近ノ」を「最寄ノ」に改め、「郵便局」の下に「又は同条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者ノ事業所」を加える。
（鉄道抵当法の一部改正）
第四十九条 鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項中「手数料ノ外郵送料」を「何人ト雖国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ手数料ノ外送付ニ要スル費用」に改める。
（道路運送車両法の一部改正）
第五十条 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。
第二十二條第二項中「者は」の下に「国土交通省令で定めるところにより」を加え、「郵送料」を「送付に要する費用」に改める。
（土地収用法の一部改正）
第五十一条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。
第一百条の二第一項中「に付して」を「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第 号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの（次項において「書留郵便等」という。）に付して」に改め、同条第二項中「書留郵便」を「書留郵便等」に改める。
（道路法の一部改正）
第五十二条 道路法（昭和二十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。
第七十三条第二項中「郵送」を「送付」に改める。
（土地区画整理法の一部改正）
第五十三条 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
第四十一条第二項及び第一百条第四項中「郵送」を「送付」に改める。

第三百三十四条第一項中「郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第 号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便」を加え、「郵送」を「送付」に改める。

（都市公園法の一部改正）

第五十四条 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第四号中「郵便差出箱」の下に「信書便差出箱」を加える。

（流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正）

第五十五条 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第五号中「貨物運送取扱業」の下に「信書送達業」を加える。

（都市再開発法の一部改正）

第五十六条 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三百三十六条第一項中「郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第 号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便」を加え、「郵送」を「送付」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第 号）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

平成十四年七月二十六日印刷

平成十四年七月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

F